

## 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成22年4月14日号

審議会  
選挙

### 候補者の決定及び無投票のお知らせ

岩沢北部土地区画整理審議会委員選挙について、次のとおり立候補の届け出がありましたのでお知らせします。立候補者が選挙すべき委員の数を超えたため、5月に予定していた審議会委員選挙は行いません。

※立候補届出期間 平成22年3月30日（火）～4月8日（木）

#### ◆ 岩沢北部土地区画整理審議会委員選挙立候補者（届出順、敬称略）

##### 1 宅地の所有者が選挙する委員の候補者（選挙すべき委員数：7人）

番号	氏名
1	粕谷 靖夫
2	内沼 清
3	綿貫 恵夫
4	雨間 保弘
5	宮岡 幸雄
6	浅野 瞳己
7	榎本 敏男

##### 2 宅地の借地権者が選挙する委員の候補者（選挙すべき委員の数：1人）

##### 立候補者なし

※ 届出期間内に立候補はありませんでしたので、任期満了（平成27年6月）まで欠員となります。

#### ◆審議会委員選挙の投票は行いません

審議会委員選挙につきましては、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えたため、5月16日（日）に予定していた選挙の投票は行いません。上記立候補者については5月17日、当選人の公告及び通知をもって審議会委員となります。



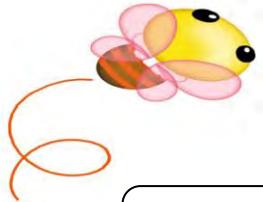
森林文化都市  
飯能市

編集発行

飯能市土地区画整理事務所

TEL 042-973-8682

FAX 042-972-1242



# ★お知らせ★

## 区域（地区界）立会いのお願いについて

昨年度に引き続き、区画整理を継続して行う区域（地区界）を確定させるため、立会いを予定しています。該当する土地所有者の皆様には、立会い日程等をあらかじめ通知させていただきますのでご協力を願います。

なお、立会いは主に、区域（地区界）に接する道路・水路などの官民境界及び民地境界となります。

## 継続区域内の建築行為等について

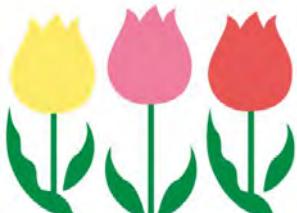
区画整理事業を継続する区域において建築行為等を行う場合は、これまでどおり土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要です。ただし、今回の見直しにより新たに換地設計を行うことになりますので、換地設計（案）が作成されるまでの期間は、原則として許可申請の受付ができないことになります。

権利者の皆様には大変ご迷惑をおかけすることになりますが、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

## 除外区域での建築行為等について

区画整理事業から除外された区域において建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為などについても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。

※建築などを検討されている方は、必ず計画を具体化する前に都市計画課（本庁舎2階）、または土地区画整理事務所にご相談ください。



★お問合せ先★  
飯能市土地区画整理事務所  
電話 042-973-8682

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成22年4月20日号 (笠縫地区・双柳南部地区 合併号)

## ～笠縫地区、双柳南部地区の進捗状況及び 今後の予定や方針についてお知らせします～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、平成22年3月31日現在の笠縫地区及び双柳南部地区における事業進捗の状況や、平成22年度の事業展開などについてお知らせいたします。

### § 笠縫地区 §

#### 【進捗状況について】 (昭和63年事業開始)

・仮換地指定率	93.9%
・使用収益開始率	56.0%
・建物移転済戸数	682戸／851戸
・建物移転率	80.1% となっております。

#### 【平成21年度事業について】

平成21年度は5箇所の工事を実施し、予定どおり完了することができました。ご協力頂きました皆様に、厚く御礼を申し上げると共に、引き続いてのご協力をお願いいたします。

【前】

《9-6号線 施工の様子》

【後】



## 【平成22年度の事業内容について】

笠縫地区においては、地区の東西・南北方向に計画されております幹線道路の整備を中心に、事業の進捗を図っていきたいと考えておりますが、平成22年度の事業につましては、これに関連した移転の交渉等を行ってまいりますので、地権者の皆様のご協力をお願いいたします。本年度は16戸の移転と6箇所の工事を予定しております。

## 《国道299号から南に見た双柳岩沢線》



## 《雨水放流施設予定地（笠縫）》

### 【雨水排水の推進について】

事業の進捗に伴い降雨時の雨水流出量の増加に対応するため、各箇所に小さな調整池や浸透井戸、また道路排水について浸透式にするなどの対策を講じてきました。今年度より、当事業地内から流出する雨水を入間川に放流するための工事に着手します。

## § 双柳南部地区 §

### 【進捗状況について】 (平成4年事業開始)

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| ・仮換地指定率  | 59.9%           |
| ・使用収益開始率 | 34.6%           |
| ・建物移転済戸数 | 102戸／679戸       |
| ・建物移転率   | 15.0% となっております。 |

## 【平成21年度事業について】

平成21年度は3箇所の工事を実施し、予定通り完了することができました。ご協力頂きました皆様に、厚く御礼を申し上げると共に、引き続いてのご協力をお願いいたします。

【前】

《東原翼原線 施工の様子》

【後】



## 【平成22年度の事業予定について】

阿須小久保線（双柳工区）及び東飯能駅東口駅前通り線の完成に伴い、当地区においては阿須小久保線及び東原翼原線の整備が急務となっています。このため平成22年度は、これらの整備に向けた工事や移転を中心に進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

《阿須小久保線の様子》

《東原翼原線の様子》



## 【新光地区下水道の整備について】

新光地区の下水道工事に着手いたします。地権者の皆様のご協力にお礼を申し上げるとともに、今後のご協力をお願ひいたします。

## 『新光地区下水道整備予定場所』



## 【私設下水道に関する報告】

私設下水道組合「きよし会」の下水道施設が飯能市に採納され、平成22年度から区画整理事務所で管理することとなりました。今後は、この施設に関するお問い合わせ等は、区画整理事務所までお願ひいたします。

### 土地区画整理事務所からのお願い

#### ○建築行為（開発行為）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。

また宅地の造成高、歩道計画のある道路からの出入り口の位置等、工事施工時のトラブルを回避するため、事前確認を必ず行っていただきますようご協力をお願いいたします。

#### ○委任状が必要です

土地区画整理事業に伴う権利関係や清算金等の調査に関しては、土地所有者の方のみに説明させて頂いております。代理の方は、土地所有者の方からの委任状が必要となりますので、ご注意ください。

#### ○電柱移設へのご協力について

土地区画整理事業では、建物移転の際に建物以外に電柱などの移転も同時に行われますが、移転先での電柱の受入れに関しては、皆様方のご協力が必要となります。電気・電話については、日常生活の中で欠かす事のできない施設ですので、移転時における電柱の設置については、関係する皆様方のご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫112-1  
電 話 042-973-8682  
Eメール [kukaku@city.hanno.saitama.jp](mailto:kukaku@city.hanno.saitama.jp)

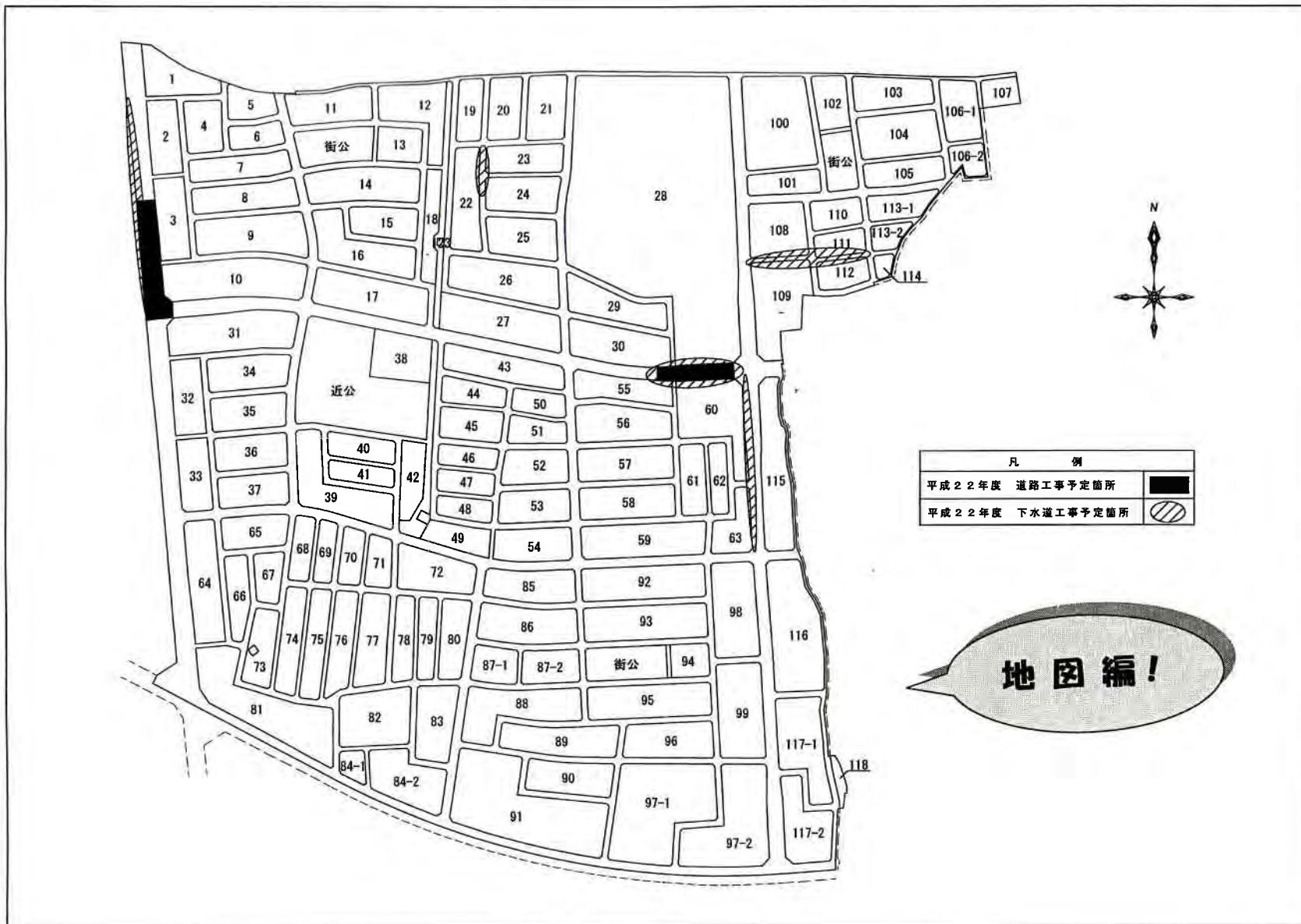
# ～平成22年度工事予定箇所～

## 笠縫土地区画整理事業 位置図



# ～平成22年度工事予定箇所～

双柳南部土地区画整理事業 位置図



# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成22年5月1日号

(岩沢北部・岩沢南部地区合併号)

## ～トピックス～

- ・個別説明会の開催
- ・平成22年度の事業内容
- ・阿須小久保線関連
- ・除外区域の整備方針等

岩沢地区の土地区画整理事業も皆様方のご協力により、昨年の7月に事業計画の変更認可を取得し、新たなまちづくりをスタートすることができました。

今後は、早期にまちづくりが完了できますよう皆様方の更なるご協力をお願いします。

## 仮換地（案）の個別説明会を開催します

事業計画の変更認可後、市では区画整理の基本であります仮換地（案）の作成に着手し、この度、皆様方にお示しする運びとなりました。

個別説明会の日程は下記のとおりです。

主な説明内容は、仮換地（案）(位置、形状、概略の地積及び減歩率等)などを予定しています。また、説明会の詳細については、改めて権利者の方々に直接ご通知させていただきます。

### 【岩沢北部地区】

開催日 平成22年5月17日（月）から

会場 旧岩沢北部土地区画整理事務所

### 【岩沢南部地区】

開催日 平成22年6月10日（木）から

会場 旧岩沢北部土地区画整理事務所



## 区画整理評価員会・区画整理審議会を開催しました

### 岩沢北部評価員会

3月17日（水）・4月19日（月）

### 岩沢南部評価員会

3月17日（水）・4月19日（月）

主な内容は、土地評価基準の見直しに関することについて、ご審議をいただきました。

岩沢南部土地区画整理審議会 3月24日（水）・4月23日（金）

岩沢北部土地区画整理審議会 3月24日（水）・4月26日（月）

主な内容は、換地設計基準の見直しに関すること、換地設計に関する見直し方針及び仮換地（案）などについてご審議をいただきました。

### 平成22年度の 事業内容について

#### 《 区画整理 》

今年度においては、仮換地（案）の個別説明会を開催し、権利者の皆様から合意形成を得ながら、地区の一部について仮換地指定を予定しています。また、

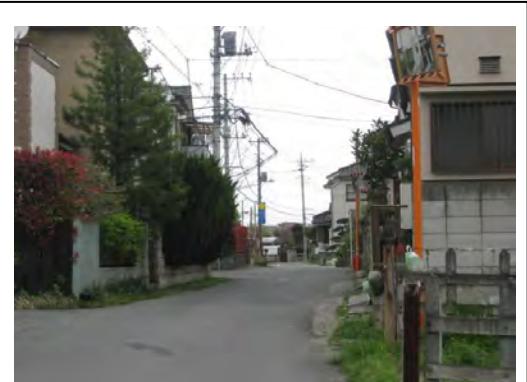
昨年度に引き続き地区界測量に関する現場作業を実施し、今年度で完了させたいと考えています。地区界に関する権利者の皆様方には、改めて立会い等のご依頼をさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いします。

#### 《 下水道関係 》

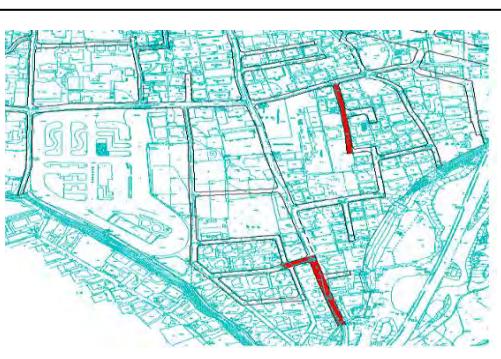
岩沢北部地区においては、西武池袋線元加治4号踏切より東側部分、岩沢南部地区では、前原市営住宅の東側部分についてそれぞれ整備を予定しています。また、加治東学童保育所の隣に建設予定の岩沢汚水中継ポンプ場については、今年度より建設工事を実施します。

なお、今年度の整備を予定している箇所については次のとおりです。

#### 【岩沢北部地区】



#### 【岩沢南部地区】



下水道工事の期間中は、騒音や通行に関し、住民の方々へご迷惑をお掛けすることになりますが、何卒ご理解ご協力をよろしくお願ひします。  
また、工事中の迂回路等に関する情報は改めてお知らせします。

### 阿須小久保線関連

阿須小久保線においては、阿岩橋を西側（上流側）に線形を変更する都市計画道路の変更認可を昨年の10月に取得しました。

現在は、阿須工区の阿岩橋、入間川河川において橋の基礎となる橋台部分の工事を実施し、平成23年度を目指して阿岩橋の完成を目指しています。

岩沢南部地区においては、この都市計画道路の変更を受け、事業計画の変更について埼玉県と協議を行っています。

【阿岩橋を望む】



【西武線北側から望む】



### 除外区域の整備方針等について

岩沢地区の整備については、区画整理継続区域及び除外区域において、一部を除いて概ね20年間で整備を進めます。特に除外区域においては、区画整理による整備手法とは異なりますが、わかりやすく迅速な対応を心掛けてまいりますのでよろしくお願ひします。

今回は、整備方針の概要についてお知らせします。

【都市計画道路】

- 特に整備効果の高い阿須小久保線及び双柳岩沢線の一部に着手し、その他の路線は優先順位を定め順次事業に着手します。

- ・都市計画道路に係る建築行為等については、都市計画法の制限がかかります。
- ・都市計画道路の用地取得については、事業の推進を図る上で積極的に進めてまいります。なお、用地に関するご相談もお受けします。

#### 【地区計画道路】

- ・下水道幹線となる主要道路を優先に、岩沢南部地区においては、前原市営住宅の東側、岩沢北部地区では、西武池袋線元加治2号踏切付近よりそれぞれ事業に着手します。
- ・主要道路については、昨年の12月に線形計画の供覧を行いました。まだ、ご覧いただいている方は、市役所道路建設課もしくは、土地区画整理事務所でご覧いただけます。
- ・建築行為等の制限があります。建築確認申請を申請する前に地区計画の届出が必要になります。

#### 【ご相談窓口について】

##### ○都市計画道路及び地区計画道路区域内の建築行為のご相談窓口

都市計画課 042(973)2111(内線)244

土地区画整理事務所 042(973)8682

##### ○都市計画道路及び地区計画道路区域内の用地に関するご相談窓口

建設管理課 042(973)2111(内線)271

道路建設課 // (内線)261

#### 土地区画整理事務所からのお願い

##### ○区画整理継続区域で建築行為等（開発行為）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談下さい。

##### ○区画整理除外区域で建築行為等（開発行為）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業から除外された区域で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談下さい。

編集発行	飯能市土地区画整理事務所
住 所	飯能市大字笠縫112-1
電 話	042(973)8682
E メール	kukaku@city.hanno.saitama.jp

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成 22 年 8 月 1 日号

(岩沢北部・岩沢南部地区合併号)

- ・個別説明会の開催報告
- ・事業状況について
- ・調査・測量等実施のお願い
- ・除外区域の整備等について

新たなまちづくりがスタートして 1 年が経過しました。この 1 年は仮換地（案）の作成、公表といった目標を掲げて取組んできました。今後とも、早期にまちづくりが完了できますようご協力をお願いします。

## 【報告】仮換地（案）の個別説明会を開催しました

仮換地（案）を皆さんに個別に説明させていただきました。

結果については、下記のとおりです。



### 《岩沢北部地区》

開催期間 平成 22 年 5 月 17 日～7 月 4 日

権利者件数 225 件中 出席件数 133 件 出席率 59.1%

### 《岩沢南部地区》

開催期間 平成 22 年 6 月 10 日～7 月 25 日

権利者件数 294 件中 出席件数 168 件 出席率 57.1%

### 【今後の進め方について】

個別説明会において、皆さまからいただいた仮換地（案）に対するご意見・ご要望を取りまとめ、土地区画整理審議会に審議をお願いします。審議の結果、検討が必要と認められる仮換地（案）について修正を行い、修正案を関係する権利者の皆さんに説明させていただきます。

また、今回皆さんに説明した面積、減歩率、清算指数は、暫定数値での説明となっています。区域縮小に伴う地区界測量がすべて完了し、数値が確定いたしましたら改めてお知らせいたします。

また、仮換地（案）の個別説明会に出席いただけなかった皆さんには、引き続き説明の機会を設けさせていただきます。

なお、仮換地が指定済で個別説明会に出席いただけなかった皆さんには、「仮換地予定調書」を郵送にてお送りしておりますのでご確認ください。

## 平成 22 年度 事業状況

### 《 区画整理継続地区 》

事業の状況については、仮換地（案）の個別説明会を概ね終了することができました。これを受けまして、土地区画整理審議会を開催します。主な議題は、個別説明会の結果報告、要望に対する審議等を予定しています。その後、仮換地の指定に向けた準備を行います。

### 《 平成 22 年 6 月 10 日 岩沢南部土地区画整理事業の事業計画を変更しました 》

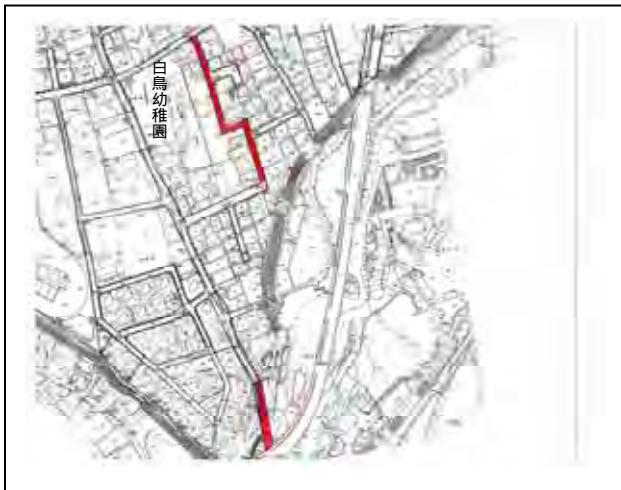
この変更は、埼玉県の告示によって都市計画道路・阿須小久保線の線形を一部変更することを受け行いました。この変更をすることについては、すでに区画整理の見直し説明会において説明させていただいております。

### 《 区画整理除外地区 》

前号でお知らせしました今年度の下水道整備に先立ち、整備に影響する範囲の道路等について、道路境界査定を実施します。関係する権利者の皆さまには、この業務を担当する建設管理課より直接ご案内をいたしますのでご協力をお願いします。

今回、道路境界査定を予定している箇所については下図のとおりです。

（岩沢南部地区）



（岩沢北部地区）



### 《 地区界の立会いについて （区画整理継続・除外地区） 》

地区界測量は岩沢北部・南部地区ともに今年度で完了させる予定であります。関係する権利者の皆さまには、区画整理事務所より立会い等のご案内をいたしますのでよろしくお願いします。また、状況により数回に分け立会い等をお願いする方もございますがご協力をお願いします。

## 調査・測量等実施のお願い



市では、昨年より様々な調査・測量等に関する作業を実施しています。

今年度実施されている業務は次のとおりです。

- ・基準点測量業務
- ・地区界測量業務
- ・街区確定測量業務
- ・都市計画道路調査測量業務
- ・道路境界査定業務

これらの作業を実施するにあたり、皆さまにお願いする事項は次のとおりです。

調査・測量業務に従事する者が作業の必要に応じ、皆さまの土地に立入ることがあります。

境界等を測量するために基準点（プラスチック杭・金属錨等）を設置します。現場の状況により私有地に設置させていただくことがあります。なお、設置した基準点が支障となる場合にはご連絡をください。

設置した杭等は、皆さまの境界等を正確に測量するための大切な杭です。抜いたり動かしたりはしないでください。

測量等を実施するにあたり、作業の障害となるものを動かす場合や、樹木・雑草等の一部を枝払い又は刈払いさせていただくことがあります。

業務に従事する者は、市が委託した委託業者です。作業員は、市が発行した身分証明書を携帯していますので、何かございましたら身分証明書の提示を求めてください。

これらの業務は、岩沢地区のまちづくりを推進する上で重要な作業です。作業にあたっては、十分注意を払い実施させていただきますので、特段のご理解とご協力ををお願いします。

## 除外区域の整備等について

岩沢地区の整備については、区画整理継続区域及び除外区域において、一部を除いて概ね20年間で整備を進めます。特に除外区域においては、区画整理による整備手法とは異なりますが、わかりやすく迅速な対応を心掛けてまいりますのでよろしくお願いします。

## 【都市計画道路】

- 特に整備効果の高い阿須小久保線及び双柳岩沢線の一部に着手し、その他の路線は優先順位を定め順次事業に着手します。

## 【地区計画道路】

- 下水道幹線を優先し、岩沢南部地区は前原市営住宅の東側、岩沢北部地区では白髪神社の西側付近よりそれぞれ事業に着手します。
- 主要道路の計画について、市役所道路建設課もしくは土地区画整理事務所でご覧いただけます。
- 整備を優先する箇所で道路境界査定を実施します。

## 【ご相談窓口】

都市計画道路及び地区計画道路区域内の建築行為等のご相談窓口

都市計画課 042(973)2111(内線)244

土地区画整理事務所 042(973)8682

都市計画道路及び地区計画道路区域内の用地に関するご相談窓口

建設管理課 042(973)2111(内線)271

道路建設課 " (内線)261

### 土地区画整理事務所からのお願い

#### 区画整理継続区域で建築行為等（開発行為）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談下さい。

#### 区画整理除外区域で建築行為等（開発行為）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業から除外された区域で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に都市計画課または土地区画整理事務所にご相談下さい。

### 保留地（宅地）公売のお知らせ

笠縫・双柳南部地区内で保留地（宅地）を公売します。土地をお探しの方には必見です。詳しくは区画整理事務所までお問い合わせください。なお、締切りが迫っておりますのでお早めにお願いします。

編集発行 飯能市土地区画整理事務所

住 所 飯能市大字笠縫112-1

電 話 042(973)8682

Eメール [kukaku@city.hanno.saitama.jp](mailto:kukaku@city.hanno.saitama.jp)

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し多大なるご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今回の土地区画整理事業ニュースでは、事業の進捗状況や今後の予定についてお知らせいたします。

## 土地区画整理審議会を開催しました

### 《岩沢北部地区》

日 時 平成 22 年 8 月 27 日 (金)

主な内容 ①審議会会長と会長職務代理を決定しました。  
会長 青木 延和【学識経験委員】  
代理 町田 昇【学識経験委員】  
②評価員の選任について  
同意をいただきました。  
井上 孝治【市資産税課長】  
③仮換地(案)個別説明会  
の結果を報告し、一部の修正案について、ご  
了解いただきました。

### 《岩沢南部地区》

日 時 平成 22 年 9 月 29 日 (水)

主な内容 ①評価員の選任について  
同意をいただきました。  
井上 孝治【市資産税課長】  
②仮換地(案)個別説明会  
の結果を報告し、一部の  
修正案について、ご  
了解いただきました。

日 時 平成 22 年 11 月 22 日 (月)

主な内容 ①仮換地(案)について了  
解をいただきました。  
②特別宅地と保留地につ  
いて諮問し、答申をいた  
だきました。  
③仮換地指定について諮  
問し、答申をいただき  
ました。

日 時 平成 22 年 10 月 14 日 (木)

主な内容 ①仮換地(案)について了  
解をいただきました。  
②特別宅地と保留地につ  
いて諮問し、答申をいた  
だきました。  
③仮換地指定について諮  
問し、答申をいただき  
ました。



## 一部の区域を仮換地指定します

岩沢北部・岩沢南部ともに、地区の一部について仮換地の指定を行い、下水道工事の早期布設を考慮した事業を展開します。

仮換地の指定が行われますと、移転対象となる物件等の調査及び補償交渉を進めてまいります。

## 下水道工事にご協力ください

今年度、下記のとおり下水道工事を実施いたします。

工事中は何かとご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

### 《岩沢北部地区》

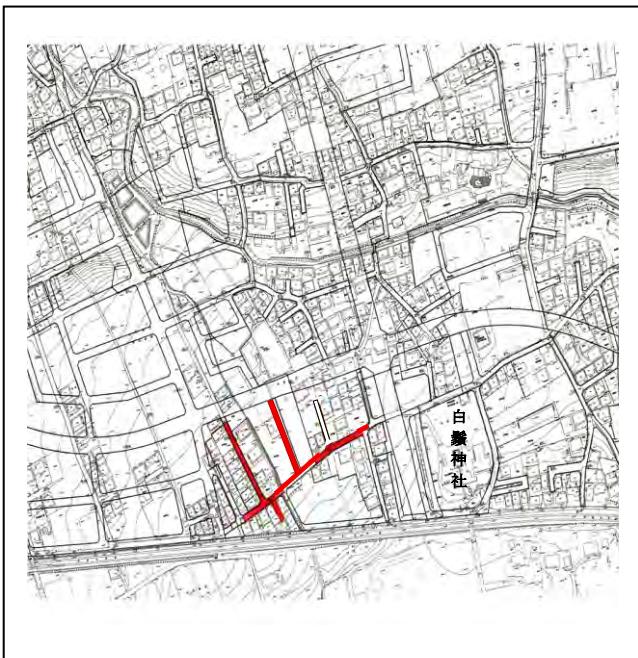
白鬚神社西側付近の工事を行います。現道に下水道管を埋設するため、車両等は通行止めになりますので迂回にご協力をお願いします。六道の竹むらそば屋東通りから白鬚神社方面に行かれる方は、迂回されますようご協力をお願いします。

### 《岩沢南部地区》

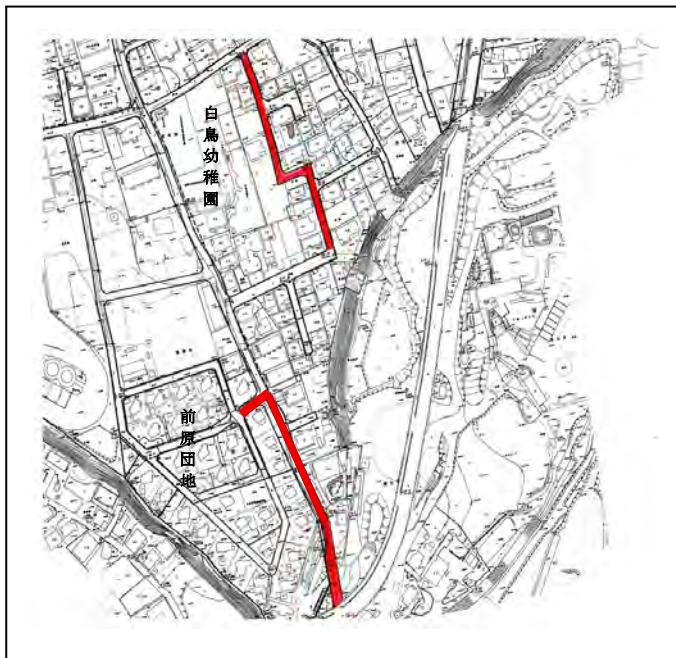
市営住宅前原団地東通りと白鳥幼稚園東側の2箇所の工事を実施します。工事中は通行止めとなりますので迂回にご協力をお願いします。

下水道工事に関する問合せ先  
下水道課 整備担当  
TEL 042（973）2111 内線204

《岩沢北部地区》



《岩沢南部地区》



## その他の事業状況等について

### 《区画整理継続区域》

#### 【調査・測量】

継続区域、除外区域の施行地区界の立会いを行ってきましたが、皆様にご協力いただき、概ね終了することができました。

地区界立会い終了後は、区画道路線形等の調査、測量を実施します。委託業者が皆様の土地に立ち入る場合がございますが、引き続きご協力をお願いします。

#### 【換地設計】

上記の測量成果に基づき、仮換地(案)について、より詳細な設計を行います。この設計により、基準地積、換地地積、減歩率、清算指標が確定します。

### 《除外区域》

#### 【市営住宅前原団地東通り】

幅員6mの計画道路にかかる工作物や立木等の調査を実施しています。今後、工作物等の補償と用地取得を行い、道路整備や下水道工事を進めていきます。

この路線以外につきましても、隨時、既存道路境界の立会いや測量を進めてまいります。

#### 【阿岩橋】

阿岩橋の架替工事につきましては、右岸側（阿須側）の橋台と橋脚のそれぞれ1基が完成しておりましたが、河川増水期のため工事を一時中断していました。現在、渴水期に入ったため、工事を再開しています。

今年度中に左岸側（岩沢側）の橋台と橋脚それぞれ1基の工事を完成させ、その後、上部工事に移行します。平成24年度の供用開始に向け、鋭意努力してまいります。



右岸(阿須側)



左岸(岩沢側)の下部工事

## 土地区画整理事務所からのお願い

### ○きれいな街を守るためにご協力ください

最近、飯能市の山間部ばかりではなく、区画整理事業地内においても不法投棄が行われています。年末を控え、このような行為がさらに増えることが予想されます。怪しい車両等を見かけましたら、警察に連絡をお願いします。

### ○建築行為等（開発行為）を行う際はご注意願います

#### ☆区画整理継続区域☆

土地区画整理事業の施行区域内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談下さい。

#### ☆区画整理除外区域☆

土地区画整理事業から除外された区域で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談下さい。

### ○権利異動の届出のお願い

区画整理区域内の土地の権利に関し、異動（所有権移転、住所変更等）がありましたら土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

#### 保留地（宅地） 公売のお知らせ

笠縫地区内で保留地（宅地）を公売しています。  
土地をお探しの方には必見です。  
詳しくは区画整理事務所までお問い合わせください。



編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫112-1  
電 話 042(973)8682  
Eメール kukaku@city.hanno.saitama.jp

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成 22 年 8 月 20 日号  
笠縫地区・双柳南部地区  
\*\*\*\*\* 合併号 \*\*\*\*\*

## ~笠縫地区、双柳南部地区の進捗状況及び 保留地の公売についてお知らせします~

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

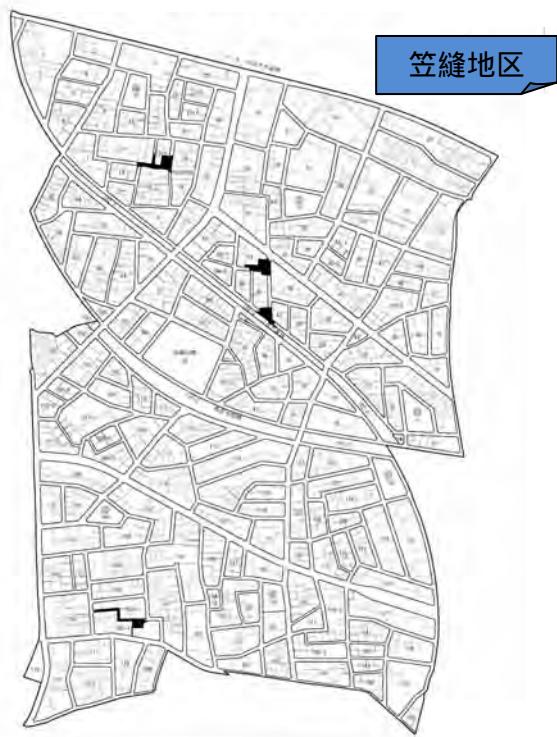
さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、笠縫地区及び双柳南部地区における事業進捗の状況や、平成 22 年度の保留地の公売についてお知らせいたします。

【工事発注予定箇所図】

### § 平成 22 年度 工事発注状況について §

#### 【笠縫地区について】

笠縫地区では幹線道路の整備を中心にして事業を進めていますが、7・8月に造成及び道路築造工事の 4 箇所（右図参照）について、発注の予定をしています。



笠縫地区

#### 【双柳南部地区について】

双柳南部地区においては、阿須小久保線及び東原巽原線の整備を中心として事業を進めています。今年度、道路築造工事の 2 箇所（右下図参照）について、発注の予定をしています。



双柳南部地区

工事箇所周辺の皆様には、ご迷惑、ご不便等をお掛けいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

これからも、益々の事業進捗を図っていきたいと考えています。つきましては、地権者の皆様のご協力をお願いいたします。

## § 双柳南部地区 1号街区公園の一部を開放しました §

双柳南部地区の北西に位置します、1号街区公園の一部(東側)を暫定的に整備し、開放しました。

地域の皆様で有効にご利用ください。



## § 双柳南部地区雨水対策について §

近年頻繁に発生するゲリラ豪雨等により、地区内の雨水流出量が急激に増加し、地区的皆様にご心配をお掛けしています。これまで暫定的な調整池、浸透マンホール等を数箇所設置していますが、最近の集中豪雨は凄まじい雨量となっています。

そこで、豪雨時における地区内の雨水被害を縮減することを目的として、暫定的に地下浸透や貯留機能を持った雨水排水施設を設置することといたしました。



本年度より産業道路から学習センター方向に整備を行ってまいります。

## **審議会を開催しました**

去る 7 月 23 日(金)に笠縫地区と双柳南部地区の土地区画整理審議会を開催しましたので、その概要をお知らせします。

議事として、笠縫地区・双柳南部地区評価員の選任について諮問しました。(詳しくは、「評価員の選任について」をご覧ください。) また、仮換地及び保留地の変更について(笠縫地区)諮問し、いずれも諮問のとおり答申を頂きました。

報告事項として、今後の事業計画や予定について、保留地処分の公売についてなどの報告をしました。

また委員の方からは、事業の進捗にともなう貴重な意見を頂きました。皆様のご協力のもとに、これからも事業の重要性を認識して、進捗を図っていきます。

### **【意見の一部抜粋】**

- ・笠縫南北道路の整備順序について
- ・砂利道の整備について
- ・雨水排水について
- ・下水道の整備状況について
- ・家屋移転状況について

## **評価員の選任について**

この度、笠縫及び双柳南部土地区画整理事業の評価員が辞任されたことにより、各土地区画整理審議会の同意を頂きまして、新たに下記 2 名の方が就任されました。

### **\*笠縫土地区画整理評価員\***

- ・新 井 道 男 氏(金融機関職員)
- ・井 上 孝 治 氏(飯能市資産税課長)

### **\*双柳南部土地区画整理評価員\***

- ・井 上 孝 治 氏(飯能市資産税課長)

《 評価員は土地区画整理事業ごとに選任することとされています。》

#### **(評価員とは)**

土地区画整理法第 65 条の規定に基づき、施行者は土地区画整理審議会の同意を得て、土地又は建築物の評価に関して経験を有する 3 人を評価員に選任しなければならないこととなっています。

換地計画において、清算金又は保留地を定めようとする場合について、意見を伺います。

# **保留地(宅地)を公売しています**

抽せんによる保留地公売の申し込みは 8 月 11 日(水)をもって終了しましたが、申し込みのなかった保留地については、先着順により随時公卖いたしますので、ご希望の方はお問い合わせください。

今年度は、笠縫地区 4 画地・双柳南部地区 1 画地の計 5 画地を公売しまして、笠縫地区の 2 画地について申し込みがありました。

《公売保留地について、お知りになりたいことがございましたら、土地区画整理事務所までお尋ねください。》

## **土地区画整理事務所からのお願い**

### **建築行為（開発行為）を行う際はご注意願います**

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第 76 条の許可申請が必要となります。

また宅地の造成高、歩道計画のある道路からの出入り口の位置等、工事施工時のトラブルを回避するため、事前確認を必ず行っていただきますようご協力をお願ひいたします。

### **委任状が必要です**

土地区画整理事業に伴う権利関係や清算金等の調査に関しては、土地所有者の方のみに説明させて頂いています。代理の方は、土地所有者の方からの委任状が必要となりますので、ご注意ください。

### **電柱移設へのご協力について**

土地区画整理事業では、建物移転の際に建物以外に電柱などの移転も同時に行われますが、移転先での電柱の受入れに関しては、皆様方のご協力が必要となります。電気・電話については、日常生活の中で欠かす事のできない施設でありますので、移転時における電柱の設置については、関係する皆様方のご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫 112-1  
電 話 042-973-8682  
E メール [kukaku@city.hanno.saitama.jp](mailto:kukaku@city.hanno.saitama.jp)

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成22年12月1日号  
笠縫地区・双柳南部地区  
\*\*\*\*\* 合併号 \*\*\*\*\*

## ～笠縫地区、双柳南部地区の進捗状況及び 保留地の公売状況等についてお知らせします～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、笠縫地区・双柳南部地区における事業進捗の状況や、保留地の公売、笠縫地区の事業説明会についてお知らせいたします。

### § 平成22年度 工事進捗状況について §

#### 【笠縫地区について】

現在地区内4箇所において、道路築造や宅地造成工事を実施しております。

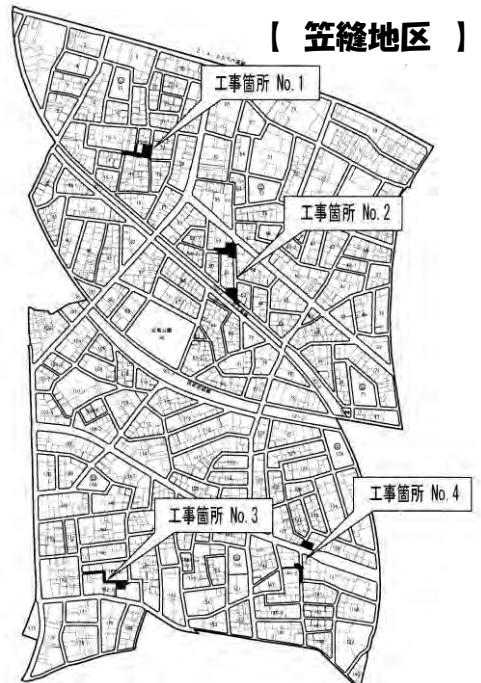
今後は、下水道工事や水道工事が継続して行われます。地域の皆様には大変ご不便をお掛けしておりますが、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

工事箇所No.3については本年12月末、工事箇所No.1、2、4については来年3月末の完成予定です。

#### 【工事箇所 No.1】



#### 【工事実施箇所図】



#### 【工事箇所 No.2】



## 《笠縫地区工事箇所写真の続き》

【工事箇所 NO.3】



【工事箇所 NO.4】



## 【双柳南部地区について】

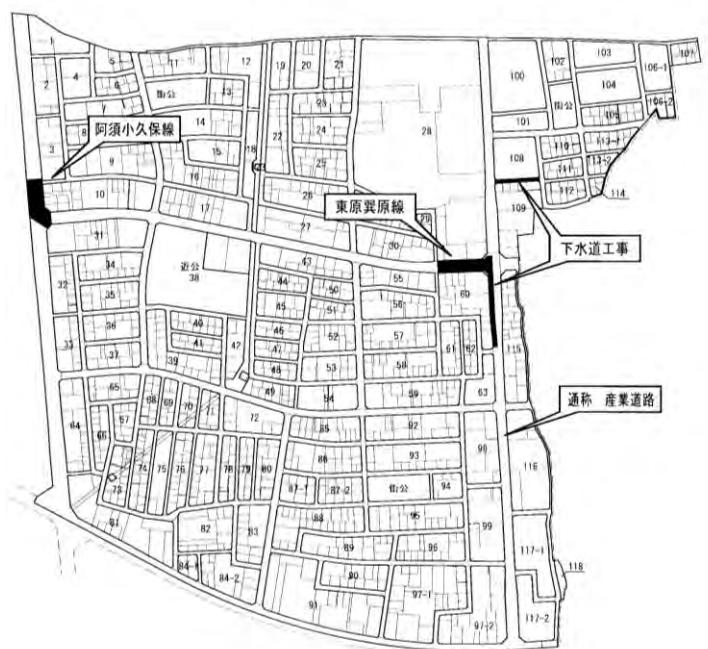
東原巽原線の工事を(通称)産業道路から西に約50mと、阿須小久保線については東原巽原線より北に向かった約50mを工事いたします。

また、歩道と車道を区分するブロックを設置します。事前に、各宅地からの出入口の位置等について、調整をさせていただいておりますが、変更などのご希望がございましたら、お早めにご相談ください。

《東原巽原線・阿須小久保線工事期間》  
平成22年10月7日

～平成23年2月25日

## 【双柳南部地区】



【阿須小久保線】



【東原巽原線】

## § 東原巽原線整備に伴う家屋移転が完了 §

### 【双柳南部地区について】

今年度の移転をもちまして、都市計画道路東原巽原線の道路計画線上の建物移転については完了いたしました。皆様のご協力に厚くお礼申し上げます。今後は、全線開通に向けた工事を進めてまいります。

#### 【曳家の様子です】

道路を横切って、約 60mも家が移動しました。道行く人も曳家の様子を眺めていました。

今年度は2軒の曳家を予定しています。



【レールの上をゆっくり進んで行きます。】

## § 保留地の公売状況 §

今年度は、笠縫地区 4 画地・双柳南部地区 1 画地の計 5 画地を公売し、笠縫地区 1 画地、双柳南部地区 1 画地を購入いただきました。

残りました保留地については、現在先着順により随時公売しています。ご希望の方は土地区画整理事務所までお問い合わせください。

《くわしくは、ホームページまたは土地区画整理事務所まで、直接お尋ねください。》

### ※ お 知 ら せ ※

#### ～ 笠縫土地区画整理事業説明会の開催について～

笠縫地区では約8割まで事業が進んできておりますが、踏切工事など今後の進め方について、権利者の方々を対象に下記のとおり説明会を開催しますのでご案内いたします。

日 時 平成22年12月19日（日） 午前10時より  
場 所 加治公民館 2階 集会室

## ～土地区画整理事務所からのお願い～

### ○建築行為（開発行為）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。

また宅地の造成高、歩道計画のある道路からの出入り口の位置等、工事施工時のトラブルを回避するため、事前相談を必ず行っていただきますようご協力をお願いいたします。

### ○委任状が必要です

土地区画整理事業に伴う権利関係や清算指數等の調査に関しては、土地所有者の方のみに説明させていただいている。代理の方は、土地所有者の方からの委任状が必要となりますので、ご注意ください。

### ○電柱移設へのご協力について

土地区画整理事業では、建物移転の際に電柱などの移設も同時に行われますが、移転先での電柱の受入れに関しては、皆様方のご協力が必要となります。電気・電話については、日常生活の中で欠かすことのできない施設ですので、移転時における電柱の設置については、関係する皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

### ○権利異動の届出のお願い

区画整理区域内の土地の権利に関し、異動（所有権移転、住所変更等）がありましたら、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫112-1  
電 話 042-973-8682  
E メール [kukaku@city.hanno.saitama.jp](mailto:kukaku@city.hanno.saitama.jp)

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成23年2月25日号（笠縫地区・双柳南部地区 \*\*\*合併号\*\*\*）

## ～笠縫地区及び双柳南部地区の事業進捗 状況等についてお知らせします～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、笠縫地区・双柳南部地区における事業進捗の状況や、笠縫地区で行われました進捗状況説明会についてお知らせいたします。

### § 平成22年度 工事進捗状況について §

平成22年度も1ヶ月あまりを残すのみとなりました。今回は、平成22年度工事の進捗状況について、お知らせいたします。

全ての工事は平成23年3月末に完成する予定です。地域の皆様には大変ご不便をお掛けしておりますが、引き続きご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

### 【笠縫地区について】

現在、笠縫地区内では道路築造工事や宅地造成工事を6箇所（工事箇所 1,2,4,5,6,7）で行っています。併せて上下水道整備工事も実施しています。

また、幹線道路整備を実施するために必要な雨水管の整備を1箇所（工事箇所 3）で実施しています。



【笠縫地区工事実施箇所図】

## 笠縫地区工事箇所写真



### 【双柳南部地区について】

(通称)産業道路から西に向かって約50mの東原巽原線の工事は、道路築造に併せて雨水排水工事を今年度から実施しています。また、同時に公共下水管整備も行っています。

東原巽原線から北に向かう阿須小久保線の約50mについて整備をしています。歩道整備にあたり、隣接している皆様のご協力に厚くお礼申し上げます。



## 双柳南部地区工事箇所写真



【東原巽原線】



【阿須小久保線】

### § 笠縫土地区画整理事業進捗状況説明会について §

去る平成22年12月19日に、笠縫地区の事業進捗状況説明会を開催いたしました。その概要についてお知らせいたします。

#### 【説明事項】

##### 現在までの経緯

###### 事業の進捗状況について（平成21年度末現在）

- ・昭和63年の事業開始から22年が経過しました。
- ・682戸の移転が完了し（移転率80.1%）残り移転戸数は169戸となっています。
- ・公園は7箇所を計画しており、すでに加能里遺跡公園を開設し、その他1箇所を暫定解放しています。
- ・家屋移転を中心に事業を進めてきたため、幹線道路の工事が遅れている状況です。今後は道路整備にウエイトを移しつつ進捗を図ってまいります。
- ・下水道整備延長は20.2kmとなっています。（下水道整備率75.1%）

##### 今後の事業の進め方

###### 幹線道路の整備について

- ・2本の南北幹線道路を重点的に整備していきます。
- ・東西幹線道路（川寺岩沢線、双柳岩沢線）については、移転による道路用地の確保を進めています。
- ・JRと西武鉄道の4箇所の踏切整備を、今後5年間で実施する計画です。

###### 生活道路・下水道・公園等の整備について

- ・4~6m道路についても整備を進め、砂利道は順次舗装を行います。
- ・道路用地を確保することで下水道整備を図ります。
- ・用地が確保された公園予定地については、外周の道路を整備し開設していきたいと考えています。

## 【質疑応答】（一部抜粋）

- Q. 平成27年に区画整理は終了するのか。  
A. 財政状況が厳しく長期化しています。残りの移転戸数は着実に減っていますが平成26年度までの完了は難しいため、事業期間の延伸をお願いしたいと考えています。
- Q. 2本の南北幹線道路の踏切整備について、どのように進めていくのか。  
A. 平面交差で踏切を整備するため、整備に向けた協議を鉄道事業者と行っています。4箇所の踏切工事は、2本の南北幹線道路ごとに行っていきたいと考えています。
- Q. 東西幹線道路の整備と下水道整備の完成に、あと5年というのは遅すぎないか。  
A. 道路用地の一部が空いていないため、ご迷惑をお掛けしています。今後も地権者の皆様にご協力をお願いすると併に、早期完成に向けて尽力していきます。
- Q. 事業開始から20年、住民の立場で仕事をしてほしい。速やかに事業の終了を望む。  
A. 早期に事業が完了するよう引き続い努めいたします。

### ～土地区画整理事務所からのお願い～

#### 建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。

また宅地の造成高、歩道計画のある道路からの出入り口の位置等、工事施工時のトラブルを回避するため、事前確認を必ず行って頂きますようご協力を願いいたします。

#### 委任状が必要です

土地区画整理事業に伴う権利関係などの調査に関しては、土地所有者の方のみに説明させて頂いています。代理の方は、土地所有者の方からの委任状が必要となりますので、ご注意ください。

#### 電柱移設へのご協力について

土地区画整理事業では、建物移転の際に建物以外に電柱などの移転も同時に行われますが、移転先での電柱の受入れに関しては、皆様方のご協力が必要となります。電力・通信については、日常生活の中で欠かす事のできない施設でありますので、移転時における電柱の設置については、関係する皆様方のご理解ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 権利異動の届出のお願い

区画整理地区内の土地の権利に関し、異動(所有権移転、住所変更等)がありましたら、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

編集発行 飯能市土地区画整理事務所

住 所 飯能市大字笠縫112-1

電 話 042-973-8682

E メール kukaku@city.hanno.saitama.jp

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成 23 年 2 月 25 日号  
(岩沢北部・岩沢南部地区合併号)

今年度の目標でありました仮換地(案)を権利者の方々にお示しさせていただき、皆様からご協力をいただけましたことに多大なる感謝を申し上げます。

また、除外地区の整備につきましては、道路拡幅や下水道工事に伴う用地買収等を中心に進めています。今後も引き続き、ご理解ご協力をよろしくお願ひします。

## ‡一部の区域について仮換地指定‡

昨年 12 月に岩沢北部・岩沢南部地区それぞれの土地区画整理審議会を開催し、一部区域の仮換地指定について諮問し、答申をいただきました。

岩沢北部地区については、すでに事業を実施しているエリアに隣接した、幅員 9 m の道路整備に向けた仮換地指定を行いました。

また、岩沢南部地区については、市営住宅前原団地を中心とした区域並びに阿岩橋から北上する阿須小久保線の整備に向けた仮換地指定となっております。

仮換地指定を行った区域については、工事や移転などの整備を今後実施していきます。

## ‡下水道工事にご協力ください‡

今年度は、下記のとおり下水道工事を実施しています。

工事中は何かとご不便をおかけしますが引き続き、ご理解ご協力をお願ひします。

### 《岩沢北部地区》

白鬚神社西側付近の工事を行っています。現道に下水道管を埋設するため、工事中は車両通行止めになりますので迂回にご協力をお願ひします。

### 《岩沢南部地区》

市営住宅前原団地東通りの一部と白鳥幼稚園東側の 2 箇所の工事を実施しました。現在並行して水道本管工事を実施しています。工事中の通行止め・迂回にご協力をお願ひします。



下水道工事に関する問合せ先  
下水道課 整備担当  
042（973）2111 内線 204

## ～区画整理除外地区～

# 市道 1-1925 号線の用地取得について

市道 1-1925 号線(右図参照)の道路改良工事に伴う用地取得が、権利者さまのご協力により概ね完了することができました。ご協力をいただいた皆さまには厚くお礼申し上げます。

また、この工事では、雨水排水対策及び下水道本管の布設工事も併せて実施する予定です。

## ～道路改良工事に伴う用地取得の概要～

用地が取得されるまでの手順について

- ・説明会を開催し、用地の取得や工事などの概要を説明します。
- ・用地を確定する測量や物件移転補償調査、土地の鑑定などを行います。
- ・用地、物件移転補償などについては、個別に詳細な説明を行います。
- ・交渉が成立すると契約の運びとなります。契約後は分筆登記、物件移転、所有権移転登記が行われ、拡幅される道路用地が確保されると道路工事に着手します。

その他

- ・道路の拡幅に必要な用地を確定するために、隣地境界の立会いをお願いします。
- ・道路中心線から 2mまで(セットバック)は寄附を、2mを超える部分やすみ切り部分については買収となります。
- ・契約は、履行期間を定め契約をいただきます。
- ・物件の移転、除却の手続きは、契約した皆さまへ工事等を行っていただきます。
- ・用地の分筆登記、所有権移転登記は、登記に必要な書類が整いましたら市が代位で行います。また、土地に抵当権等が設定されている場合には、道路用地となる部分について、権利の抹消をお願いします。

市道 1-1925 号線の一部は、区画整理継続地区になっています。

継続地区につきましては、区画整理の手法により平成 23 年度から順次整備を行います。

今後も引き続き、事業の推進にご協力をお願いします。

また、新年度における整備予定箇所については、次号でお知らせします。

幅員 4m 道路に関する用地の取得(寄付)などについては、次号でお知らせします。



至 石沢郵便局

至 元加治駅



市道1-1925号線

## † 土地区画整理事務所からのお願い †

### きれいな街を守るためにご協力ください

最近、飯能市の山間部ばかりではなく、区画整理事業地内においても不法投棄が行われています。年度末に向け、このような行為が更に増えることが予想されます。怪しい車両等を見かけましたら、警察に連絡をお願いします。

### 車両は決められた保管場所へ

空き地や道路などに駐車する車両が見受けられます。交通の妨げや事故防止を未然に防ぐためにも、届出された保管場所で安全を確保されますようお願いします。

### 建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

#### 区画整理継続地区

区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談下さい。

#### 区画整理除外地区

区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談下さい。

### 地区計画による制限[ 建築物等に関する事項 ]

建築物の敷地面積の最低限度・・・120m<sup>2</sup>（新たに分筆する際にはご注意ください。）

垣又はさくの構造の制限・・・・地区施設(道路)に面する垣又は柵の構造は次に掲げるものとする。

#### 生垣

鉄柵、金網等の透視可能なフェンスで、宅地の地盤高からの高さは1.5m以下のもの。  
(基礎の高さは、0.6m以下とする。)

### 権利変動の届出のお願い

区画整理地区内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありまし  
たら土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

編集発行	飯能市土地区画整理事務所
住 所	飯能市大字笠縫112-1
電 話	042(973)8682
E メール	kukaku@city.hanno.saitama.jp

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成 23 年 4 月 22 日号  
笠縫地区・双柳南部地区

合併号

## ~笠縫地区・双柳南部地区の 今後の予定などについてお知らせします~

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、平成 23 年 3 月 31 日現在の笠縫地区及び双柳南部地区における事業進捗の状況や平成 23 年度の事業予定などについてお知らせいたします。

### § 笠縫地区 §

#### 【進捗状況について】（平成 23 年 3 月 31 日現在）

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| ・仮換地指定率  | 94.4%           |
| ・使用収益開始率 | 57.2%           |
| ・建物移転済戸数 | 699戸 / 851戸     |
| ・建物移転率   | 82.1% となっております。 |

#### 【平成 22 年度事業について】

平成 22 年度は 9 箇所の工事を実施し、予定どおり完了することができました。また、移転については都市計画道路に関連した建物を中心に 17 戸の移転を実施いたしました。ご協力いただきました皆様に厚くお礼を申し上げると共に、引き続いてのご協力をお願いいたします。

【前】 《6.2 - 1 号線 施工の様子》 【後】



J A いるま野 飯能支店向い（手前は国道 299 号線）

## 【平成23年度の事業予定について】

平成23年度におきましては、地区の南北方向の道路を確保するため区9 - 6号線等の工事を中心に行う予定です。また、東西方向の幹線道路である都市計画道路双柳岩沢線、川寺岩沢線への公共下水道及び水道本管の整備も予定しております（別添工事予定箇所図参照）。

建物移転等につきましても幹線道路整備に関連した移転の交渉を行ってまいります。

また、これらの道路整備に伴い西武池袋線及びJR八高線の4箇所について、新たな踏切の設置や既存踏切の統廃合を、今後5年間での整備を目指して鉄道事業者との協議を進めてまいります。

## § 双柳南部地区 §

### 【進捗状況について】（平成23年3月31日現在）

・仮換地指定率	60.1%
・使用収益開始率	35.0%
・建物移転済戸数	108戸 / 679戸
・建物移転率	15.9% となっております。

### 【平成22年度事業について】

平成22年度は5箇所の工事及び6戸の建物移転を実施し、予定どおり完了することができました。ご協力いただきました皆様に厚くお礼を申し上げると共に、引き続いてのご協力をお願ひいたします。

【前】 《東原巽原線 施工の様子》 【後】



手前の道路は(通称)産業道路

**【前】 《阿須小久保線 施工の様子》 【後】**



**【平成 23 年度の事業予定について】**

平成 23 年度におきましては、昨年度に引き続きまして阿須小久保線、東原巽原線の道路工事及び暫定雨水管整備を併せて実施する予定です。また、幹線道路への公共下水道及び水道本管の整備も予定しております（別添工事予定箇所図参照）。

**《阿須小久保線の様子》**



**《東原巽原線の様子》**



**【新光地区公共下水道の整備について】**

今年度も昨年度に引き続き、新光地区の公共下水道工事を行う予定です。

工事の際は皆様に大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

**土地区画整理事務所からのお願い**

国道 299 号線沿いにあるセブンイレブン飯能双柳店さんの駐車場は、私有地のためお店を利用する方以外のお車の通り抜けはご遠慮ください。

事業進捗の遅れにより皆様にご不便をお掛けいたしますが、ご協力の程よろしくお願ひします。



## **建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います**

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。

また、宅地の造成高、歩道計画のある道路からの出入口の位置等、工事施工時のトラブルを回避するため、事前確認を必ず行っていただきますようご協力をお願いします。

### **委任状が必要です**

土地区画整理事業に伴う権利関係などの調査に関しては、土地所有者の方のみに説明させていただいております。代理の方は、土地所有者の方からの委任状が必要となりますのでご注意ください。

### **電柱移設へのご協力について**

土地区画整理事業では、建物移転の際に建物以外に電柱などの移転も同時に行われますが、移転先での電柱の受入れに関しては、皆様方のご協力が必要となります。電力・通信については、日常生活の中で欠かす事のできない施設でありますので、移転時における電柱の設置については、関係する皆様方のご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。

### **公園利用のマナーについて**

現在、笠縫地区及び双柳南部地区の公園予定地の数箇所を開放し、皆様にご利用いただいているところですが、犬の放し飼いやボール等が隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園は、住民の皆様が利用する公共の場所となりますので、マナーを守ったご利用をお願いします。

### **権利変動の届出のお願い**

区画整理地内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら、必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。詳細につきましては、事務所までお問い合わせください。

東北地方太平洋沖地震により被災し、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますと共に、避難生活を強いられている方々に、心よりお見舞い申し上げます。笠縫、双柳南部両地区内では報告された被害はありませんでしたが、引き続き余震等への警戒と正確な情報に基づき、落ち着いた行動をお願いいたします。

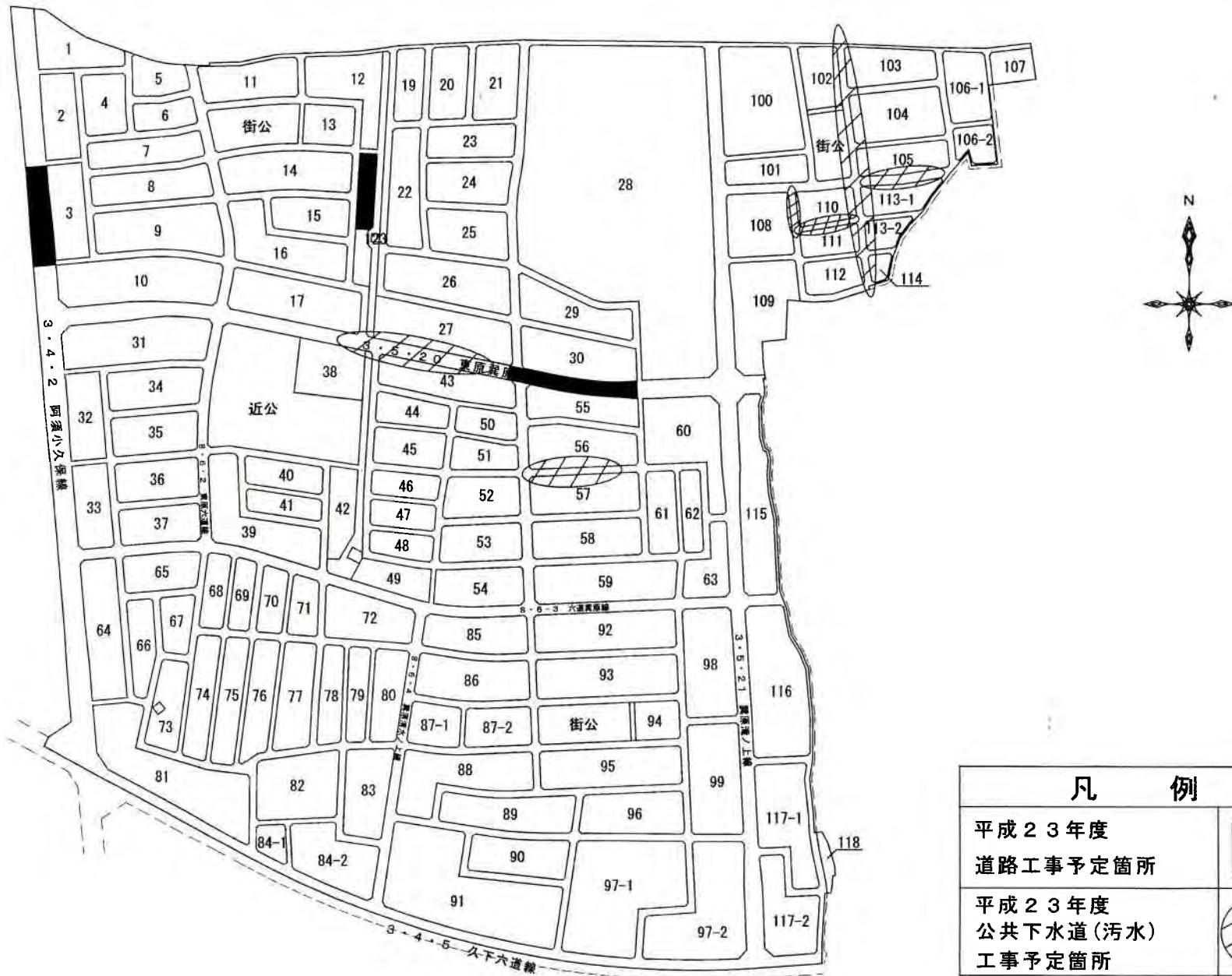
なお、この復興のため、国からの補助金・交付金については減額されることが予想されますが、事業推進に向け最大限努力してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。



編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫112-1  
電 話 042-973-8682  
E メール [kukaku@city.hanno.saitama.jp](mailto:kukaku@city.hanno.saitama.jp)

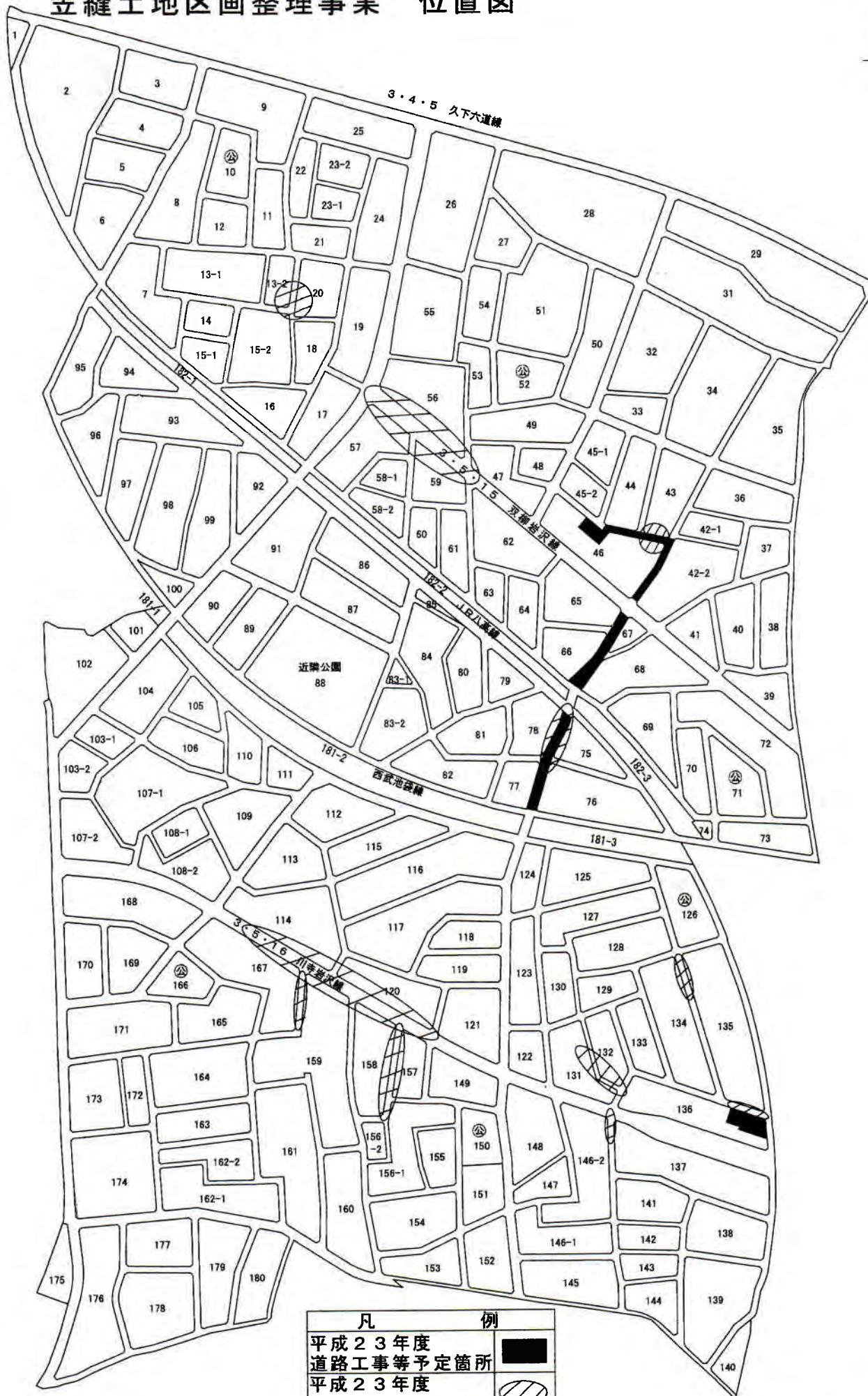
# 『平成23年度 工事予定箇所図』

双柳南部土地区画整理事業 位置図



# 『平成23年度 工事予定箇所図』

## 笠縫土地区画整理事業 位置図



# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成23年5月1日号

(岩沢北部・岩沢南部地区合併号)

平成23年度の主な事業  
事業計画の変更を予定  
除外地区の整備方針等  
事務所からのお願い

昨年度、岩沢地区のまちづくりにつきまして、継続地区については、一部の区域について仮換地指定を、除外地区においては市道1-1925号線の整備に伴う用地取得等についてご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

## 平成23年度の主な事業

【区画整理継続地区】 岩沢北部については、仮換地指定を行った幅員9m道路周辺について遺跡調査や造成工事及び建物移転などを予定しています。また、地区の東側では、すでに大規模な遺跡調査を実施しています。

岩沢南部については、仮換地指定を行った市営住宅前原団地やその周辺について道路築造や造成工事及び建物移転などを予定しています。また、阿岩橋から北上する阿須小久保線の整備に向けた補償・調査等を予定しています。

また、昨年度に引き続き、両地区において調査・測量等により、皆様の土地へ立入ることがありますのでご協力をお願いします。

【除外地区】 岩沢南部の市営住宅東側道路(市道1-1925号線)の整備を行います。今年度は道路側溝や雨水対策及び污水管の工事を予定しています。なお、この污水管は、地下の深い位置に埋設するため、家庭の排水を接続することができません。そのため翌年度以降に布設する污水管をご利用いただくことになります。污水管が布設された際には、速やかに接続くださいようよろしくお願いします。

また、岩沢北部については、笠縫地区を結ぶ双柳岩沢線の整備を推進し、岩沢南部については、阿岩橋周辺の整備をそれぞれ推進します。

【下水道工事】 今年度は、下記の箇所について下水道工事を予定しています。工事中は車両の通行止めや迂回をお願いすることがあります。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岩沢北部



岩沢南部



## 換地設計に基づく事業計画の変更



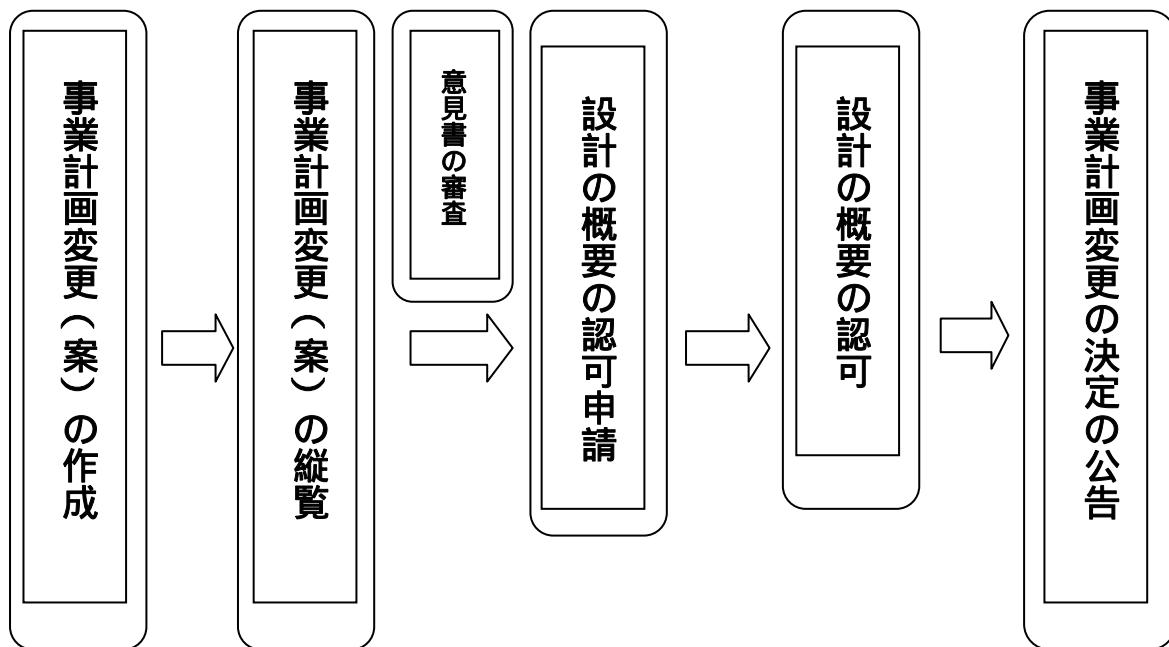
個別説明会において、皆様にお示しいたしました仮換地（案）につきましては、関係する土地の権利者並びに土地区画整理審議会より概ねご了解をいただくことができました。

仮換地（案）を作成するにあたりましては、現況を重視した換地設計を基本としたため、新設される道路や公園の予定地以外については、原則、従前の土地の位置と仮換地が概ね重なるように配慮した設計となっています。

一方、地域の骨格をなす区画道路、憩いや防災拠点でもある公園についても、仮換地の配置や土地利用を十分に考慮した上で検証し、一部について設計の見直しを行いました。

この様なことから、現行の事業計画において決定している区画道路や公園の配置について、今年度において事業計画の変更を行う予定です。

変更の手続きについては、下記のとおりです。





## 除外地区の整備方針等について

岩沢地区の整備については、区画整理継続地区及び除外地区において、一部を除いて概ね20年間で整備を進めます。特に除外地区においては、区画整理による整備手法とは異なりますが、わかりやすく迅速な対応を心掛けてまいります。

また、除外地区内には依然として幅員4m未溝の道路が存在しています。これらを下水道工事とあわせて整備を行いますが、区域によって整備される時期に差異が生じますが、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

### ～幅員4m道路に関する用地の取得について～

#### はじめに

##### 幅員4m道路の整備に関する基本方針

- ・建築基準法第42条第2項の道路中心線からそれぞれ2m後退による道路整備
- ・後退部分（セットバック）の用地については寄附
- ・道路角地のすみ切り部分は用地買収
- ・後退部分、すみ切り部分に存在する支障物件については物件移転補償

##### 用地が取得されるまでの手順について

- ・用地（寄附）を確定する測量や物件移転補償調査を行います。
- ・用地（寄附）、物件移転補償などについては、個別に詳細な説明を行います。
- ・交渉が成立すると契約の運びとなります。用地（寄附）については、土地寄附申込をいただきます。物件移転補償については、物件移転補償契約を締結します。その後、分筆登記、物件移転、所有権移転登記が行われ、道路用地が確保されます。

##### その他

- ・必要な用地（寄附）を確定するために、隣地境界の立会いをお願いします。
- ・用地（寄附）の分筆登記、所有権移転登記は、登記に必要な書類が整いましたら市が代位で行います。また、土地に抵当権等が設定されている場合には、あらかじめ道路用地となる部分について、権利の抹消をお願いします。

なお、市で整備を行う時期より先行して、家の建替などを計画される場合には、上記要件が異なりますので、お問合せください。

問合せ先 土地区画整理事務所 岩沢担当 042(973)8682  
市役所建設管理課 管理担当 042(973)2111内線271

## ‡ 土地区画整理事務所からのお願い ‡

### きれいな街を守るためにご協力ください

最近、飯能市の山間部ばかりではなく、区画整理事業地内においても不法投棄が行われています。このような行為が近年増える傾向にあります。怪しい車両等を見かけましたら、警察に連絡をお願いします。

### 車両は決められた保管場所へ

空き地や道路などに駐車する車両が見受けられます。交通の妨げや事故防止を未然に防ぐためにも、届出された保管場所で安全を確保されますようお願いします。

### 建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

#### 区画整理継続地区

区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談ください。

#### 区画整理除外地区

区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談ください。

#### 地区計画による制限[ 建築物等に関する事項 ]

建築物の敷地面積の最低限度 120m<sup>2</sup>（新たに分筆する際にはご注意下さい。）

壁面の位置の制限 建築物の外壁もしくはこれに代わる柱の面から、地区施設（道路）境界及び隣地境界までの距離は0.5m以上とする。

垣又は柵の構造の制限 地区施設(道路)に面する垣又は柵の構造は次に掲げるものとする。  
(1) 生垣  
(2) 鉄柵、金網等の透視可能なフェンスで、宅地の地盤高からの高さは1.5m以下のもの。（基礎の高さは、0.6m以下とする。）

### 権利変動の届出のお願い

区画整理地区内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

編集発行	飯能市土地区画整理事務所
住 所	飯能市大字笠縫112-1
電 話	042(973)8682
E メール	kukaku@city.hanno.saitama.jp

## 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成23年7月25日号

### 岩沢南部地区 任期満了に伴う 審議会委員選挙のお知らせ

土地区画整理事業では換地計画や仮換地指定などの審議を行うため、また地域の方のご意見を事業に反映させるための機関として、土地区画整理審議会を設置しています。岩沢南部地区の審議会委員については、本年10月6日をもって5年間の任期が満了することから、改選に伴う選挙を実施します。今回のニュースでは選挙の手続き及び日程について特集してお知らせします。

**★選挙期日★ 平成23年10月2日(日)**

### 審議会委員の構成及び選挙する委員数をお知らせします

土地区画整理審議会は、土地の所有者及び借地権者から選出される「権利者委員」と、土地区画整理事業に関する学識及び経験を有する方の中から市長が選任する「学識経験者委員」で構成されます。

岩沢南部地区については、施行区域が縮小されたことに伴い、今回より定数が権利者委員8名、学識経験者委員2名の計10名の構成となります。

今回選挙する委員数は、権利者委員の定数である8名（所有権委員7名、借地権委員1名）です。なお学識経験委員については、土地区画整理法により市長が任命することと定められており、選挙の対象とはなりません。

### 選挙人の資格（選挙権及び被選挙権）及び立候補届け出期間について

#### ● 所有权又は借地権のある人 ●

所有権又は借地権をお持ちの方は、各々1個の選挙権及び被選挙権を有します。所有権と借地権が共にある人は、所有する権利に対しそれぞれ1個の選挙権及び被選挙権を有することになりますが、この場合には両方の権利を兼ねて候補者となることはできません。なお、登記簿上の土地所有者が既に死亡しているのにもかかわらず、相続登記がすんでいない場合は、原則として選挙権及び被選挙権行使することはできません。また、

未成年者、成年被後見人又は被保佐人、禁固以上の刑に処されその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人については、被選挙人となることはできません。

未登記の借地権を有する方は、借地権の申告を行うことにより選挙人の資格を得ることができます。既に借地権申告を提出していただいている方で申告の内容に変更がない場合は、あらためて提出していただく必要はありません。なお、8月3日から9月5日までは借地権申告の受付が停止されます。

## ● 共有者又は共同借地権のある人 ●

土地の共有者又は共同借地権者の場合、選挙権及び被選挙権は共有者の方々の代表者が行使することになります。

このため、選挙権及び被選挙権を得るためにには、共有者の中から代表者を選出し、代表者選任通知書（所定の用紙あり）を当事務所へ提出していただく必要があります。代表者選任通知書の提出により代表者として定められた方が、選挙権及び被選挙権を有することになります。なお、被選挙権を行使するためには、立候補の届け出までに提出が必要です。

### 代表者選任通知書の提出について

土地の共有者及び共同借地権のある方については、代表者選任通知書を提出しないと選挙権及び被選挙権を行使することができません。この通知書は選挙期日まで提出することができますが、関係者の実印の押印と印鑑登録証明書を添付していただくことになりますので、早目の準備をお願いいたします。用紙は土地区画整理事務所に備え付けてありますので、必要な方はお申し出ください。

既に提出していただいている方で、代表者に変更がない場合には、あらためて提出していただく必要はありません。

## ● 法人 ●

候補者となる場合は、立候補届のほかに法人の印鑑登録証明書やその法人の代表者であることを証明する資格証明書などを提出していただきます。

選挙権は、その法人の指定する方が有しますが、投票時にその権限を証する書面を提出していただくことになります。

**★ 立候補届出期間 ★  
平成23年9月6日(火)～9月15日(木)**

## 審議会委員選挙に関する公告について

選挙に伴う各種の公告は、市役所前の掲示場及び飯能市土地区画整理事務所に掲示して行います。

# 審議会委員選挙の日程（予定）について

事 項	期日・期間	事務の概要
選挙期日の公告	7月14日	選挙を行う旨の公告をしました。
選挙人名簿縦覧期間 (異議の申出期間)	8月11日 ↓ 8月24日	<p>この期間、選挙人名簿の縦覧を行います。</p> <p><b>場所：飯能市土地区画整理事務所内</b>  <b>時間：午前8時30分～午後5時15分</b>          （土曜日・日曜日も行います）</p> <p>名簿には、8月3日（選挙人名簿作成基準日）現在の土地所有者及び借地権者が記載されます。</p> <p>名簿に記載された土地所有者及び借地権者の方だけが、選挙権者及び被選挙権者になることができます。</p> <p>選挙人名簿に<u>記載漏れや誤り</u>がある場合の権利者の異議申出は、この縦覧期間中に受け付けます。</p>
選挙人名簿確定の公告 選挙する権利者別委員の定数の公告	9月5日	この日に選挙人名簿確定の公告をします。また、所有権者及び借地権者から選挙する委員の定数も公告します。
立候補届出期間	9月6日 ↓ 9月15日	<p>委員に立候補される方は、この期間内に飯能市長宛てに立候補の届出をしてください。また、候補者を推薦される方は、候補者の承諾書を付けて届出してください。</p> <p><b>届出場所：飯能市土地区画整理事務所内</b>  <b>時 間：午前8時30分～午後5時15分</b>          （土曜日・日曜日も行います）</p>
立候補者の公告 又は 投票を行わない旨の公告	9月16日	候補者の氏名、住所を公告します。 候補者が定数に満たない場合又は定数と同じ場合は投票を行いませんので、その旨を公告します。

<b>選挙場、投票時間、開票日時の公告</b>	<b>9月22日</b>	選挙場（投票場）、投票時間、開票の日時を公告します。
<b>選挙執行通知書（入場券）の送付</b>	<b>9月22日</b>	選挙権を有する方に選挙執行通知書（入場券）を送付します。
<b>選挙日 (投票、開票)</b>	<b>10月2日</b>	投票場、投票時間等は入場券にてお知らせいたします。投票終了後、開票を行います。
<b>当選人の決定の公告、通知</b>	<b>10月3日</b>	当選人の氏名、住所を公告し、当選人に当選人決定通知を送付します。

## その他 土地区画整理事務所からのお知らせ

### ○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

#### ☆区画整理継続地区☆

区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談ください。

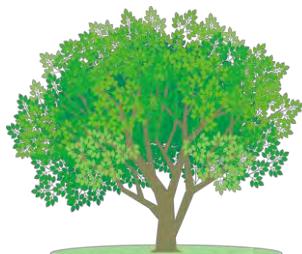
#### ☆区画整理除外地区☆

区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談ください。

### ○各種調査には委任状が必要です

土地区画整理事業に伴う権利関係や清算金等の調査及び区画整理法第76条の許可申請等に関しては、土地所有者（権利者）の方に対してのみ説明をさせていただいております。代理の方への説明には、土地所有者（権利者）の方からの委任状が必要となりますのでご注意ください。個人情報保護の観点からこのような扱いをさせていただいておりますので、ご理解の程、よろしくお願ひいたします。

なお、委任状の様式について特に定めはございませんが、委任者の認印が必要になります。事務所に用紙を備えておりますので、必要な方は担当までお申し出ください。



編集発行 飯能市土地区画整理事務所

住 所 飯能市大字笠縫 112-1

電 話 042-973-8682

FAX 042-972-1242

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

★★★ 平成23年9月1日号（笠縫地区・双柳南部地区 合併号）★★★

## ～笠縫地区、双柳南部地区の進捗状況及び市長ほっとミーティングでのご質問等についてお知らせします～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、笠縫地区及び双柳南部地区における事業進捗の状況や、市長ほっとミーティングで出されたご質問等についてお知らせいたします。

### 平成23年度工事進捗状況について

#### 【笠縫地区について】

笠縫地区では幹線道路の整備を中心に事業を進めております。8月に道路築造工事1箇所（右図参照）について、工事の発注を行いました。この工事は、JR八高線六道踏切の北側と南側の9m道路を整備する工事となります。今回の道路工事に併せて上水道、下水道の工事も行います。

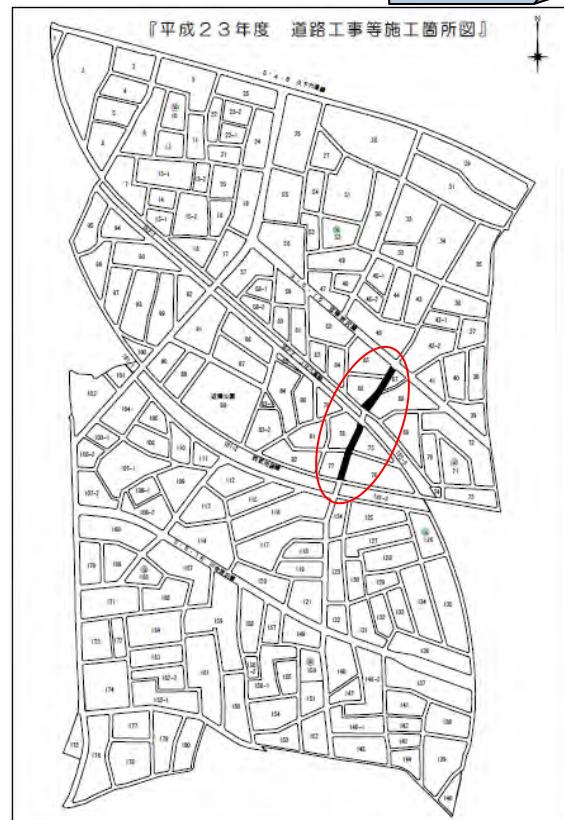
工事箇所周辺の皆様には、ご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

#### 【双柳南部地区について】

双柳南部地区においては、阿須小久保線及び東原巽原線の整備を中心に事業を進めております。8月に道路築造工事の2箇所（次ページの図参照）について、工事の発注を行いました。この内、阿須小久保線については、昨年度工事箇所の北側約130mを施工いたします。

【工事発注箇所図】

笠縫地区



東原翼原線についても、昨年度工事箇所の西側約 100m を施工いたします。東原翼原線については、上水道、下水道の工事も併せて行います。

また、来年度には阿須小久保線の一部と東原巽原線における未施工部分の道路工事を予定しています。この工事が完了することにより、東飯能駅東口駅前通り線から阿須小久保線、東原巽原線、（通称）産業道路を経て国道 299 号へ接続する幹線道路が供用開始となる予定です。

工事箇所周辺の皆様には、ご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解ご協力を  
お願いいいたします。

## 【工事発注箇所図】

双柳南部地区



## 市長ほっとミーティングでのご質問等について

今年の4月下旬から5月上旬にかけて行われた市長ほっとミーティングにおいて、笠縫地区の事業に関するご質問等が4件ありました。ご質問等を区分すると、事業の進捗関係が2件、踏切関係が1件、道路関係が1件でした。

#### ●事業の進捗関係

質問：笠縫地区の進捗状況について教えて欲しい。

質問：事業期間を10年延長したが、再延長なしで事業が終了するのですか。

**市の回答**：笠縫地区の事業計画は平成27年3月までの施行期間となっておりますが、景気の低迷、補助金の減額等資金面で大変厳しい状況が続いております。また、建物移転率は82%となっていますが、約150戸の建物移転が残っておりますので施行期間の延長をお願いすることになると考えています。今後の事業としては、南北道路整備を重点課題と位置付け、交通導線確保と踏切の統廃合など実施する予定です。また、公園については、引き続いだ整備に向けて進めてまいります。

## ● 踏切関係

質問：笠縫地区の踏切整備について、進捗状況等を伺いたい。

**市の回答**：平成28年度までに西武池袋線2箇所、JR八高線2箇所の踏切整備を目指し、今年度より西武鉄道、東日本旅客鉄道の両鉄道事業者と具体的な協議を開始しました。また、これらの踏切に関する道路整備も順次行なっていきます。

### ●道路関係

質問：六道交差点方面から笠縫土地区画整理地内へ抜ける道路が広げられることが多いですが、いつ頃整備されるのでしょうか。

**市の回答**：道路を拡幅するため、関係者と工作物等の移転協議を進めております。整備時期については具体的にお答えできませんが、移転が済み次第、通行の安全を確保し供用していきたいと思います。

## 踏切の統廃合及び幹線道路の整備について

笠縫地区における南北幹線道路の整備と西武池袋線、JR八高線の踏切の統廃合については、今後5年間で整備を進めてまいります。

南北の幹線道路2路線においては、それぞれ2箇所ずつ踏切の設置が計画されており、道路と踏切の整備を同時に進めることにより、笠縫地区を南北に通過できる道路が確保されます。

現在は両鉄道事業者と今後5年間の整備箇所、整備手法などについて、詳細部分の協議を進めております。

今年度においては、これらのスケジュールを確定させ、整備に向けた具体的な作業を進めてまいります。

## 管理地の草刈りを行っています

笠縫地区、双柳南部地区における道路予定地や公園予定地など、施行者が管理すべき土地については、年4回の草刈作業を行っております。

今年度も既に2回の草刈作業を行い、残り2回についても雑草の状況を見ながら実施してまいります。

使用収益の開始された土地や従前のまま使用されている土地につきましては、所有者の方々による管理となりますので、草刈等の適切な管理をお願いいたします。

## 保留地（宅地）を公売しています

平成23年度の保留地公売（笠縫地区）を先着順により随時受付をしております（市のホームページに掲載中）ので、ご希望の方はお問い合わせください。

なお、通知前に申し込みがあった場合はご容赦ください。

### 公売保留地及び価格

街区	画地	地積（坪数）	価格
68	2	142.52m <sup>2</sup> （約43坪）	11,943,176円
162-1	12	241.97m <sup>2</sup> （約73坪）	18,897,857円
118	1	230.98m <sup>2</sup> （約70坪）	16,145,502円

## 土地区画整理事務所からのお願い

### ○土地の売買について

土地区画整理事業地内においても、地区外の土地と同様にいつでも土地を売買することは可能です。売買に伴う土地の登記は、従前の土地について行われます。

仮換地指定を受けている場合は、土地区画整理事業法に基づく法律上の効果や制限も新しく所有者となる権利者に継承されます。仮換地指定されていない場合でも、お知らせしてある換地計画の内容（仮換地案位置図）を、新しく所有者となる権利者にお伝えください。仮換地の指定内容や換地計画の内容についてご不明な場合には、売買する前に土地区画整理事務所までご相談ください。

### ○土地の分筆、仮換地先の分割について

従前地について分筆を行うと、その筆に係る仮換地を分割することになります。また、換地された土地を分割したい場合には、逆に従前地の分筆が必要となります。

従前の土地の分筆及び仮換地の分割の際は、事前に土地区画整理事務所までご相談ください。

### ○権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら、必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。また、結婚などでお名前が変わった時なども届出が必要です。詳細につきましては、土地区画整理事務所までお問い合わせください。

### ○迷惑駐車について

土地区画整理事業の施行地区内の道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思っていてもご近所へ迷惑をかけていたりすることもあり、ご近所間のトラブルになる可能性があります。

一人ひとりがルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

### ○公園広場利用のマナーについて

現在、笠縫地区及び双柳南部地区の公園予定地の数箇所を開放し、皆様にご利用いただいているところですが、犬の放し飼いやボール等が隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、住民の皆様が利用する公共の場所となりますので、マナーを守ったご利用をお願いいたします。

編集発行	飯能市土地区画整理事務所
住 所	飯能市大字笠縫112-1
電 話	042-973-8682
Eメール	<a href="mailto:kukaku@city.hanno.saitama.jp">kukaku@city.hanno.saitama.jp</a>

## 飯能市土地区画整理事業ニュース

審議会  
選挙

平成23年9月20日号

### 候補者の決定及び無投票のお知らせ

任期満了に伴う岩沢南部土地区画整理審議会委員選挙について、次のとおり立候補の届け出がありましたのでお知らせします。立候補者が選挙すべき委員の数を超えたため、10月に予定していた審議会委員選挙は行いません。

※立候補届出期間 平成23年9月6日（火）～9月15日（木）

#### ◆ 岩沢南部土地区画整理審議会委員選挙立候補者（届出順、敬称略）

##### 1 宅地の所有者が選挙する委員の候補者（選挙すべき委員数：7人）

番号	氏名			
1	え	はら	のぶ	あき
	江	原	信	明
2	おか	の	やす	のり
	岡	野	保	則
3	お	ぐま	かず	あき
	小	熊	和	明
4	なみ	き	いち	お
	雙	木	一	夫
5	あめ	ま	まさ	お
	雨	間	正	男
6	いわ	さわ	た	ろう
	岩	澤	太	朗

※ 候補者数は選挙すべき委員の数を満たしておりませんが、総数が施行規程で定めた委員定数の3分の2以上となるため、再度立候補の受け付けは行いません。不足する委員については、任期満了（平成28年10月）まで欠員となります。

##### 2 宅地の借地権者が選挙する委員の候補者（選挙すべき委員の数：1人）

###### 立候補者なし

※ 届出期間内に立候補はありませんでしたので、任期満了（平成28年10月）まで欠員となります。

#### ◆審議会委員選挙の投票は行いません

審議会委員選挙につきましては、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えたため、10月2日（日）に予定していた選挙の投票は行いません。上記立候補者については10月3日、当選人の公告及び通知をもって審議会委員となります。



森林文化都市  
飯能市

編集発行

飯能市土地区画整理事務所

TEL 042-973-8682

FAX 042-972-1242

## ★☆ 岩沢南部土地区画整理地内の状況についてお知らせします。☆★

### 市道1-1925号線側溝整備及び下水道工事を行います

岩沢グラウンドから白鳥幼稚園方面へ北上する道路等の工事を行います。工事の概要は、道路側溝等の雨水対策及び污水管布設工事となります。また、1-1925号線周辺、市営住宅周辺の下水道工事も実施しますのでよろしくお願ひいたします。

工事期間中はとりわけ、通学通園時の時間帯に歩行者や車両の通行に大変ご不便、ご迷惑をお掛けいたします。施工中は、安全対策等十分な配慮に心掛け工事を行いますのでご理解、ご協力をお願ひいたします。

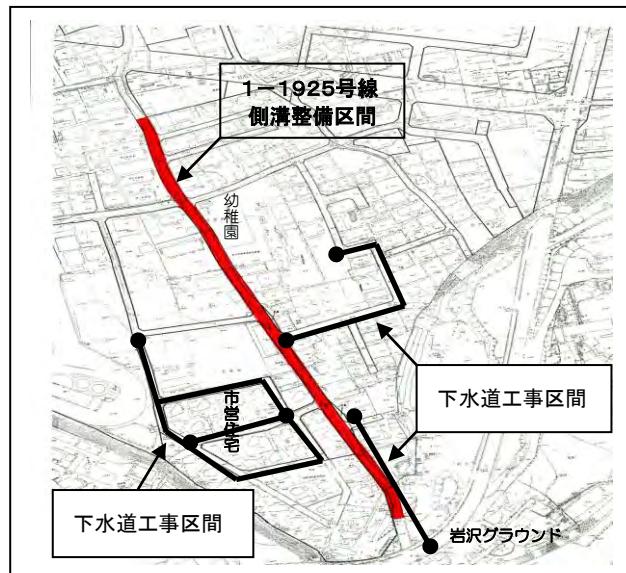
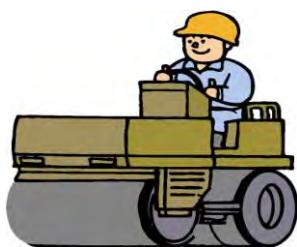
※工事時期 平成23年11月下旬から平成24年3月下旬を予定

下水道工事は10月下旬から2月下旬を予定（下水道工事は1-1925号線外の区間があります。）

※工事の詳細については、土地区画整理事務所までお問い合わせください。

（工事時期、工事概要については、若干の変更がある場合もあります。）

#### 案 内 図



### 仮換地（案）の状況について

仮換地（案）について、正確な面積を算出するため現在、現地において測量作業を実施しています。この作業は、画地確定測量とよばれ仮換地の位置、形状及び面積を最終的に確定させる作業になります。この測量が完了すると正式な仮換地のデータが整うことになります。

これを受けた皆様には、仮換地（案）の確定したデータとしてお示しさせていただきます。全ての作業が終了するのは来年3月下旬の予定ですが、作業は随時実施しておりますので、状況等をお知りになりたい場合は土地区画整理事務所までお問い合わせください。

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成23年11月15日号

(岩沢北部・岩沢南部地区合併号)

- ◆主な事業の状況
- ◆市道1-1925号線工事
- ◆岩沢南部審議会開催
- ◆事務所からのお知らせ
- ◇上下水道工事のお知らせ

岩沢地区のまちづくりにつきましては、今年度より継続地区、除外地区共に本格的な工事等に着手することができました。両地区に関し、多くの方々よりご協力をいただき感謝申し上げます。引き続いてのご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

## 主な事業の状況

**【区画整理継続地区】**区画整理地内において、現場での測量作業を実施しています。これは、換地設計に伴いそれぞれの仮換地（案）に基づき正確な面積を算出するための重要な測量になります。併せて計画道路や宅地の高さを設定するための測量作業も実施しています。現地調査、測量に際して皆様の土地に立入る場合がありますが、ご理解ご協力をお願いします。

この測量が完了すると、仮換地（案）の正式なデータとして確定します。皆様には、確定したデータを基にお示しさせていただく予定です。これにより、事業の進捗に併せて仮換地指定を行う区域を拡大し、移転や工事を進めてまいります。

現在は、主に市道1-1925号線沿い（白鳥幼稚園周辺）や入間川に近接する阿須小久保線の周辺、区画道路用地を確保するため建物移転等をそれぞれ実施しています。

工事については、市道1-1925号線や前原市営住宅内、双柳岩沢線の一部周辺において施工しています。特に工事期間中は、ご不便をお掛けいたしますが、ご協力をお願いします。また字加能理、字樋ノ口において埋蔵文化財の発掘調査が行われています。市内でも岩沢地区は有数の遺跡が埋蔵されており、今回の発掘では、「奈良・縄文時代の遺跡」が多数発掘されています。ご興味のある方は、ぜひこの機会にご覧ください。

**★お問い合わせ先 市役所生涯学習課 文化財担当 042(973)2111内線371**

**【除外地区】**都市計画道路双柳岩沢線整備に伴う説明会を関係する権利者の皆様方を対象に開催いたしました。説明会では、整備の概要や整備手法、用地取得等に伴う補償などについて説明を行いました。併せて、4m道路の整備に向けた説明会も開催しました。今後、境界立会いのお願いや測量等を実施することになります。

主要路線の一部道路について、用地測量・路線測量を行います。該当する土地所有者の皆様には、事務所より境界立会い等のご通知を直接させていただきますのでご協力をお願いします。

## ★☆ 岩沢南部土地区画整理地内の状況についてお知らせします ☆★

### 市道1－1925号線側溝整備及び下水道工事を行います

岩沢グラウンドから白鳥幼稚園方面へ北上する道路等の工事を行います。工事の概要は、道路側溝等の雨水対策及び污水管布設工事となります。また、1－1925号線周辺、市営住宅周辺の下水道工事も実施しますのでよろしくお願ひします。

工事期間中はとりわけ、通学通園時の時間帯に歩行者や車両の通行に大変ご不便をお掛けいたします。施工中は、安全対策等十分な配慮に心掛け工事を行いますのでご理解、ご協力をお願ひいたします。

※工事時期 平成23年12月下旬から平成24年3月下旬頃を予定

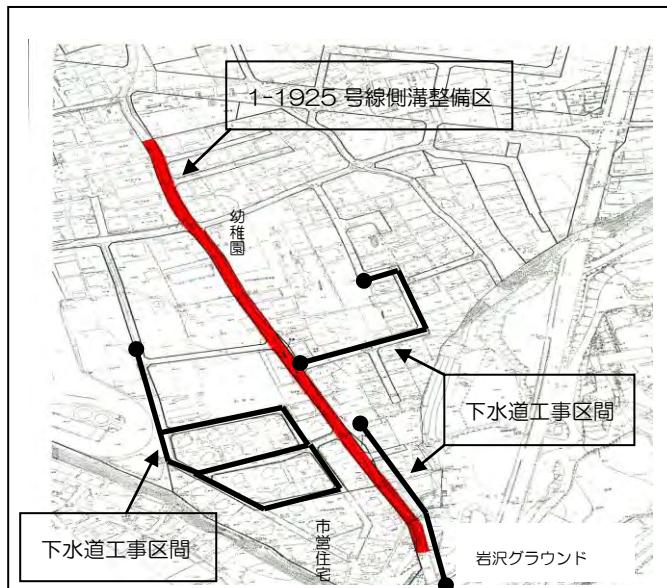
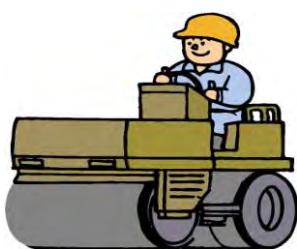
下水道工事は10月中旬から2月下旬を予定（下水道工事は1－1925号線外の区間があります。）

※工事の詳細については、土地区画整理事務所までお問い合わせください。

なお、下水道工事に関するお問い合わせは、市下水道課までお願ひします。

（工事時期、工事概要については、若干の変更の場合があります。）

#### 案 内 図



### 換地設計に基づく事業計画の変更

前号でもお知らせいたしました、換地設計に基づく事業計画の変更については、県との事前協議を概ね終了しました。

皆様には、事業計画の変更に係るスケジュールなどを随時この紙面においてお知らせいたします。また、この変更に伴い区画整理施行区域の一部見直しも併せて行います。

## 岩沢南部地区の審議会を開催しました

岩沢南部土地区画整理審議会委員の任期満了に伴う改選が行われ、新体制での第1回目の審議会が10月28日（金）に開催されました。

議事としては、会長及び職務代理の選出、議席の決定を行い、下表のとおりとなりました。また、報告事項として南部地区の進捗状況と今後の予定について行いました。

報告の内容は、主に工事や委託業務を中心とした進捗状況、西武線を横断する都市計画道路の鉄道事業者との協議の状況等について報告しました。

### 審議会委員名簿

議席番号	氏 名（居住地）	役 職
1	吉田 親義（大字双柳）	会長（学識経験者）
2	岩澤 太朗（大字岩沢）	会長職務代理（所有権者）
3	雨間 正男（大字岩沢）	委員（所有権者）
4	雙木 一夫（大字岩沢）	委員（所有権者）
5	外園 憲（川越市）	委員（学識経験者）
6	岡野 保則（大字岩沢）	委員（所有権者）
7	江原 信明（大字岩沢）	委員（所有権者）
8	小熊 和明（大字岩沢）	委員（所有権者）

※定数は10人ですが2人欠員となっています。

事務所からの  
お知らせ

### ○市長ほっとミーティングでのご質問等について

市長ほっとミーティングにおいて、岩沢地区のまちづくりに関するご質問をお受けしました。主なものについてお知らせします。

質問①：事業を見直して「20年で完了させる計画」と伺っているが、本当に完了できるのですか。

市の回答：事業の見直しは、土地利用を早く図れることを目標に、現況を重視し20年で事業が完了できるような計画とさせていただきました。皆様のご協力を得ながら仮換地の指定や工事等を推進し、この期間で事業が完了できるよう努力してまいります。

質問②：事業が長期化し思うような土地利用を図ることができないが、市としてどう対応していくのですか。

市の回答：長く土地利用が図れない状況でしたが、見直しを行い移転や工事の着手、仮換地案の提示等、皆様の土地が早く有効活用ができますよう努力してまいります。

質問③：除外された地区で、幅員4m未満の道路整備の時期はいつ頃ですか。

市の回答：幅員4m未満の道路については、セットバックをしていただき、寄附をお願い

することになります。整備については、下水道工事に併せて行うことになります。

## ○阿岩橋の架替え工事について



(岩沢側より阿須方面を望む)

阿岩橋の架替え工事につきましては、下部工（橋脚 2 基、橋台 2 基）が平成 22 年度末に完成いたしました。上部工の工事については、7 月に工場での製作を終え、10 月から架設桁架設工法により右岸側（阿須側）より順次、架設を行い、来年 3 月の完成を予定しています。

工事中は、橋の通行等に十分な注意をお願いします。

工事に関する問い合わせ：道路建設課  
道路担当 042-973-2111(代)

## ○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

### ☆区画整理継続地区☆

区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）及びブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第 76 条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談ください。

### ☆区画整理除外地区☆

区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談ください。

### 地区計画による制限【建築物等に関する事項】

建築物の敷地面積の最低限度 120m<sup>2</sup>（新たに分筆する際にはご注意ください。）

壁面の位置の制限 建築物の外壁もしくはこれに代わる柱の面から、地区施設（道路）境界及び隣地境界までの距離は 0.5m 以上とする。

垣又は柵の構造の制限 地区施設（道路）に面する垣又は柵の構造は次に掲げるものとする。  
(1) 生垣  
(2) 鉄柵、金網等の透視可能なフェンスで、宅地の地盤高からの高さは 1.5m 以下のもの（基礎の高さは、0.6m 以下とする。）

【水道工務課・下水道課からお知らせ】

## 下水道工事及び水道工事を行います

岩沢北部地内の道路(※案内図参照)において、下水道工事及び水道工事を行います。工事の内容は、汚水管の布設工事及び水道本管の布設工事です。

工事期間中は、歩行者や車両の通行、日常生活においてご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、安全対策等十分な配慮に心掛け工事を行います。また、工事等の詳細については、随時情報提供をさせていただきますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

記

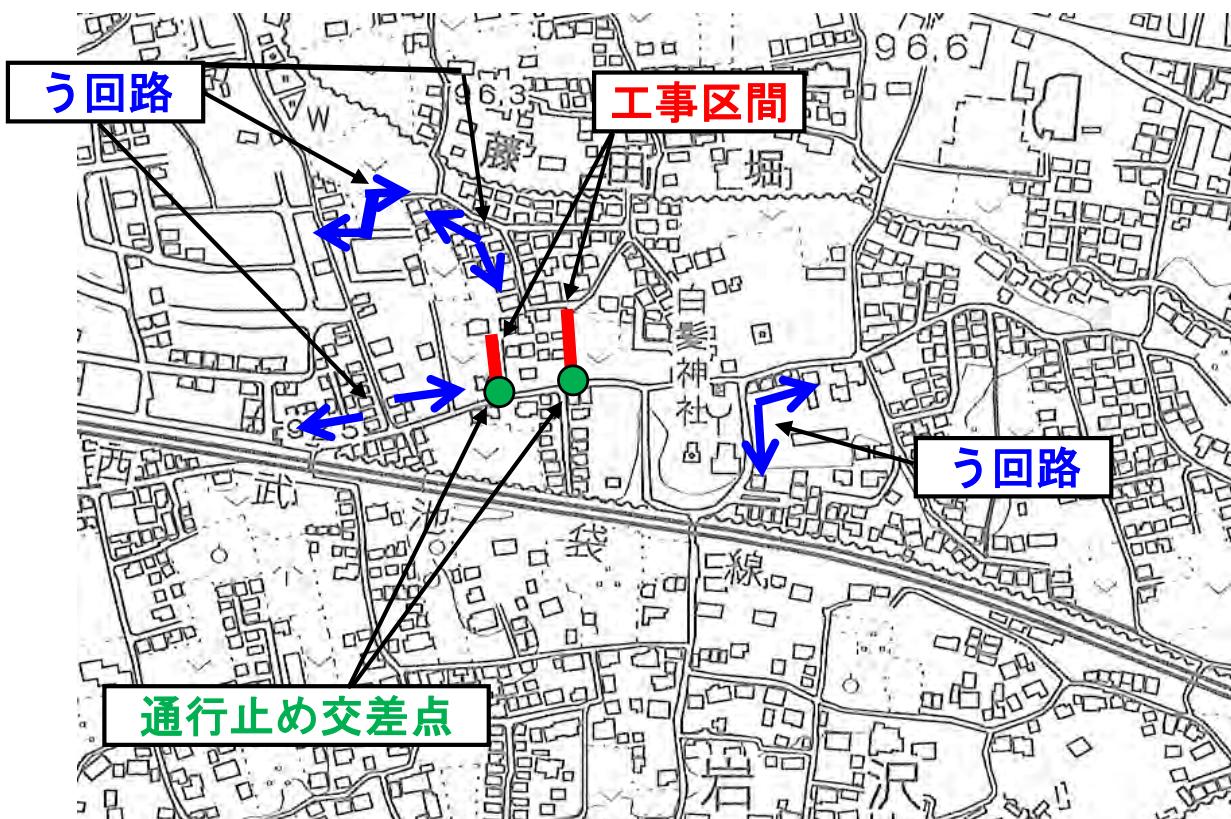
工事期間 平成23年11月上旬から平成23年12月下旬までを予定

通行止め時間 8:30~17:00  
(※●印の交差点部では、上記期間のうち5日間程度)

※工事期間中、一時的に車両通行止めになる期間があります。通行止め期間中は、交通整理員の指示に従い、う回路にご協力ください。

※工事時期については、若干の変更がある場合があります。

お問い合わせ先 市役所 042(973)2111  
下水道課(内線204)・水道工務課(内線223)までお願いします。



# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成23年12月26日号  
笠縫地区・双柳南部地区  
\*\*\*\*\* 合併号 \*\*\*\*\*

## ～笠縫地区、双柳南部地区の工事の進捗状況及び 説明会開催等についてお知らせします～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、笠縫地区・双柳南部地区における工事の進捗状況及び笠縫地区の事業説明会などについてお知らせいたします。

### § 平成23年度 工事進捗状況について §

#### 【笠縫地区について】

現在、右図面のとおり地区内3箇所において道路築造や宅地造成工事を実施しています。

下水道工事や水道工事が並行して行われる箇所もあり、地域の皆様には大変ご不便をお掛けしておりますが、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

工事箇所No.1（一部下水工事あり）については来年1月末、工事箇所No.2については来年2月末、工事箇所No.3については来年3月中旬に、それぞれ完成予定となっています。

工事箇所No.1を挟んだ六道踏切については、道路工事完了後、来年度において踏切付替工事（JR施工）を行う予定です。工期や通行止め等については、詳細が決まり次第お知らせいたします。

#### 【工事箇所 No.1】



六道踏切北側の工事状況

#### 【笠縫地区】



#### 【工事箇所 NO.3】



136街区宅地造成の工事状況

## 【双柳南部地区について】

現在、右図面のとおり地区内3箇所において道路築造や宅地造成工事を実施しています。

双柳南部地区でも上下水道工事を並行して施工しており、東原翼原線では、懸案であります雨水管の工事を実施しています。

工事箇所No.1（阿須小久保線）については来年1月末、工事箇所No.2（東原翼原線・下水道工事あり）については来年2月末、工事箇所No.3（18街区造成工事）については来年1月中旬に完成予定となっています。

また、新光地区では下水道の布設工事を来年3月にかけて実施（予定）しています。

【工事箇所 No.1】



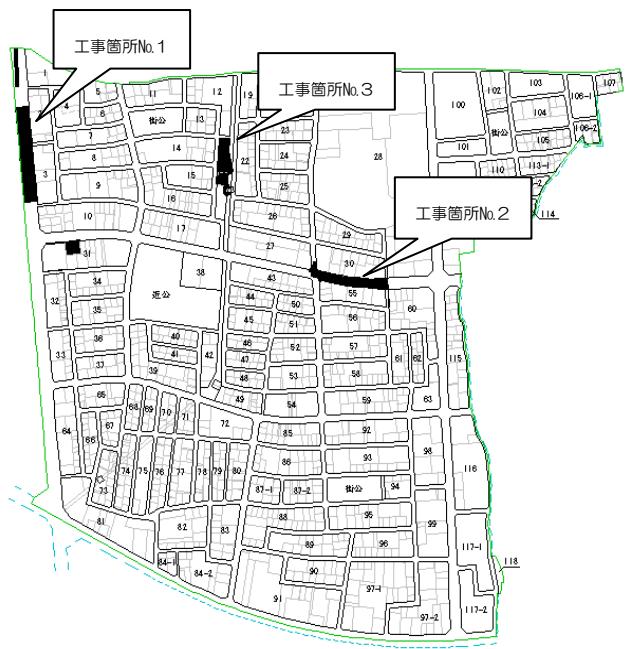
都市計画道路 阿須小久保線の工事状況

【工事箇所 No.2】



都市計画道路 東原翼原線の工事状況

【双柳南部地区】



【工事箇所 No.1】



【工事箇所 No.3】



18街区宅地造成工事の状況

## § 踏切の統廃合及び幹線道路の整備について §

笠縫地区を南北に縦断する幹線道路の整備につきましては、今年度において工事箇所No.1 を実施しています。来年度以降についても、踏切拡幅工事、上下水道工事と併せて幹線道路の道路整備工事を進めていく予定です。

また、西武池袋線、JR八高線における踏切の統廃合については、平成24年度から平成26年度までの完成を目指し、現在両鉄道会社と協議を進めています。今後は、踏切拡幅、移設、廃止に向けた協議書を締結し、実施に向けた具体的な作業を進めてまいります。

踏切関連の工事等につきましては、次号以降でも引き続きお知らせいたします。

## § 保留地（宅地）分譲のお知らせ §

飯能市が行っている区画整理事業では、笠縫地区の下記保留地の分譲を先着順にて受付けています。

各保留地とも上下水道が整備されており、No.1は9m（歩道分含む）、No.2は4m、No.3は6mの街区道路に接道しています（PCをお持ちの方は、市のホームページをご参照ください。）。

※No.1の9m道路は、現在道路工事を行っており来年1月下旬完成予定です。

お知り合いの方で土地をお探しの方がいらっしゃいましたら、ご紹介いただけると幸いです。なお、ニュースの通知前に申込みがあった場合はご容赦ください。

詳細につきましては、土地区画整理事務所へお問い合わせください。

### 【公売保留地及び価格】

No.	街区	画地	地積（坪数）	価格
1	68	2	142.52m <sup>2</sup> （約43坪）	11,943,176円
2	162-1	12	241.97m <sup>2</sup> （約73坪）	18,897,857円
3	118	1	230.98m <sup>2</sup> （約70坪）	16,145,502円

## 笠縫土地区画整理事業説明会について

笠縫地区内における今年度の事業の進捗状況や今後の事業の進め方について、権利者の方々を対象に下記のとおり説明会を開催しますので、ご出席くださいますようご案内いたします。

日 時 平成24年1月22日（日）午前10時より  
場 所 加治公民館 2階 集会室

## ～ 土地区画整理事務所からのお願い～

### ○建築行為（開発行為）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。

また宅地の造成高、歩道のある道路からの出入り口の位置等、工事施工時のトラブルを回避するため、事前相談を必ず行っていただきますようご協力ををお願いいたします。

### ○委任状が必要です

土地区画整理事業に伴う権利関係や清算指數等の調査に関しては、土地所有者の方のみに説明させていただいている。代理の方は、土地所有者の方からの委任状が必要となりますので、ご注意ください。

### ○電柱移設へのご協力について

土地区画整理事業では、建物移転の際に電柱などの移設も同時に行われますが、移転先での電柱の受入れに関しては、皆様方のご協力が必要となります。電気・電話は、日常生活の中で欠かすことのできない施設でありますので、移転時における電柱の設置については、関係する皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願ひいたします。

### ○権利異動の届出のお願い

土地区画整理地内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら、必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。また、婚姻等によりお名前が変わった時なども届出が必要です。詳細につきましては、事務所までお問い合わせください。

### ○所有地の管理について

一昨年から放火と思われる不審火が岩沢地区を中心に断続的に発生しております。消防、警察のほか自治会関係者等と連携し見回りを行っておりますが、皆様方におかれましても屋外にある不要物の整理や空き地の適正な管理をお願いいたします。

編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫112-1  
電 話 042-973-8682  
Eメール [kukaku@city.hanno.saitama.jp](mailto:kukaku@city.hanno.saitama.jp)



## 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成24年2月22日号

★☆ 笠縫地区 ★☆

★☆ 説明会特集号 ★☆

# ～工事の進捗状況及び事業説明会についてお知らせします～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、工事の進捗状況や過日開催されました事業説明会の開催結果についてお知らせいたします。

### § 平成23年度工事進捗状況について §

今年度も1ヶ月あまりを残すのみとなりました。今回は、平成23年度工事の進捗状況についてお知らせいたします。

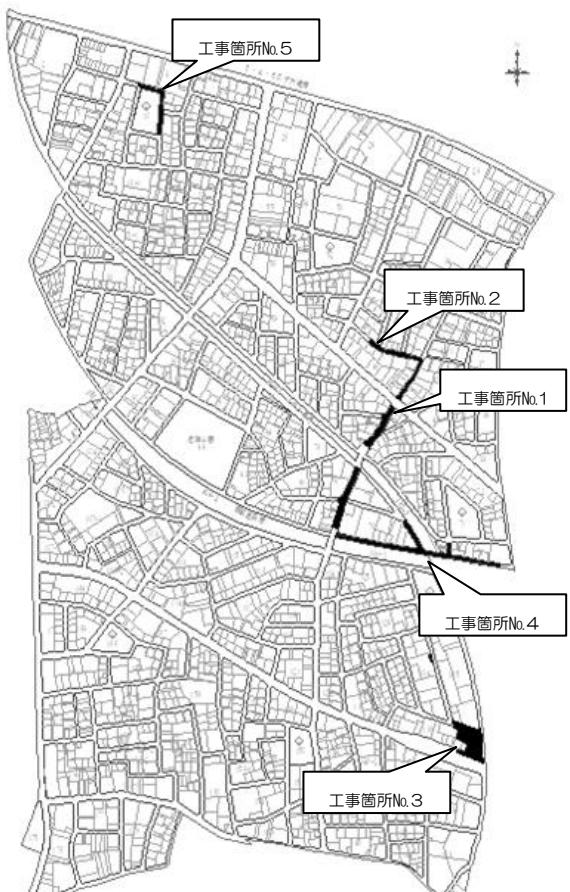
現在、笠縫地区内では道路築造工事や宅地造成工事を5箇所で行っています。

工事箇所No.1、2では、JR八高線六道踏切拡幅の前段階として、踏切前後の道路築造工事を行っており、道路高の変更や歩道の設置を実施しています。来年度は踏切の拡幅工事を行う予定でありますので、工事完了までの間、通行にご不便をおかけしますがご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

工事箇所No.3につきましては、街区道路の築造及び宅地の造成工事を行っています。

工事箇所No.4は、街区道路の舗装工事及び宅地の造成工事を行っています。

工事箇所No.5につきましては、1号公園予定地外周の排水工事及び街区道路の舗装工事を実施しており、公園整備に向けた準備を行っています。これらの工事については、3月末には完了する予定です。



【笠縫地区工事実施箇所図】

## « 工事写真 »



J R八高線六道踏切北側の状況



J R八高線西側 136街区造成の状況

### § 笠縫土地区画整理事業進捗状況説明会報告 §

本年 1月22日（日）、加治公民館において笠縫地区の事業進捗状況説明会を開催し  
23名のご参加を頂きました。その概要についてお知らせいたします。

#### 【 説明事項 】

##### ◎平成23年度の事業の進捗状況について

- ・旧国道299号六道交差点改良に伴う建物移転について
- ・1号街区公園整備に関連する周辺道路工事について
- ・幹線道路整備に関連する造成工事及び建物移転について
- ・JR八高線六道踏切を挟む南北の道路整備工事について
- ・双柳岩沢線、川寺岩沢線の下水道整備工事 汚水管整備について

##### ◎今後の事業の進め方について

- ・JR線、西武線の踏切統廃合及び2本の南北幹線道路（東側及び西側）、周辺道路の重点整備。
  - ・東西幹線道路の整備（川寺岩沢線）については、道路用地確保のため建物移転を中心にして事業を推進。
  - ・旧国道299号六道交差点改良については、平成24年度に建物移転及び交差点拡幅工事を実施予定。
  - ・1号街区公園整備工事を平成26年度に実施予定。公園整備案作成に際しては、地元の皆様のご意見等を拝聴し整備予定（所管課：都市計画課）。
- ※踏切統廃合計画の詳細は、別添資料をご参照ください。

## 【質疑応答】(一部抜粋)

Q. 六道踏切は平成24年度で開通するのか。

A. 3月議会により新年度予算案議決後、平成24年度に行いたいと考えています。

Q. 六道交差点からJR六道踏切へ向う一方通行の解除はいつになるのか。

A. 道路整備を実施し、一部ですが一方通行を解除

したいと考えています。双柳岩沢線から六道踏切間の整備にあわせ、一方通行の解除について警察との協議が整っていますが、「一方通行の解除には100%地元の同意がないと難しい」と言われておりますので、ご協力をお願いします。

Q. 国道299号につながる道路が未整備だが踏切整備を先行する理由は。

A. 踏切を整備するための条件が整ってきている状況です。南北方向の交通導線を確保するための整備を進めていきたいと考えております。

Q. 未舗装道路の整備は、踏切の周辺道路を優先するというが、それ以外の未舗装道路のほこり、傷みにはどう対応してもらえるのか。

A. 当面は、補修の手立てとして砂利を敷くことで対応させて頂きたいと考えています。

Q. 踏切に関連する歩行者専用道路として指定するのは、市の考えなのか、住民の考えなのか。また規制は24時間か。

A. 昭和63年に区画整理の事業認可を県から頂きましたが、その区画整理の事業計画の中で既に歩行者専用道路にすることが決定しています。規制は24時間となります。

Q. 佐瀬踏切はいつ整備するのか。

A. 区画整理区域の境に位置する踏切であり、地区外に係る用地取得を伴うため、今回の整備から除きました。関係部署と調整し、できるだけ早期に整備できるよう努めて参ります。

Q. 踏切の統廃合によって迂回することは、非常に不便になる。

A. 事業計画決定時に鉄道事業者、警察との協議を行い、交通安全にも配慮し計画決定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

Q. 笠縫土地区画整理事業の完了はいつになるのか。

A. 現在は平成26年度までの計画となっています。残りの移転戸数や近年の実績等を考慮しても、期間延長が必要となると考えています。

Q. 暫定的に清算金を払うことを検討してほしい。

A. 暫定的な支払いについては、法的にはできることになっています。しかし具体的な事例として、事業の完了を目前にして数軒の反対者により事業が閉じられない、また、震災など自然災害が起こったことにより仮清算を行うこととしたなど、稀な事例があるだけです。これについては、まだまだ研究していかなければなりませんと考えております。なお、支払いについては分割払いの方法もあります。



JR八高線六道踏切南側から撮影

## ～ 土地区画整理事務所からのお願い～

### ○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。

また宅地の造成高、歩道計画のある道路からの出入り口の位置等、工事施工時のトラブルを回避するため、事前確認を必ず行って頂きますようご協力をお願いいたします。

### ○委任状が必要です

土地区画整理事業に伴う権利関係などの調査に関しては、土地所有者の方のみに説明させて頂いています。代理の方は、土地所有者の方からの委任状が必要となりますので、ご注意ください。

### ○土地の分筆、仮換地先の分割について

従前地について分筆を行うと、その筆に係る仮換地を分割することになります。また、換地された土地を分割したい場合には、逆に従前地の分筆が必要となります。

従前の土地の分筆及び仮換地の分割の際は、事前に土地区画整理事務所までご相談ください。

### ○迷惑駐車について

土地区画整理事業の施行地区内の道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思っていてもご近所へ迷惑をかけていたりすることもあり、ご近所間のトラブルになる可能性があります。

一人ひとりがルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

### ○権利異動の届出のお願い

区画整理地区内の土地の権利に関し、異動（所有権移転、住所変更等）がありましたら、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

### ○所有地の管理について

一昨年から放火と思われる不審火が岩沢地区を中心に断続的に発生しております。消防、警察のほか自治会関係者等と連携し見回りを行っておりますが、皆様方におかれましても屋外にある不要物の整理や空き地の適正な管理をお願いいたします。

編集発行 飯能市土地区画整理事務所

住 所 飯能市大字笠縫112-1

電 話 042-973-8682

E メール [kukaku@city.hanno.saitama.jp](mailto:kukaku@city.hanno.saitama.jp)



# 資料

## 飯能都市計画事業 笠縫土地区画整理事業に係る踏切統廃合整備計画について

笠縫地区では、南北方向の交通道線を確保することを当面の目標に事業を推進しています。この中で、都市計画道路双柳岩沢線から区画街路10-1号線へ、また双柳岩沢線から区画街路9-6号線へ至る道路を最優先課題として位置づけ整備を進めております。

これらの南北道路と交差するJR八高線及び西武池袋線について、既存の踏切を統廃合し、それぞれ2箇所、計4箇所の踏切を来年度より整備する予定です（図面1参照）。

これに伴い踏切両端に接続する道路は、一部を除き歩行者専用道路となり、車両の通行ができなくなります。

踏切統廃合整備後の交通の流れについては、「踏切統廃合計画想定導線図」（図面2、3）に示すような路線が考えられ、今後、工事実施に際しては通行止めとなる道路もあり迂回をして頂くこととなります。皆様にはしばらくの間ご不便、ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解、ご協力の程お願いいたします。

踏切統廃合整備計画（予定）の詳細は次のとおりです。

### 1. 踏切整備実施箇所

①区画街路9-6号線（幅員：9mに拡幅）

「JR八高線六道踏切」及び「西武池袋線元加治7号踏切」

②区画街路10-1号線（幅員：10mに拡幅）

「JR八高線大久保踏切」及び「西武池袋線元加治9号踏切」

### 2. 統廃合計画

①JR八高線

- |        |                        |
|--------|------------------------|
| ・六道踏切  | 付替拡幅                   |
| ・島崎踏切  | 廃止（上記踏切工事と同時、人も渡れません）  |
| ・大久保踏切 | 移設拡幅                   |
| ・上岡踏切  | 廃止（上記踏切工事と同時に、人も渡れません） |

②西武池袋線

- |          |      |
|----------|------|
| ・元加治7号踏切 | 拡幅   |
| ・元加治9号踏切 | 移設拡幅 |

既設の土地区画整理事務所前踏切は移設踏切供用開始とともに撤去

### 3. 実施年度計画（予定）

①JR八高線

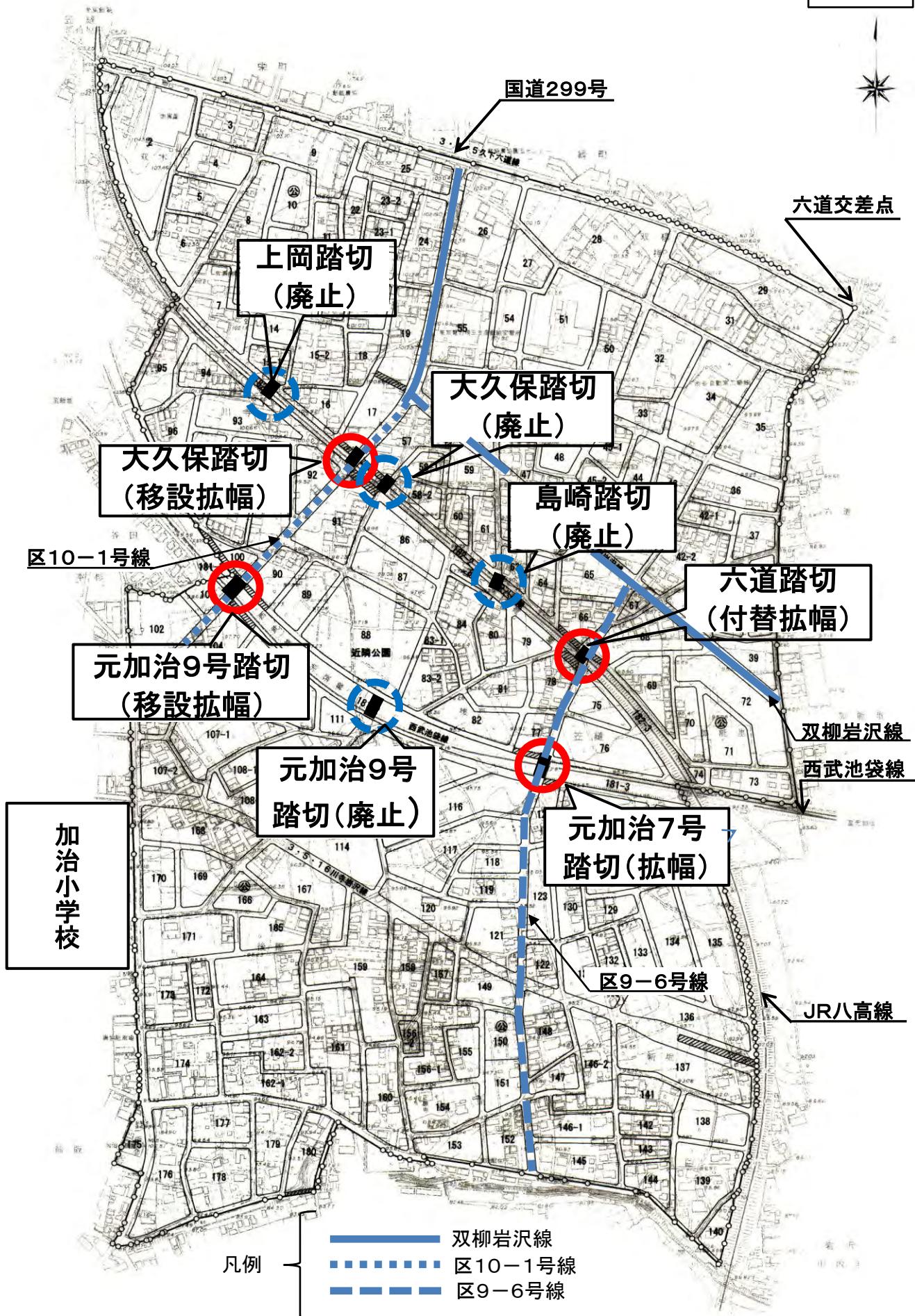
- |        |                      |
|--------|----------------------|
| ・六道踏切  | 平成24年度               |
| ・島崎踏切  | 平成24年度（六道踏切工事と同時施工）  |
| ・大久保踏切 | 平成26年度               |
| ・上岡踏切  | 平成26年度（大久保踏切工事と同時施工） |

②西武池袋線

- |          |        |
|----------|--------|
| ・元加治7号踏切 | 平成26年度 |
| ・元加治9号踏切 | 平成26年度 |

# 笠縫地区画整理事業における踏切統合計画 (平成23年度～平成27年度)

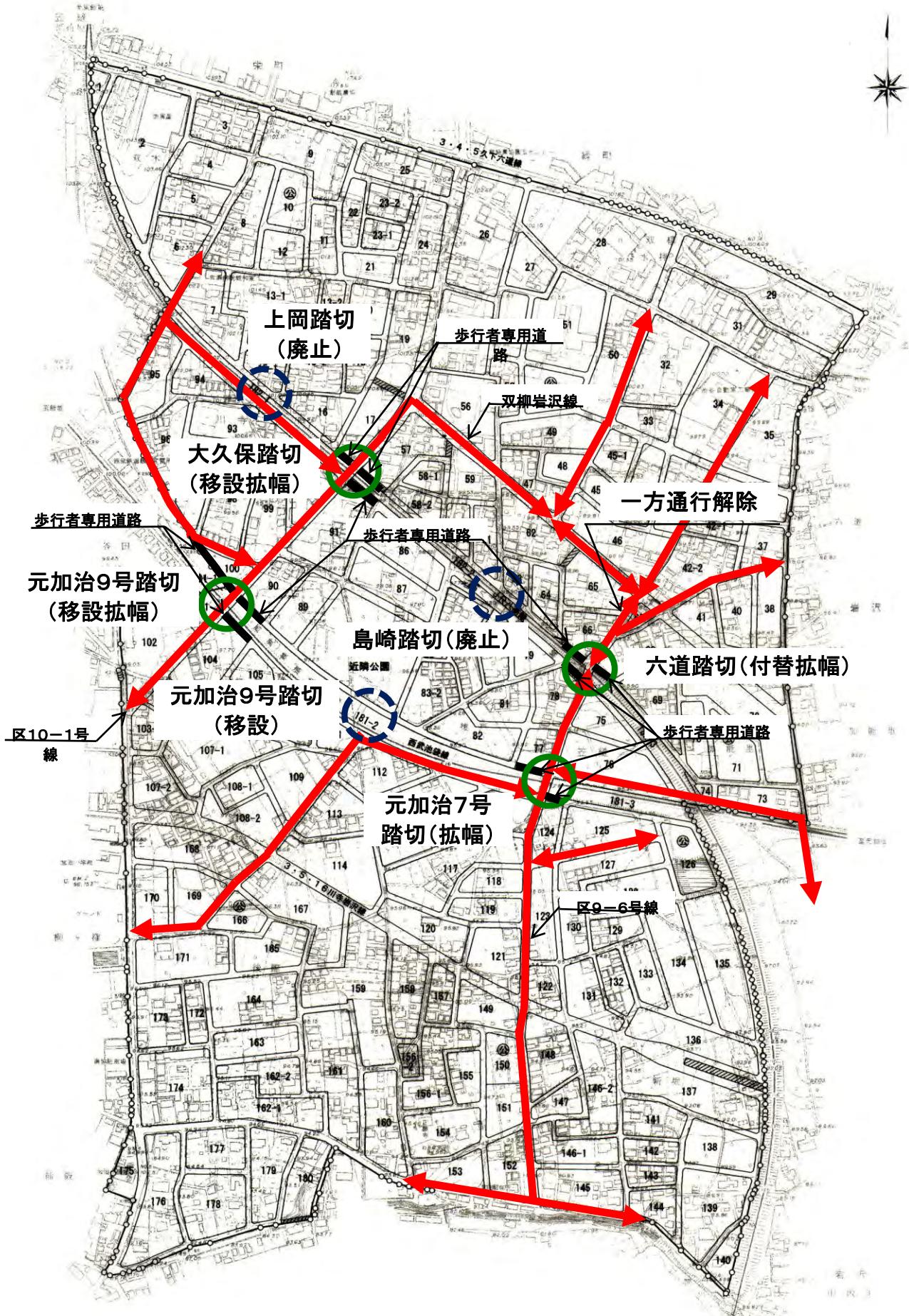
図面1



# 踏切統廃合計画想定導線 (平成25年4月JR六道踏切工事完成後)



# 踏切統廃合計画想定導線 (平成27年4月踏切統廃合完了後)



凡  
例

←→ 想定される車両の流れ

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成24年3月1日号  
岩沢北部・岩沢南部地区  
★★★合併号★★★

- ◆ 平成23年度事業報告
- ◆ 市道1-1925号線工事
- ◆ 下水道課からのお知らせ
- ◆ 岩沢加能里遺跡の調査
- ◆ 阿岩橋の架け替え工事
- ◆ 事務所からのお知らせ

岩沢地区的まちづくりにつきましては、今年度より継続地区、除外地区ともに本格的な工事等に着手することができました。両地区に関しましては、多くの方々よりご協力をいただき感謝申し上げます。工事箇所も増えてまいりますが、これからも引き続いでのご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願ひします。

## ◆ 平成23年度 事業報告

**【区画整理継続地区】** 換地設計に伴う仮換地（案）に基づき、正確な面積を算出するための街区確定測量や画地確定測量を実施しました。また、計画されている区画道路の基礎となる測量・設計や将来の宅地の高さを決定するための設計を行いました。これにより、基礎データとして権利者の皆様にお示しすることができると併に、このデータを活用し区画道路や宅地の工事等が可能になります。

工事については、道路築造工事や宅地造成工事を実施しました。一部箇所については、工事等を継続し実施しています。工事中はご不便をお掛けいたしますが、引き続きご協力をお願いします。

補償等については、建物移転や工作物等移転契約の締結を行いました。なお、補償業務では、事業に支障となる電柱等の移設も行っていますが、電柱等の移設は、民地への建柱が基本となりますので、皆様のご協力が不可欠です。電気・電話は、日常生活の中で欠かすことのできないものです。移設の際は、関係する皆様のご協力をお願いします。

**【除外地区】** 主要路線の一部道路について、用地測量・路線測量を行いました。関係地権者の皆様には、厳寒の中、また大変お忙しいところ立会いにご協力いただき、誠にありがとうございました。

## ◆ 市道1-1925号線側溝整備工事

岩沢運動公園から白鳥幼稚園方面へ北上する道路等の側溝工事を実施しています。

工事期間中、とりわけ通園、通学時の時間帯には歩行者や車両の通行に大変ご不便をお掛けいたします。施工中は安全対策等に十分配慮し、工事を行いますのでご理解、ご協力をお願いします。

◎ 工事期間 平成23年12月下旬から平成24年3月下旬まで  
(施工状況の都合により工事期間変更の場合があります。)



## ◆ 下水道課からのお知らせ

## 岩沢地区の下水道工事

岩沢地区で現在施工中の下水道工事についてお知らせします。

案内図	工事名	工事期間	備考
①	公共下水道工事第1工区（岩南）	2月29日	
②	公共下水道工事第2工区（岩南）	3月30日	
③	岩沢第二污水幹線公共下水道工事第1工区	2月29日	工期延長予定
④	岩沢第二污水幹線公共下水道工事第2工区	3月30日	工期延長予定
⑤	岩沢汚水中継ポンプ場建設工事（土木・建築）	2月29日	設備等の工事は引き続き実施

※工事期間中は大変ご不便をお掛けしますがご理解、ご協力を願いいたします。

下水道工事箇所案内図



岩沢汚水中継ポンプ場



図面①に埋設される污水管人孔（マンホール）

☆問い合わせ先：下水道課 整備担当 042（973）3433（直通）

## ◆ 岩沢加能里遺跡の調査

## 加能里遺跡第42・43次調査

平成23年7月より、字樋ノ口及び字加能理で加能里遺跡の調査をそれぞれ行いました。

### 【加能里遺跡第42次調査（字樋ノ口）】

元加治駅から西へ約300m、入間川の河岸段丘平坦面にあたります。縄文時代中期・古墳時代・奈良時代といった別々の時代の集落跡が発掘されました。縄文時代では、多くの竪穴式住居跡が重なり合って見つかり、当時の中心地的な集落だったことがうかがえます。古墳時代の遺跡は、飯能市域では大変珍しく住居跡のほか、土器が数個ずつ入った穴がいくつも見つかりました。また、加能里遺跡の発掘の中で、初めて奈良時代の住居跡が検出されたことが貴重な発見の一つでした。

昨年の12月23日には、地元の方を対象に現地説明会を実施し、165名の参加がありました。遺跡に対する造詣を深め、遺跡の持つ魅力を感じていただきました。



縄文時代の住居跡



古墳時代の土坑



奈良時代の住居跡



現地説明会の様子



古墳・奈良時代の集落全貌

### 【加能里遺跡第43次調査（字加能理）】

六道の交差点から南へ約400m、低い崖の下にあたります。縄文時代後期末から晩期初頭の住居跡1軒のほか、湧水の流れた跡と考えられる砂礫層が帯状に見つかりました。

ここからは土偶（土製の人形）が3点出土しました。

☆問い合わせ先：生涯学習課 文化財担当

042(972)2301(直通)



出土された土偶

### 【遺跡調査後の工事予定】

昨年7月から始まった加能里遺跡の調査は、この3月中に終了します。調査終了後、新年度予算の議決に伴い速やかに工事を発注し、初夏より宅地の造成工事を実施する予定です。

## ◆ 阿岩橋の架け替え工事（阿須小久保線）

上部工の工事については、平成23年10月から架設桁架設工法によって架設を行い、11月には18本全ての桁の架設が終了しました。現在、橋面工及び下水道管等の添架工事を行っており、3月末には橋の本体工事が完成する予定です。平成24年度より橋の南北の取付道路の工事に着手し、年度内の開通を目指して工事を進めています。

☆問い合わせ先：道路建設課道路担当  
042(973)2127（直通）



岩沢側から阿須方面を望む

## ～ 事務所からのお知らせ ～

### 【換地設計に基づく事業計画の変更】

換地設計に基づく事業計画の変更については、平成24年6月の認可を目標に県との協議を重ねています。変更に係るスケジュール等については、詳細が分かりしだいお知らせします。

### 【所有地の管理について】

最近、放火と思われる不審火が岩沢地区を中心に多く発生しています。市では消防、警察のほか自治会関係者の方々と連携し地域の見回りを行っています。皆様方におかれましても家のまわりには燃えやすい物を置かないなど不審火対策へのご協力をお願いします。また、空き地の枯れ草などについても適正な管理をお願いします。

### ◎建築行為等（開発行為等）について

#### 【区画整理継続地区】

区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）及びブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談ください。

#### 【区画整理除外地区】

区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談ください。

編集発行 飯能市土地区画整理事務所

住 所 飯能市大字笠縫112番地1 電話 042(973)8682

E メール kukaku@city.hanno.saitama.jp

## 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成24年 3月22日号

双柳南部地区

★★★単独号★★★

# ～事業進捗状況等について お知らせします～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、今年度の事業進捗の状況についてお知らせします。

### § 平成23年度工事等の進捗状況について §

平成23年度も残りわずかとなりました。今回の土地区画整理事業ニュースは、平成23年度工事の進捗状況についてお知らせします。

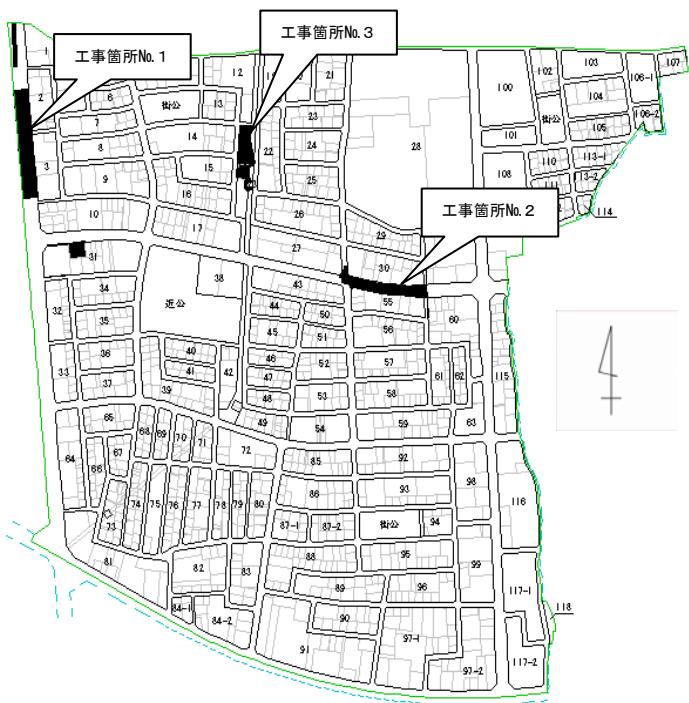
今年度事務所で発注した道路工事、造成工事等の全ての工事は、おかげさまで皆様のご協力により予定どおりこの3月末に完成の見込みです。地域の皆様には、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

今年度の工事も昨年度に引き続き、交通の流れを確保するため地区内の幹線道路の整備をするとともに、歩道を設置することにより、歩行者の安全確保を進めてまいりました。

地区内の西側を南北に縦断する阿須小久保線につきましては、今年度約130mを整備いたしました（工事箇所No.1）。

また、地区内の中央を東西に通過する東原巽原線につきましては、約100mを整備いたしました（工事箇所No.2）。この道路につきましては、道路下に浸透機能を備えた雨水管

【双柳南部地区工事実施箇所図】



を設置し、地区内の懸案であります雨水対策を実施しました。

阿須小久保線については完成部分の北側に、東原翼原線については完成部分の西側に、それぞれ道路用地が確保できましたので仮設の道路を設置いたしました。来年度につきましては、それぞれの仮設道路を正規な形で整備を行う予定です。この工事が完了しますと、阿須小久保線と東飯能駅東口駅前通り線の交差点から東原翼原線を経由し、産業道路までの幹線道路が開通することになります。

宅地造成工事につきましては、18街区（工事箇所No.3）の一部の造成工事と宅地に接する歩行者専用道路の一部の舗装工事を実施いたしました。

また、今年度の物件移転補償につきましては、建物2件、工作物10件の契約を締結しました。

今年度実施した工事、補償業務にご協力をいただきました方々並びに近隣住民の皆様に厚くお礼申し上げます。

### 《双柳南部地区工事箇所写真》



阿須小久保線の状況



東原翼原線の状況



雨水管の設置状況（東原翼原線）



18街区の造成状況

## ◆ 下水道課からのお知らせ

平成23年度に発注した双柳南部地区の下水道工事についてお知らせします。

下水道課で発注した今年度の下水道工事は5件です。工事箇所①及び②は新光地内の工事ですが、ともに3月下旬の完了予定です。工事箇所③及び⑤は東原巽原線の工事で、既に完了しています。④については、区画道路内の工事で12月に完了しています。いずれの工事も200mm（内径）の管を布設しました。

現在施工中の工事に関しましては、大変ご不便をお掛けしますが引き続きご理解、ご協力をお願いします。なお、一部の工事につきましては、水道工事も並行して実施しています。

下水道工事箇所図



下水道管の布設工事の様子

## ～ 土地区画整理事務所からのお願い ～

### ○建築行為（開発行為）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。

また宅地の造成高、歩道のある道路からの出入り口の位置等、施工時のトラブルを回避するため、事前相談を必ず行っていただきますようご協力をお願いいたします。

### ○委任状が必要です

土地区画整理事業に伴う権利関係や清算指數等の調査に関しては、土地所有者の方のみに説明させていただいています。代理の方は、土地所有者の方からの委任状が必要となりますので、ご注意ください。

### ○権利異動の届出のお願い

土地区画整理地内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら、必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。詳細につきましては、事務所までお問い合わせください。

### ○土地の売買について

土地区画整理事業地内においても、地区外の土地と同様にいつでも土地を売買することは可能です。売買に伴う土地の登記は、従前の土地について行われます。

仮換地指定を受けている場合は、土地区画整理法に基づく法律上の効果や制限も新しく所有者となる権利者に継承されます。仮換地指定されていない場合でも、お知らせしてある換地計画の内容（仮換地案位置図）を、新しく所有者となる権利者にお伝えください。仮換地指定、換地計画の内容等についてご不明な場合は、事務所までお問い合わせください。

### ○土地の分筆、仮換地先の分割について

従前地について分筆を行うと、その筆に係る仮換地を分割することになります。また、換地された土地を分割したい場合には、逆に従前地の分筆が必要となります。

従前の土地の分筆及び仮換地の分割の際は、事前に事務所までご相談ください。

編集発行 飯能市土地区画整理事務所

住 所 飯能市大字笠縫112-1

電 話 042-973-8682

E メール [kukaku@city.hanno.saitama.jp](mailto:kukaku@city.hanno.saitama.jp)



## 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成24年4月15日号  
岩沢北部・南部地区  
★★★ 合併号 ★★★

- ◆平成24年度の主な事業
- ◆阿岩橋の架け替え工事
- ◆下水道課からのお知らせ
- ◆事業計画の変更を予定
- ◆事務所からのお知らせ

昨年度、岩沢地区のまちづくりにつきまして、工事や物件移転及び市道1-1925号線の道路側溝整備等についてご協力をいただき感謝申し上げます。

### 平成24年度の主な事業

2戸を予定しています。また、笠縫地区を結ぶ双柳岩沢線の整備を推進し、今年度より用地買収、建物移転等を予定しています。

**【岩沢南部地区】** 岩沢南部地区においても同様に、遺跡調査、道路築造工事及び造成工事、建物移転3戸をそれぞれ予定しています。また、阿岩橋から北上する阿須小久保線の整備に向けた補償調査等を予定しています。

岩沢南部の市営住宅東側道路(市道1-1925号線)については、引き続き、道路側溝や雨水対策及び下水道管の工事を市道1-7号線までの区間について予定しています。なお、この下水道管は、地下の深い位置に布設する本管と家庭の排水を接続することができる2種類の管を布設します。工事が完了し、下水道管に接続できる状況になりましたら、速やかに接続くださいますようお願いします。

### 阿岩橋の架け替え工事 (阿須小久保線)

阿岩橋の整備については、おかげさまで橋の本体に係る工事が完成しました。24年度からは、橋の取り付け道路の整備を中心に工事を行う予定です。工事期間中は、歩行者や車両の通行に大変ご不便をお掛けしますが、皆さんには、引き続きご理解、ご協力をお願いします。



岩沢側から阿須方面を望む

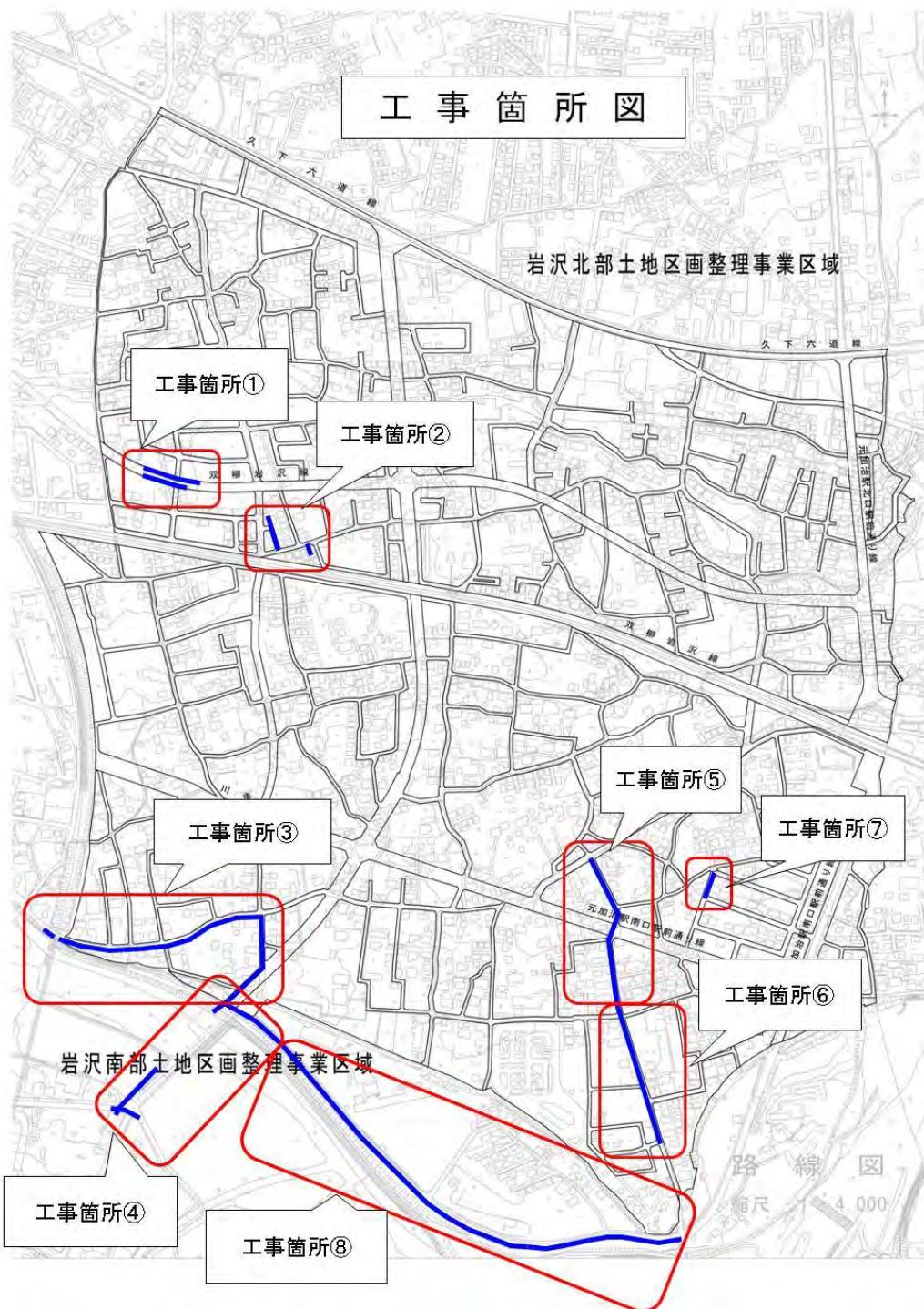
☆問合せ先：道路建設課 道路担当 042(973)2127（直通）

## 下水道課からのお知らせ（平成24年度工事予定）

岩沢北部地区の工事は2箇所、南部地区の工事は6箇所を予定しています。また、南部地区については、昨年度から継続している工事箇所(⑧)もありますので、南北地区併せて8箇所の工事を実施する予定です（工事箇所図参照）。

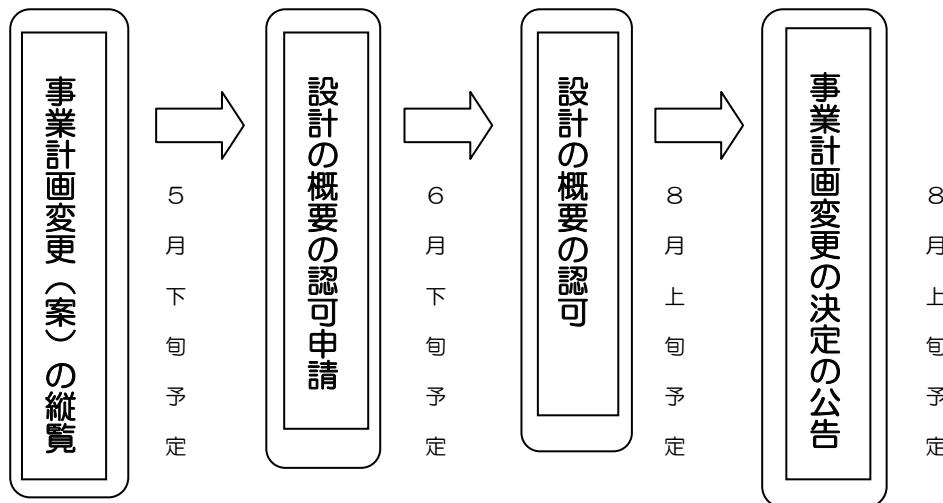
岩沢北部地区の①については7月頃、②については6月頃より工事を予定しています。南部地区の④については6月頃、⑤は9月頃、⑥は6月頃、そして⑦については10月頃より工事を予定しています。③については12月頃より工事を予定していますが、状況によって工事が実施できない場合があります。なお、⑧については平成23年度より工事を施工しており8月末に完成の予定です。工事期間中は、皆さまに大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

☆問合せ先：下水道課 整備担当 042(973)3433（直通）



## 換地設計に基づく事業計画の変更

昨年度よりご案内をさせていただいております、  
換地設計に基づく事業計画の変更に関するスケジュ  
ール（案）をお知らせします。



### ☆事業計画の変更の概要について

区画整理事業の見直しにより、区域界（地区界）測量、街区確定測量、換地設計などの事業に必要な各種測量や設計を実施し、その結果を計画に反映させるため、事業計画の変更を行おうとするものです。

#### ◎主な設計の変更

##### 1. 区画道路の一部線形の変更及び道路の追加

将来の宅地利用効果を図ることを目的に一部について道路を追加します。

また、交通対策において安全で安心な道路環境を維持するため、一部の道路について線形を整えます。

##### 2. 公園の位置、形状及び追加

一部の公園について形状を変更することにより、公園に隣接する宅地の利用効果を図ることが可能となるため公園の形状を一部変更します。また、市の所有地などを活用し区域内に小規模な公園を分散させることで、緑地空間の提供や地域の一時的な防災活動の場として利用することが可能となります。

※1 この変更に合わせて、区域（地区界）の一部についても変更を行います。

スケジュールについては同様な手続きの流れとなります。

※2 この変更は、事業期間（20年）を変更するものではありません。

※3 変更スケジュール(案)は、手続きの状況により変更になる場合があります。

## † 土地区画整理事務所からのお知らせ †

### ○空間放射線量の測定結果について

市民の方が利用される旧事務所や一部開放している広場などについて、市の環境緑水課にある測定器により空間放射線量の測定を実施しました。

測定結果については、下表のとおりです。なお、数値は平均値です。

測定日：平成24年3月13日 晴れ

単位： $\mu\text{Sv}/\text{h}$

地区名	調査場所	調査地点	地上1cm	地上50cm
岩沢北部	旧岩沢北部事務所	2地点	0.11	0.09
岩沢南部	旧岩沢南部事務所	1地点	0.11	0.10
	岩沢 明王寺西側広場	1地点	0.08	0.08

いずれの地点においても除染が必要な  $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$  (マイクロシーベルト) を超える地点はありませんでした。

笠縫及び双柳南部地区についても、同程度の測定結果となっています

### ○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

#### ☆区画整理継続地区☆

区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談ください。

#### ☆区画整理除外地区☆

区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談ください。

#### ☆権利変動の届出のお願い

区画整理地区内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫112-1  
電 話 042(973)8682  
E メール kukaku@city.hanno.saitama.jp

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成24年4月17日号

笠縫地区・双柳南部地区

★☆合併号☆★

## ～笠縫地区・双柳南部地区の 今年度の事業予定などについて～

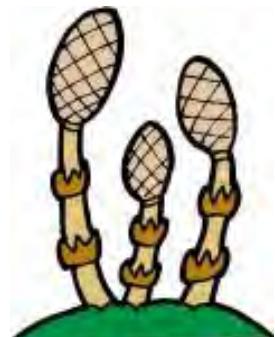
権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、今年度の笠縫地区及び双柳南部地区における事業予定などについてお知らせいたします。

### § 笠縫地区 §

【進捗状況について】(平成24年3月31日現在)

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| ・仮換地指定率  | 94.4%           |
| ・使用収益開始率 | 58.1%           |
| ・建物移転済戸数 | 707戸            |
| ・建物移転率   | 83.1% となっております。 |



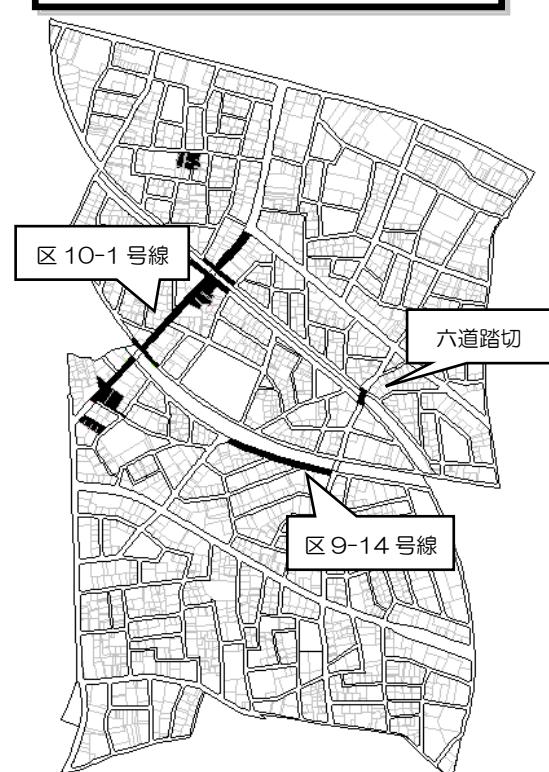
【平成24年度の事業予定について】

平成24年度におきましては、幹線道路の整備に向けて、区10-1号線、区9-14号線（別図参照）を中心に、JR八高線、西武池袋線の踏切開設に向けた道路整備工事を行う予定です。また、JR八高線六道踏切につきましては、現在の踏切の拡幅工事を実施いたします。

この区間が完成する事により、双柳岩沢線から西武池袋線元加治7号踏切の間が完成する事になります。これらの工事を行うにあたりまして、JR八高線六道踏切の通行止及び工事箇所の迂回等が発生いたします。詳細な期間、迂回路等につきましては、今後周知させて頂きます。また、工事期間内におきましては、皆様方に大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

建物移転等につきましては、幹線道路整備に関連した

24年度道路整備工事等箇所図



移転等を予定しておりますので、関係権利者の方々への交渉を行ってまいります。

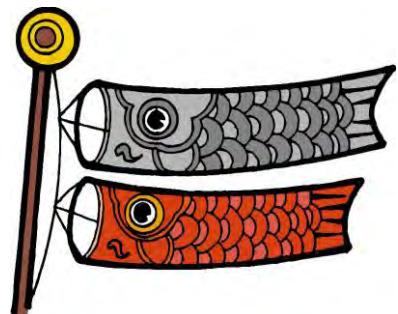
### 区10-1号線施工予定箇所



### Ｓ 双柳南部地区 Ｓ

#### 【進捗状況について】(平成24年3月31日現在)

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| ・仮換地指定率  | 61.2%           |
| ・使用収益開始率 | 35.3%           |
| ・建物移転済戸数 | 110戸            |
| ・建物移転率   | 16.2% となっております。 |

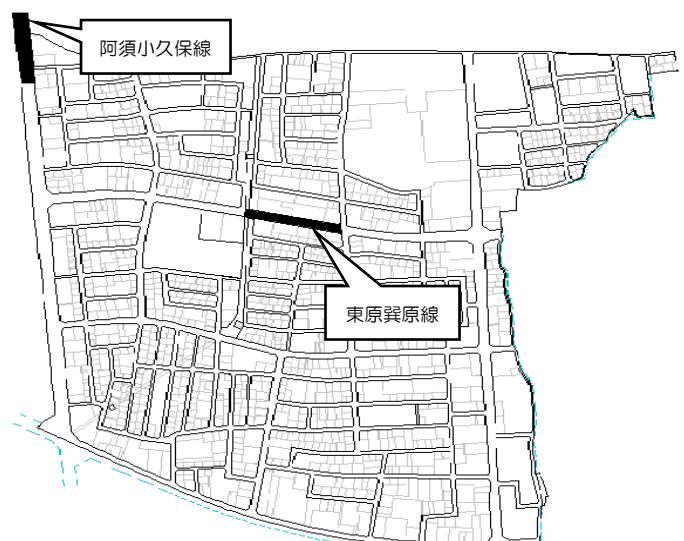


#### 【平成24年度の事業予定について】

平成24年度におきましては、昨年度に引き続きまして阿須小久保線、東原翼原線の道路整備工事及び暫定雨水管整備を併せて実施する予定です(別図参照)。今年度の工事が完了する事によりまして、阿須小久保線と東飯能駅東口駅前通り線の交差点から東原翼原線を経由し、産業道路までの幹線道路が完成形で開通する事になります。

工事期間内におきましては、皆様方にご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

### 24年度道路整備工事等箇所図



阿須小久保線施工予定箇所



東原巽原線施工予定箇所



## 下水道課からのお知らせ（平成24年度工事予定）

平成24年度の下水道工事箇所についてお知らせします。

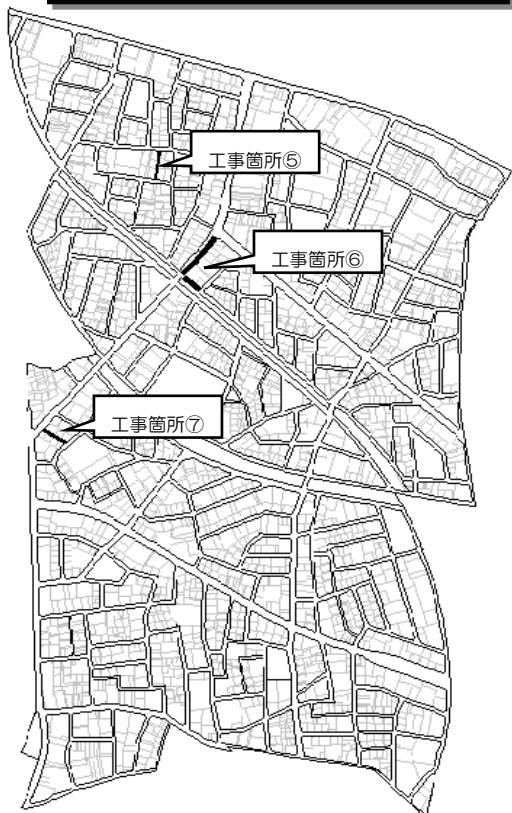
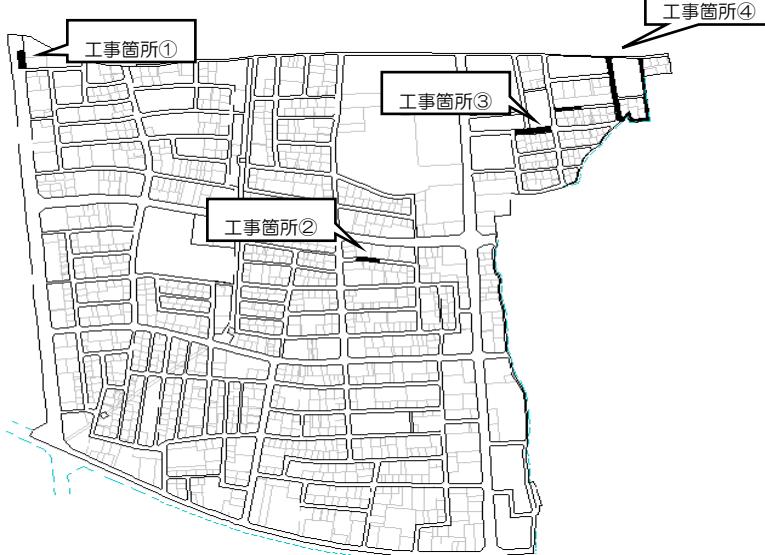
双柳南部地区の工事は4箇所、笠縫地区の工事は3箇所を予定しています（工事箇所図参照）。

双柳南部地区の①～④については9月頃より工事を予定しています。笠縫地区の⑤については11月頃、⑥は10月頃、⑦は1月頃より工事を予定しています。

工事期間中は、皆さんに大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

笠縫地区内下水道工事施工箇所

双柳南部地内下水道工事施工箇所図



## 笠縫、双柳南部地区内における空間放射線量の測定結果について

市民の方が使用される事務所や一部開放している公園予定地などについて、市の環境緑水課にある測定器により空間放射線量の測定を行いました。

測定結果については、下表のとおりです。なお、数値は平均値です。

測定日：平成24年3月13日 晴れ

単位： $\mu\text{Sv}/\text{h}$

地区名	調査場所	調査地点	地上1cm	地上50cm
笠縫	土地区画整理事務所	2地点	0.09	0.09
	仮設住居（事務所西側）	1地点	0.10	0.09
	事務所西側公園予定地	2地点	0.08	0.07
	150街区6号公園予定地	2地点	0.08	0.08
双柳南部	学習センター南 子供公園	1地点	0.11	0.09
	1号公園予定地東側開放地	1地点	0.08	0.07

いずれの地点も除染が必要な  $0.23 \mu\text{Sv}$  (マイクロシーベルト) を超える地点はありませんでした。 岩沢地区についても同程度の数値となっています。

## 土地区画整理事務所からのお願い

### ○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。

また、宅地の造成高、歩道計画のある道路からの出入口の位置等、工事施工時のトラブルを回避するため、事前確認を必ず行っていただきますようご協力をお願いします。

### ○委任状が必要です

土地区画整理事業に伴う権利関係などの調査に関しては、土地所有者の方のみに説明させていただいております。代理の方は、土地所有者の方からの委任状が必要となりますのでご注意ください。

### ○権利変動の届出のお願い

区画整理地内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら、必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。 詳細につきましては、事務所までお問い合わせください。

編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫112-1  
電 話 042-973-8682  
Eメール [kukaku@city.hanno.saitama.jp](mailto:kukaku@city.hanno.saitama.jp)

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成24年8月29日号

笠縫地区・双柳南部地区

★☆合併号☆★

## ～笠縫地区・双柳南部地区における 平成24年度の事業進捗状況などについて～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政並びに土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、笠縫地区内JR八高線六道踏切の通行止め及び今年度の笠縫地区及び双柳南部地区における事業進捗などについてお知らせいたします。

### § 笠縫地区 §

#### 【JR八高線六道踏切の通行止めについて】

これまでにも飯能市ホームページや広報にてお知らせしておりますが、土地区画整理事業の進捗に伴いまして、平成24年度においてJR八高線六道踏切付替拡幅工事を実施いたします。工事に際しては、現在の六道踏切を通行止めとし、踏切の拡幅工事、水道本管の埋設工事、道路整備工事を随時実施させて頂きます。

歩行者、自転車につきましては、六道踏切の東飯能駅寄りにあります島崎踏切をご利用ください。なお、新しい六道踏切の通行が開始された時点で島崎踏切は廃止いたします。

工事期間が長期となるため、近隣住民の皆様、六道踏切を利用される方々には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。通行止めの期間等については下記のとおりとなります。

記

##### 1. 踏切閉鎖期間

平成24年9月10日(月)  
午前0時00分から

平成25年3月31日(日)  
まで (終日通行止め)



2. 工事施工者 東日本旅客鉄道(株) ハ王子支社  
3. 新設踏切供用開始予定日 平成25年4月1日(月)  
4. 工事概要  
・JRハ高線六道踏切付替拡幅工事  
・水道本管埋設工事  
・踏切前後の道路整備工事(市施工)

迂回路につきましては別図をご参照下さい。また、交差点等に迂回路の案内看板を設置いたしますのでご確認の上、ご協力頂きます様よろしくお願ひいたします。

## § 平成24年度工事進捗状況について §

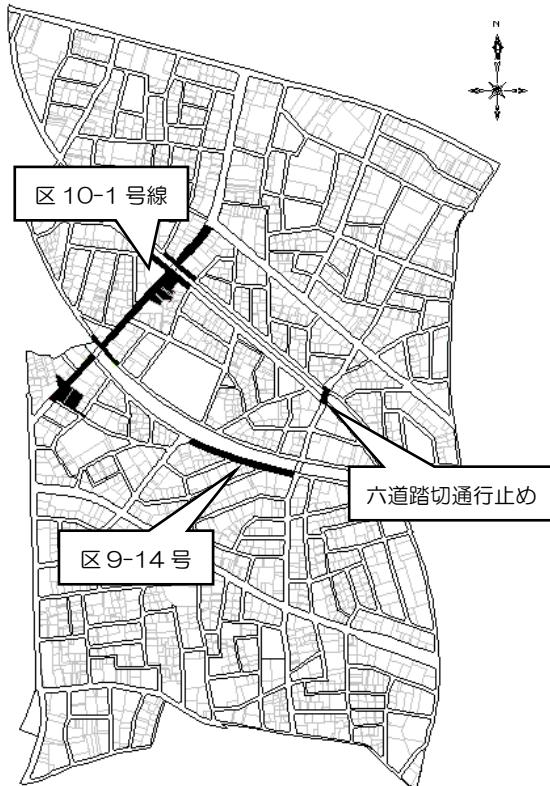
### 【笠縫地区について】

笠縫地区におきましては、幹線道路整備工事、建物移転に併せた造成工事を予定しております。この内、幹線道路整備工事(区10-1号線)の着工時期につきましては、10月を予定しております。また、区9-14号線道路整備工事につきましては、11月の着工を予定しています。

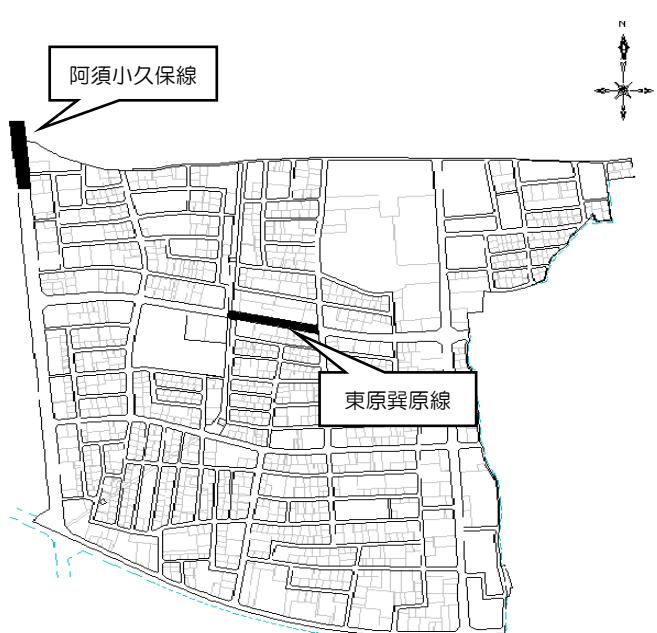
### 【双柳南部地区について】

双柳南部地区では、東原巽原線道路整備工事について、9月に着工する予定です。阿須小久保線道路整備工事につきましても、10月の着工を予定しています。この工事が完了することにより、東飯能駅東口駅前通り線から阿須小久保線、東原巽原線、産業道路(通称)を経て国道299号へ接続する幹線道路が供用開始となる予定です。

笠縫地区 平成24年度道路整備工事箇所



双柳南部地区 平成24年度道路整備工事箇所



## 下水道課からのお知らせ（平成24年度工事進捗状況）

平成24年度における下水道工事の進捗状況についてお知らせいたします。

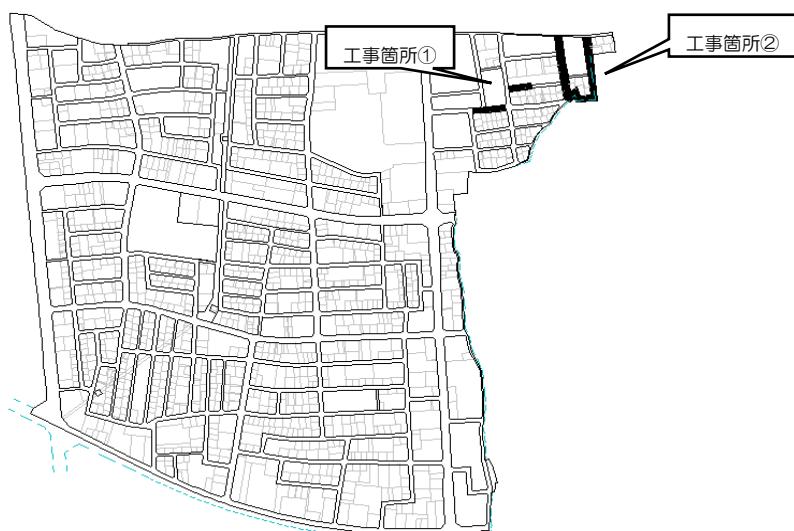
笠縫地区の下水道工事につきましては、道路整備工事、造成工事と併せて発注する予定となっております。

双柳南部地区につきましては、新光地区において2工事を着工いたします。

①の工事は10月頃に着工し、12月末頃完成する予定です。②の工事は11月頃着工し、来年3月末頃完成する予定です。

工事期間中は、皆さまに大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

双柳南部地内下水道工事施工箇所図



### 笠縫、双柳南部地区内における空間放射線量の測定結果について

市民の方が使用される事務所や一部開放している公園予定地などについて、市の環境緑水課にある測定器により空間放射線量の測定を行いました。

測定結果については、下表のとおりです。なお、数値は平均値です。

測定日：平成24年8月3日 晴れ

単位： $\mu\text{Sv}/\text{h}$

地区名	調査場所	調査地点	地上1cm	地上50cm
笠縫	土地区画整理事務所	2地点	0.09	0.09
	仮設住居（事務所西側）	1地点	0.10	0.09
	事務所西側公園予定地	2地点	0.09	0.08
	150街区6号公園予定地	2地点	0.08	0.08
双柳南部	学習センター南 子供公園	1地点	0.08	0.07
	1号公園予定地東側開放地	1地点	0.07	0.06

いずれの地点も除染が必要な  $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$  (マイクロシーベルト) を超える地点はありませんでした。岩沢地区についても同程度の数値となっています。

## 保留地公売のお知らせ

飯能市が行っている土地区画整理事業では、下記保留地の公売について先着順で申込みを受付けています。

お知り合いの方で土地をお探しの方がいらっしゃいましたら、ご紹介いただけすると幸いです。なお、ニュースの通知前に申込みがあった場合はご容赦ください。

詳細につきましては、市ホームページをご覧いただくな、土地区画整理事務所へお問い合わせください。

### 【 公売保留地 】

地区	街区	画地	地積（坪数）	総価格
笠縫	68	2	142.52 m <sup>2</sup> (約 43 坪)	11,544,120 円
笠縫	68	30	139.00 m <sup>2</sup> (約 42 坪)	9,799,500 円
笠縫	118	1	230.98 m <sup>2</sup> (約 70 坪)	15,614,248 円
笠縫	173	2	152.78 m <sup>2</sup> (約 46 坪)	10,770,990 円
双柳南部	26	13	252.57 m <sup>2</sup> (約 77 坪)	19,447,890 円

## 土地区画整理事務所からのお願い

### ○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。

また、宅地の造成高、歩道計画のある道路からの出入口の位置等、工事施工時のトラブルを回避するため、事前確認を必ず行っていただきますようご協力をお願いします。

### ○迷惑駐車について

土地区画整理事業の施行地区内の道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思っていてもご近所へ迷惑をかけていたりすることもあり、ご近所間のトラブルになる可能性があります。

一人ひとりがルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

### ○公園広場利用のマナーについて

現在、笠縫地区及び双柳南部地区の公園予定地の数箇所を開放し、皆様にご利用いただいているところですが、犬の放し飼いやボール等が隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、住民の皆様が利用する公共の場所となりますので、マナーを守ったご利用をお願いいたします。

編集発行

飯能市土地区画整理事務所

住 所

飯能市大字笠縫112-1

電 話

042-973-8682

E メール

[kukaku@city.hanno.saitama.jp](mailto:kukaku@city.hanno.saitama.jp)

## 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成24年11月1日号  
岩沢北部・南部地区  
★★★ 合併号 ★★★

- ◆主な事業の進捗状況
- ◆阿岩橋の取付け工事
- ◆下水道課からのお知らせ
- ◆事業計画等の縦覧のお知らせ
- ◆事務所からのお知らせ

岩沢グラウンドから北上する市道 1-1925 号線の道路工事及び阿岩橋の道路取付け工事では、皆さんに大変ご不便をお掛けしておりますが、完了に向け引き続きご理解、ご協力ををお願い申し上げます。

### 主な事業の進捗状況

建物移転を実施しています。また、笠縫地区を結ぶ双柳岩沢線及び新設される東幹線（9m）の用地買収、建物移転等を推進しています。また、遺跡調査では市内でも珍しい床に石を敷きつめた敷石住居跡が発掘されました。

【岩沢南部地区】主な事業として、遺跡調査、道路築造及び造成工事、建物移転を実施しています。市営住宅東側道路(市道 1-1925 号線)については、引き続き、道路側溝工事及び水道・下水道の工事を市道 1-7 号線までの区間について実施しています。

なお、両地区とも下水道工事が完了し、接続できる状況になりましたら、速やかにご利用くださいますようお願いします。

### 阿岩橋の取付け道路工事（阿須小久保線）

阿岩橋の岩沢側及び阿須側において、橋の取付け道路の工事をそれぞれ行っています。

工事期間中は、歩行者や車両の通行に大変ご不便をお掛けしますが、皆さんには、引き続きご理解、ご協力ををお願いします。

☆問合せ先：道路建設課 道路担当

施工期間：平成25年3月下旬まで  
042(973)2127（直通）



阿須側から岩沢方面を望む

## 下水道課からのお知らせ（平成24年度工事）

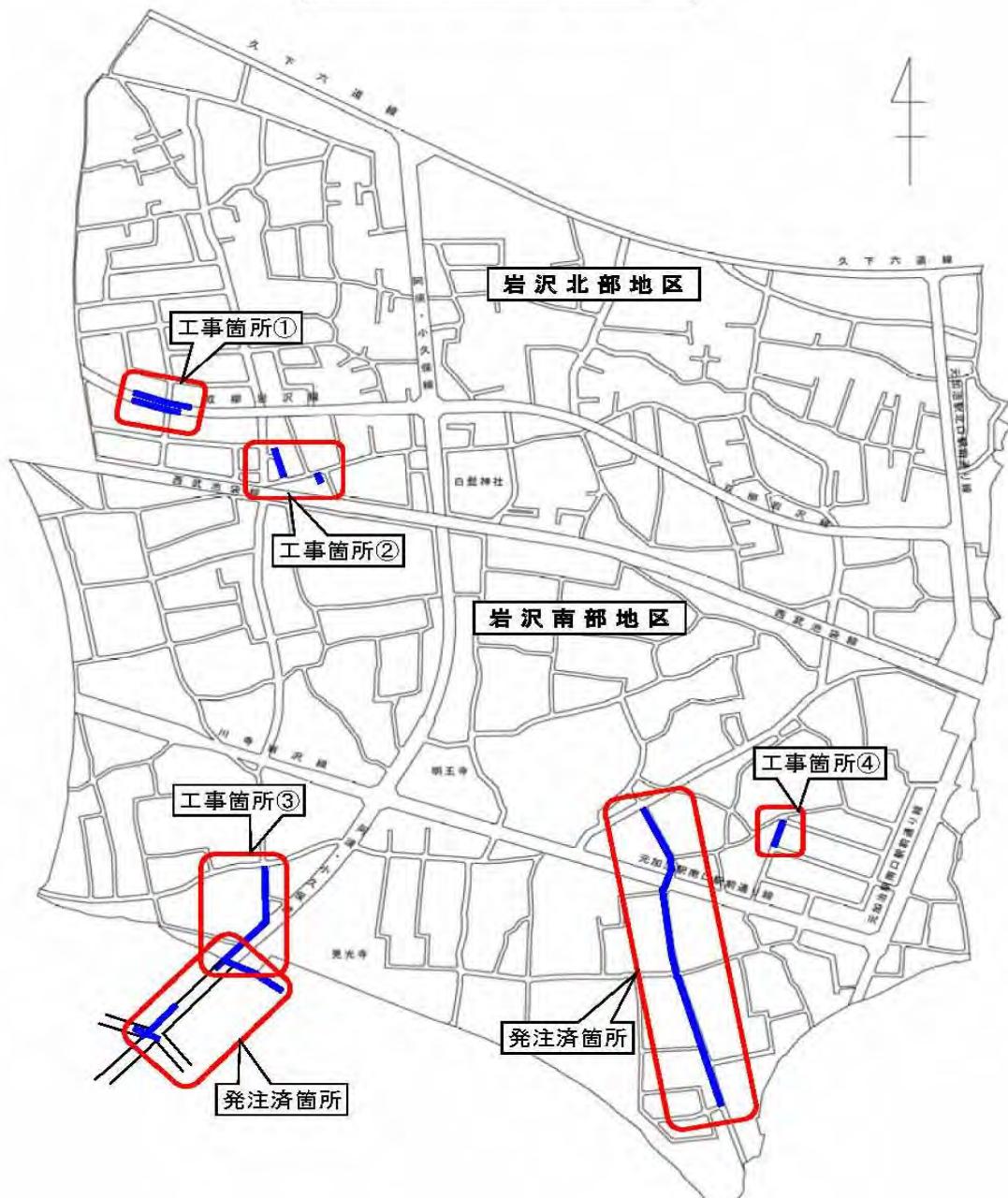
日頃、岩沢地区の下水道工事に関しまして皆さまには、ご理解、ご協力をいただき深く感謝申し上げます。この号では、今後の下水道工事についてお知らせします。  
(工事箇所図参照)

岩沢北部地区の①は11月頃、②については12月頃着工を予定し、それぞれ来年2月頃の完成を予定しています。岩沢南部地区では、③は12月頃着工し、来年3月末の完成、④は11月頃着工し、来年1月頃の完成を予定しています。

なお、工事期間中は、現在工事を進めている箇所も含め状況により道路を通行止めにする場合がありますが、ご理解、ご協力をお願いします。

☆問合せ先：下水道課 整備担当 042(973)3433（直通）

### 工事箇所図



## 都市計画（区域）及び事業計画変更の縦覧



都市計画（区域）及び土地区画整理事業計画変更の縦覧を行います。

### ①都市計画の種類

- ・飯能都市計画 岩沢北部土地区画整理事業の変更（区域）
- ・飯能都市計画 岩沢南部土地区画整理事業の変更（区域）

### ②土地区画整理事業の種類

- ・飯能都市計画事業 岩沢北部土地区画整理事業計画の変更
- ・飯能都市計画事業 岩沢南部土地区画整理事業計画の変更

#### 【縦覧期間】

平成 24 年 11 月 14 日（水）～11 月 28 日（水）8 時 30 分～17 時 15 分  
〔土曜日、日曜日及び祝日も行います。〕

【縦覧場所】 土地区画整理事務所

### ☆事業計画変更の概要について

区画整理事業の見直しにより、区域界（地区界）測量や換地設計などの事業に必要な測量や設計を実施し、その結果を計画に反映させるため、都市計画（区域）及び事業計画の変更をそれぞれ行うものです。

#### ◎主な設計の変更

##### 1. 区画道路の一部線形の変更及び道路の追加

将来の宅地利用効果向上を図るため道路を一部追加します。また、交通対策において安全で安心な道路環境を維持するため、一部の道路について線形を整えます。

##### 2. 公園の位置、形状及び追加

一部の公園について形状を整えることにより、公園に隣接する宅地の利用効果を向上させることが可能となり、また、市の所有地を活用するなど区域内に小規模な公園を分散し、緑地空間の提供や地域の一時的な避難の場として利用することができます。

※ 事業期間の変更はありません。

## † 土地区画整理事務所からのお知らせ †

### ○空間放射線量の測定結果について

市民の方が利用される旧事務所や一部開放している広場などについて、空間放射線量の測定を実施しました。

測定結果については、下表のとおりです。なお、数値は平均値です。

測定日：平成24年8月3日 晴れ

単位： $\mu\text{Sv}/\text{h}$

地区名	調査場所	調査地点	地上1cm	地上50cm
岩沢北部	旧岩沢北部事務所	2地点	0.10	0.08
岩沢南部	旧岩沢南部事務所	1地点	0.10	0.08
	岩沢 明王寺西側広場	1地点	0.07	0.07

いずれの地点も除染が必要な  $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$  (マイクロシーベルト) を超える地点はありませんでした。笠縫、双柳南部地区も同程度の数値となっています

### ○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

#### ☆区画整理継続地区☆

区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理事業法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談ください。

#### ☆区画整理除外地区☆

区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談ください。

#### ☆JR八高線六道踏切の通行止め

笠縫地内のJR八高線六道踏切が付替拡幅工事のため通行止めとなっています。工事期間が長期となるため、皆さんにはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

踏切閉鎖期間 平成25年3月末まで

編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫112-1  
電 話 042(973)8682  
E メール kukaku@city.hanno.saitama.jp

## 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成25年1月8日号

# 笠縫地区及び双柳南部地区 任期満了に伴う 審議会委員選挙のお知らせ

土地区画整理事業では、換地計画や仮換地指定などの審議を行い、また地域の方のご意見を事業に反映させるための機関として、各事業ごとに土地区画整理審議会を設置しています。

笠縫地区については6月5日に、双柳南部地区については5月9日にそれぞれの審議会委員の任期が満了するため改選に伴う選挙を実施します。今回のニュースでは選挙の手続き及び日程について特集してお知らせします。日程については、笠縫地区、双柳南部地区とも同じ日程になります。

**★選挙期日 平成25年3月31日(日)★**

## 審議会委員の構成及び選挙する委員数について

	委員の定数		
		うち権利者委員	うち学識経験者委員
笠縫地区	15	12	3
双柳南部地区	10	8	2

権利者委員 … 土地の所有者及び借地権者から選挙により選出される委員

学識経験者委員 … 市長から選任される委員

## 選挙人の資格（選挙権及び被選挙権）及び立候補届け出期間について

### ● 所有権又は借地権のある人 ●

所有権又は借地権をお持ちの方は、各々1個の選挙権及び被選挙権を有します。所有権と借地権が共にある人は、所有する権利に対しそれぞれ1個の選挙権及び被選挙権を有することになりますが、この場合には両方の権利を兼ねて候補者となることはできません。なお、登記簿上の土地所有者が既に死亡しているのにもかかわらず、相続登記が

済んでいない場合は、原則として選挙権及び被選挙権を行使することはできません。また、未成年者、成年被後見人又は被保佐人、禁固以上の刑に処されその執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人については、被選挙人となることはできません。

未登記の借地権を有する方は、借地権の申告を行うことにより選挙人の資格を得ることができます。既に借地権申告を提出していただいている方で申告の内容に変更がない場合は、あらためて提出していただく必要はありません。なお、1月15日から2月25日までは借地権申告の受付が停止されます。

## ● 共有者又は共同借地権のある人 ●

土地の共有者又は共同借地権者の場合、選挙権及び被選挙権は共有者の方々の代表者が行使することになります。

このため、選挙権及び被選挙権を得るためにには、共有者の中から代表者を選出し、代表者選任通知書（所定の用紙あり）を当事務所へ提出していただく必要があります。代表者選任通知書の提出により代表者として定められた方が、選挙権及び被選挙権を有することになります。なお、被選挙権を行使するためには、立候補の届け出までに代表者選任通知書の提出が必要です。

### ～～ 代表者選任通知書の提出について ～～

土地の共有者及び共同借地権のある方については、代表者選任通知書を提出しないと選挙権及び被選挙権を行使することができません。この通知書は選挙期日まで提出することができますが、関係者の実印の押印と印鑑登録証明書を添付していただくことになりますので、早目の準備をお願いいたします。用紙は土地区画整理事務所に備え付けてありますので、必要な方はお申し出ください。

既に提出していただいている方で、代表者に変更がない場合には、改めて通知書を提出していただく必要はありません。

また、一度も提出されていない土地の共有者及び共同借地権のある方については、登記簿の筆頭者あてに通知書の用紙を後日お送りします。

## ● 法人 ●

候補者となる場合は、立候補届のほかに法人の印鑑登録証明書やその法人の代表者であることを証明する資格証明書などを提出していただきます。

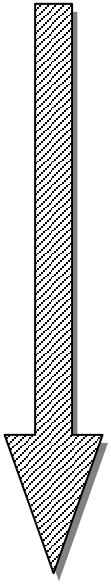
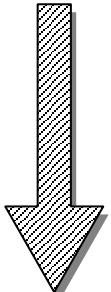
選挙権は、その法人の指定する方が有しますが、投票時にその権限を証する書面を提出していただくことになります。

**★ 立候補届出期間 ★  
平成25年2月26日(火)～3月7日(木)**

# 審議会委員選挙に関する公告について

選挙に伴う各種の公告は、市役所前の掲示場及び飯能市土地区画整理事務所に掲示して行います。

## 審議会委員選挙の日程（予定）について

事 項	期日・期間	事務の概要
選挙期日の公告	12月26日	選挙を行う旨の公告をしました。
選挙人名簿縦覧期間 (異議の申出期間)	1月24日  2月6日	<p>この期間、選挙人名簿の縦覧を行います。</p> <p>場所：飯能市土地区画整理事務所内</p> <p>時間：午前8時30分～午後5時15分 (土曜日・日曜日も行います)</p> <p>名簿には、1月15日（選挙人名簿作成基準日）現在の土地所有者及び借地権者が記載されます。</p> <p>名簿に記載された土地の所有者及び借地権の方だけが、選挙権者及び被選挙権者になることができます。</p> <p>選挙人名簿に記載漏れや誤りがある場合の権利者の異議申出は、この縦覧期間中に受け付けます。</p>
選挙人名簿確定の公告 選挙する権利者別委員の定数の公告	2月25日	<p>この日に選挙人名簿確定の公告をします。</p> <p>また、土地の所有権者及び借地権の方から選挙する委員の数も公告します。</p>
立候補届出期間	2月26日  3月7日	<p>委員に立候補される方は、この期間内に飯能市長宛てに立候補の届出をしてください。</p> <p>また、候補者を推薦される方は、候補者の承諾書を付けて届出してください。</p> <p>届出場所：飯能市土地区画整理事務所内</p> <p>時 間：午前8時30分～午後5時15分 (土曜日・日曜日も行います)</p>

立候補者の公告 投票を行わない旨の公告	3月8日	候補者の氏名、住所を公告します。 また、候補者が定数に満たない場合又は定数と同じ場合には投票を行いませんので、その旨を公告します。
選挙場、投票時間、開票日時の公告	3月18日	選挙場（投票場）、投票時間、開票の日時を公告します。
選挙執行通知書（入場券）の送付	3月18日	選挙権を有する方に選挙執行通知書（入場券）を送付します。
選挙日 (投票、開票)	3月31日	選挙場（投票場）、投票時間等は入場券にてお知らせいたします。 また、投票終了後、開票を行います。
当選人の決定の公告  当選人へ当選の通知	4月1日	当選人の氏名、住所を公告し、当選人に当選人決定通知を送付します。

## その他 土地区画整理事務所からのお知らせ

### 笠縫土地区画整理事業説明会の開催について

笠縫地区内における今年度の事業の進捗状況や今後の事業の進め方について、権利者の方々を対象に下記のとおり説明会を開催しますので、ご出席くださいますようご案内いたします。

日 時： 平成25年2月3日（日） 午前10時より  
場 所： 加治地区行政センター 2階 集会室



森林文化都市  
- HANNO -

編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫 112-1  
電 話 042-973-8682  
Eメール kukaku@city.hanno.saitama.jp

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成25年3月15日号  
岩沢北部・南部地区  
★★★ 合併号 ★★★

- ◆主な事業報告
- ◆阿岩橋の取付け工事
- ◆下水道課からのお知らせ

- ◆事業計画等変更の公告
- ◆事務所からのお知らせ

阿須小久保線にかかる阿岩橋の架け替え工事が完了し、12月22日開通しました。当日は開通式が行われ、多くの市民の皆さまが渡り初めに参加いただきました。

阿岩橋は、「都市計画道路阿須小久保線」の一部で、幹線道路の役割を担うと共に、地域のまちづくりに大きく貢献できることが期待されます。



渡り初めの様子

## 主な事業報告

**【岩沢北部】** 本年度に実施した主な事業は、遺跡調査、造成及び道路築造工事、建物移転2戸を実施しました。また、笠縫地区を結ぶ双柳岩沢線及び新設される東幹線(9m)の用地買収、建物移転3戸を実施しました。

**【岩沢南部】** 主な事業は、遺跡調査、造成及び道路築造工事、建物移転3戸を実施しました。岩沢グラウンドから北上する道路(市道1-1925号線)について、側溝工事及び上下水道の工事を市道1-7号線までの区間について実施しました。



岩沢北部 遺跡調査の様子



岩沢南部 側溝工事・道路拡幅の様子

## 阿岩橋の取付け工事

阿岩橋の岩沢側及び阿須側において、橋の取付け道路の工事を行っています。

工事期間中は、加治東地区行政センターへの利用や加治東小学校への通学など歩行や車両の通行に大変ご不便をお掛けしています。皆さんには、引き続きご理解とご協力をお願いします。

☆問合せ先：道路建設課 道路担当

施工期間：平成25年3月下旬まで

042(973)2127（直通）



取付け工事の様子（行政センターを望む）

## 下水道課からのお知らせ

岩沢汚水中継ポンプ場が完成し、1月19日に竣工式を行いました。

このポンプ場は、岩沢南部・岩沢北部、双柳南部それぞれの区画整理地内と浅間地区の汚水を広域的に取り込み、阿岩橋を経由し浄化センターまで送るための重要な施設です。この施設により、岩沢地区をはじめとする市東部地域の下水道整備が本格的に進んでいきます。



岩沢汚水中継ポンプ場



竣工式の様子

## 都市計画（区域）及び事業計画変更の公告



都市計画（区域）及び土地区画整理事業計画変更の公告を行います。

### ①都市計画の種類

- ・飯能都市計画 岩沢北部土地区画整理事業の変更（区域）
- ・飯能都市計画 岩沢南部土地区画整理事業の変更（区域）

### ②土地区画整理事業の種類

- ・飯能都市計画事業 岩沢北部土地区画整理事業計画（第4回）の変更
- ・飯能都市計画事業 岩沢南部土地区画整理事業計画（第4回）の変更

【公告予定期日】 平成25年3月下旬

※なお、この変更では事業施行期間の変更はありません。

この変更を受け、今後、事業を実行する上で必要な仮換地指定の範囲を拡大し、事業の推進を図ります。

仮換地指定は、事業の進捗に合わせて土地所有者の皆さまにお示ししている仮換地（案）について、土地区画整理事業審議会の意見を確認し、仮換地指定を行います。

## † 土地区画整理事務所からのお知らせ †

### ○土地区画整理事業審議会が開催されました

- ・岩沢南部土地区画整理事業審議会  
平成25年2月20日（水）
- ・岩沢北部土地区画整理事業審議会  
平成25年2月21日（木）



過日、それぞれ今年度2回目となる土地区画整理事業審議会が開催されました。

議事の内容は、平成24年度の事業進捗状況や来年度の事業予定を報告し、岩沢地区の阿須小久保線を含めた都市計画道路や主要となる道路、また、下水道の整備など、効率的で効果的なまちづくりにおける整備方針や優先される工事展開などについて説明を行いました。

また、審議会委員の皆さまには、普段、市では把握しきれない細かな地域の問題や課題などについて、ご意見やご指摘をいただく場としての役割も担っています。住み良いまちづくりが早期に実現できるようご尽力をいただいている。

## ○下水道整備を推進しています

岩沢地区では、下水道汚水幹線を中心に整備を推進しています。

下水道が整備されましたら、接続いただきますようご協力をお願いします。

なお、接続に関することや整備状況及び今後の予定などについては、下水道課までお問い合わせください。

☆問合せ先：下水道課 整備担当 042(973)3433（直通）

## ○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

### ☆区画整理継続地区☆

区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談ください。

### ☆区画整理除外地区☆

区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談ください。

### ☆JR八高線六道踏切工事

笠縫地内のJR八高線六道踏切が工事のため通行止めとなっています。

新踏切供用開始日は下記のとおり予定しています。今しばらくの間、ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

#### 踏切供用開始予定日時

平成25年3月22日（金）午前5時

編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫112-1  
電 話 042(973)8682  
E メール kukaku@city.hanno.saitama.jp



JR八高線 六道踏切の様子

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成25年3月18日号

## 審議会委員選挙 候補者の決定及び無投票のお知らせ

笠縫土地区画整理審議会委員の任期満了に伴う選挙について、次のとおり立候補の届け出がありました。また、立候補者が選挙すべき委員の数を超えたため、3月31日に予定していた審議会委員選挙の投票は行いませんのでお知らせします。

※立候補届出期間 平成25年2月26日（火）～3月7日（木）

### ● 笠縫土地区画整理審議会委員選挙立候補者（届出順、敬称略）

#### 1 宅地の所有者が選挙する委員の候補者（選挙すべき委員数：11人）

番号	氏名	住所（番地以下省略）
1	島崎正三	飯能市大字笠縫
2	栗原正治	飯能市大字笠縫
3	大熊進一	飯能市大字笠縫
4	菅間徹	飯能市大字笠縫
5	清水和雄	飯能市大字川寺
6	まつ松村慶身	飯能市大字笠縫
7	さくら櫻井紀万	飯能市大字川寺
8	かん神田家三	飯能市大字笠縫
9	ひら平沼誠之	飯能市大字上名栗
10	やま山岸治夫	飯能市大字阿須
11	飯能資材株式会社	飯能市大字双柳

#### 2 宅地の借地権者が選挙する委員の候補者（選挙すべき委員数：1人）

番号	氏名	住所（番地以下省略）
1	ふじ藤井てるお	飯能市大字川寺

### ● 審議会委員選挙の投票は行いません。

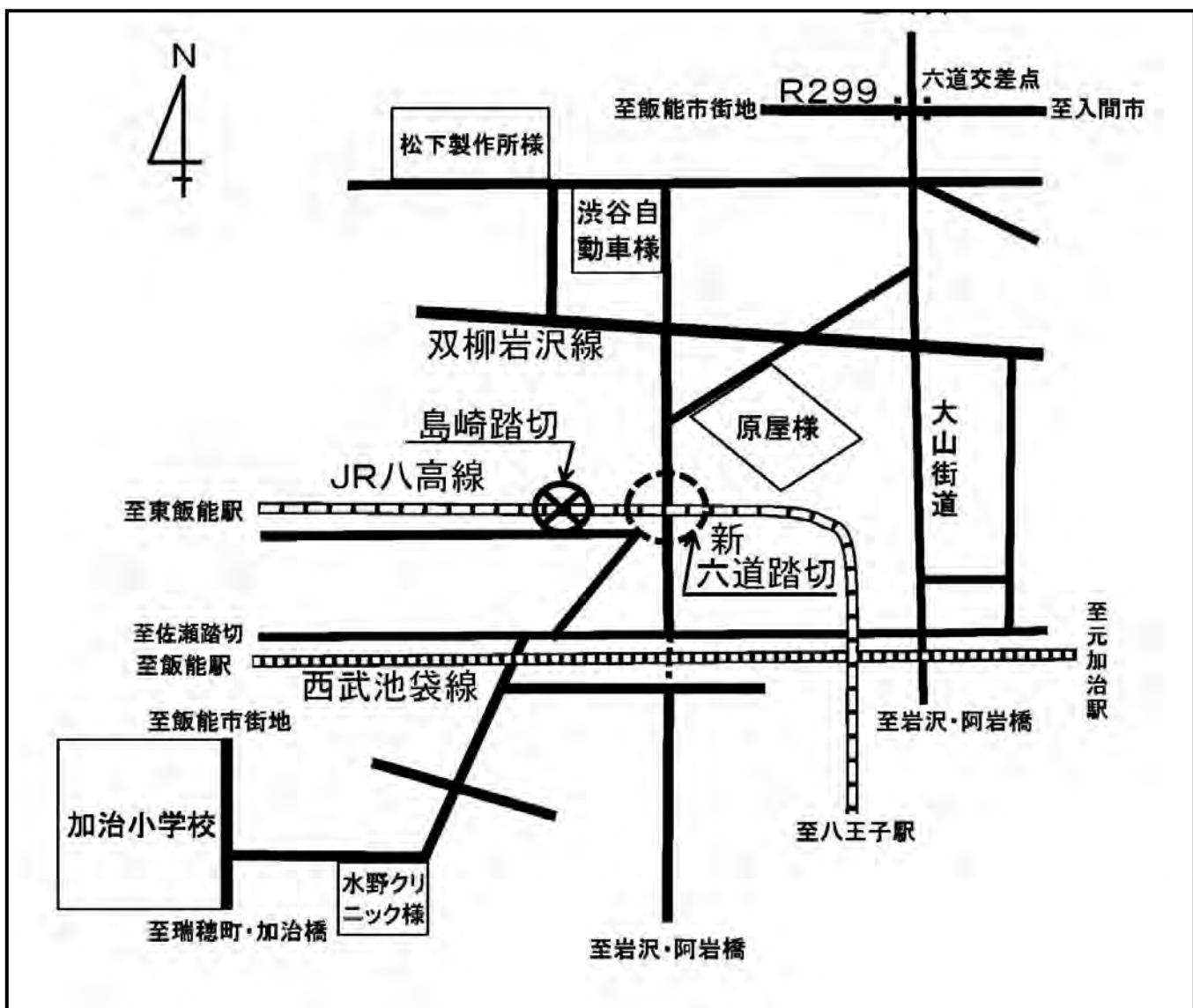
審議会委員選挙につきましては、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えたため、3月31日（日）に予定していた選挙の投票は行いません。上記立候補者については4月1日の当選人の公告及び通知をもって当選となります。

# その他 土地区画整理事務所からのお知らせ

## JR八高線(新)六道踏切供用開始のお知らせ (笠縫土地区画整理事業地内)

長期にわたる通行止めによりご不便をおかけいたしました六道踏切が平成25年3月22日(金)に供用開始いたします。

なお、新しい六道踏切の供用開始とともに『島崎踏切』は廃止されます



## 笠縫土地区画整理事業進捗状況説明会報告

本年2月3日（日）、加治公民館において笠縫地区の事業進捗状況説明会を開催し 13名のご参加を頂きました。その概要についてお知らせいたします。

### 【説明事項】

#### ◎平成24年度の事業の進捗状況について

- ・幹線道路整備（西幹線）に関連する造成工事及び建物移転について
- ・JR八高線六道踏切工事とその後の道路動線について
- ・下水道整備工事について

#### ◎今後の事業の進め方について

- ・JR 及び西武線の踏切の新設及び統廃合及び周辺道路の整備について
- ・2本の南北幹線道路（東側及び西側）の重点整備について
- ・東西幹線道路の整備（川寺岩沢線）について
- ・1号街区公園の整備について
- ・JR線、西武線の踏切統廃合及び2本の南北幹線道路（東側及び西側）
- ・幹線道路周辺道路の整備について
- ・下水道整備工事について

#### ◎質疑応答

Q.六道踏切付近の歩行者専用道路について。あれだけ立派な道路なのになぜ車を通さないのですか。踏切整備前より生活が不便になってしまいます。

A.歩行者専用道路については、舗装道路で車止めを設置し、車の出入りはできません。安全性を考慮し、関係機関（県・警察・鉄道事業者等）と協議して計画した経緯があります。歩行者の安全を優先に整備しますので、車の方は遠回りになってしまいますが、ご理解いただきたいと思います。

Q.笠縫土地区画整理事業はいつ頃終わるのですか。

A.平成26年度末まで事業認可を受けていますが、進捗状況から勘案しますと平成26年度末までに事業が完了するのは難しいと思います。そうなりますと、事業計画の延長をする必要（10年程度）がありますが、そのようになった場合は、改めて皆様にご説明したいと思います。

Q.交通安全対策について。西武線踏切の整備により、今後通行車両が増えることが考えられますが、横断歩道がないと危険では。交通安全対策はどうするのですか。

A.横断歩道については警察と協議し対応しています。区画整理事務所としては、主に立て看板やグリーンベルトを設置するなどして、交通安全対策をとっています。ご指摘の道路については、区画整理事務所としても危険ではないかと認識している場所もありますので、ご相談いただければと思います。

## 土地区画整理事務所からのお願い

### ○土地の売買について

土地区画整理事業地内においても、地区外の土地と同様にいつでも土地を売買することは可能です。売買に伴う土地の登記は、従前の土地について行われます。

仮換地指定を受けている場合は、土地区画整理法に基づく法律上の効果や制限も新しく所有者となる権利者に継承されます。仮換地指定されていない場合でも、お知らせしてある換地計画の内容（仮換地案位置図）を、新しく所有者となる権利者にお伝えください。仮換地の指定内容や換地計画の内容についてご不明な場合には、売買する前に土地区画整理事務所までご相談ください。

### ○土地の分筆、仮換地先の分割について

従前地について分筆を行うと、その筆に係る仮換地を分割することになります。また、換地された土地を分割したい場合には、逆に従前地の分筆が必要となります。

従前の土地の分筆及び仮換地の分割の際は、事前に土地区画整理事務所までご相談ください。

### ○権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら、必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。また、結婚などでお名前が変わった時なども届出が必要です。詳細につきましては、土地区画整理事務所までお問い合わせください。

### ○迷惑駐車について

土地区画整理事業の施行地区内の道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思っていてもご近所へ迷惑をかけていたりすることもあり、ご近所間のトラブルになる可能性があります。

一人ひとりがルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

### ○公園広場利用のマナーについて

現在、笠縫地区及び双柳南部地区の公園予定地の数箇所を開放し、皆様にご利用いただいているところですが、犬の放し飼いやボール等が隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、住民の皆様が利用する公共の場所となりますので、マナーを守ったご利用をお願いいたします。



編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫 112-1  
電 話 042-973-8682  
Eメール [kukaku@city.hanno.saitama.jp](mailto:kukaku@city.hanno.saitama.jp)

## 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成25年3月18日号

# 審議会委員選挙 候補者の決定及び無投票のお知らせ

双柳南部土地区画整理審議会委員の任期満了に伴う選挙について、次のとおり立候補の届け出がありました。また、立候補者が選挙すべき委員の数を超えたため、3月31日に予定していた審議会委員選挙の投票は行いませんのでお知らせします。

※立候補届出期間 平成25年2月26日（火）～3月7日（木）

### ● 双柳南部土地区画整理審議会委員選挙立候補者（届出順、敬称略）

1 宅地の所有者が選挙する委員の候補者（選挙すべき委員数：7人）

番号	氏名				住所（番地以下省略）
1	宮内	重	利		飯能市大字阿須
2	荻原	時	造		飯能市大字岩沢
3	大塚	宏	美		飯能市大字双柳
4	栗原		弘		飯能市大字双柳
5	島田	隆	男		飯能市大字双柳
6	栗原	正	男		飯能市大字双柳
7	岩澤	太	朗		飯能市大字岩沢

2 宅地の借地権者が選挙する委員の候補者（選挙すべき委員数：1人）

番号	氏名				住所（番地以下省略）
1	倉田	春	路		飯能市大字新光

### ● 審議会委員選挙の投票は行いません。

審議会委員選挙につきましては、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えたため、3月31日（日）に予定していた選挙の投票は行いません。

上記立候補者については4月1日の当選人の公告及び通知をもって当選となります。

# 阿須小久保線の一部と東原翼原線が供用開始いたしました

去る平成25年2月22日に阿須小久保線・東原翼原線開通式を行いました。当日は、聖望学園音楽部、よさこい飯能乱舞、双柳囃子連保存会の催しが行われました。また、パレードには、多数の皆様が夢馬とコバトンと一緒に参加していただきました。



## 事業概要

### 道路延長・道路幅員

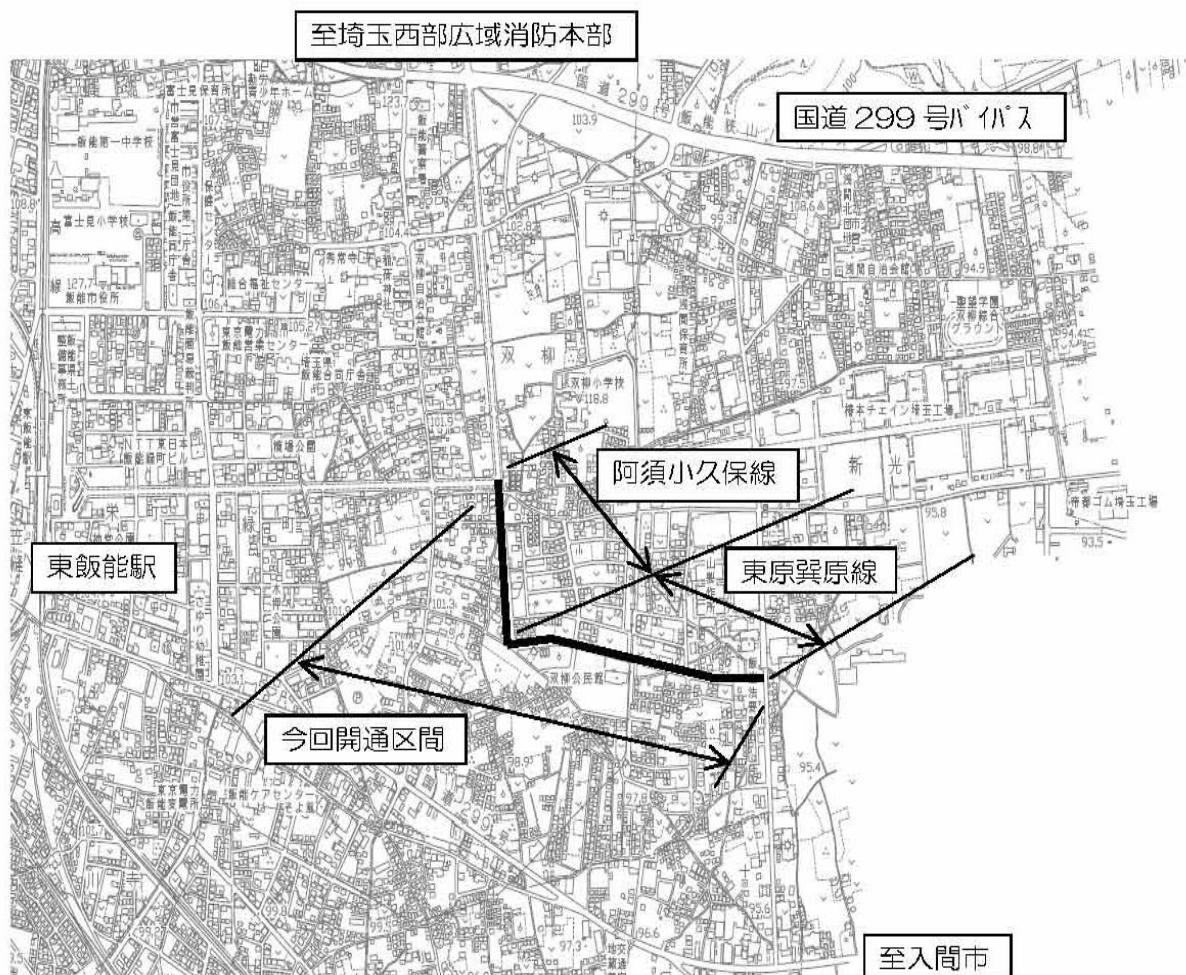
阿須小久保線供用開始 267m W=18.0m  
(土地区画整理内延長 630m)

東原翼原線供用開始 548m W=12.0m  
(土地区画整理内延長 548m)

### 本工事費

阿須小久保線 8千9百万円  
東原翼原線 1億4千2百万円

## ◆開通区間



## ◆これまでの経緯

平成 10 年度	都市計画道路に係る仮換地指定
平成 19 年度	東原龜原線工事着手
平成 22 年度	阿須小久保線工事着手
平成 24 年度	阿須小久保線一部開通（東飯能駅東口駅前通り線との交差部～東原龜原線）
	東原龜原線全線開通（平成 25 年 2 月 22 日）

## ◆開通式の様子



テープカット



聖望学園音楽部



よさこい飯能乱舞



双柳囃子連保存会

## ◆開通による整備効果

- ・双柳南部地区と東飯能駅間の利便性の向上
- ・双柳南部地区と埼玉西部広域消防本部を結ぶ緊急車両の交通確保
- ・国道 299 号バイパスから産業道路及び入間市方面への幹線道路の確保
- ・高齢者、児童、生徒等歩行者の安全確保
- ・土地利用の活発化

など、これ以外にも様々な整備効果が期待されます。



## 土地区画整理事務所からのお願い

### ○土地の売買について

土地区画整理事業地内においても、地区外の土地と同様にいつでも土地を売買することは可能です。売買に伴う土地の登記は、従前の土地について行われます。

仮換地指定を受けている場合は、土地区画整理法に基づく法律上の効果や制限も新しく所有者となる権利者に継承されます。仮換地指定されていない場合でも、お知らせしてある換地計画の内容（仮換地案位置図）を、新しく所有者となる権利者にお伝えください。仮換地の指定内容や換地計画の内容についてご不明な場合には、売買する前に土地区画整理事務所までご相談ください。

### ○土地の分筆、仮換地先の分割について

従前地について分筆を行うと、その筆に係る仮換地を分割することになります。また、換地された土地を分割したい場合には、逆に従前地の分筆が必要となります。

従前の土地の分筆及び仮換地の分割の際は、事前に土地区画整理事務所までご相談ください。

### ○権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら、必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。また、結婚などでお名前が変わった時なども届出が必要です。詳細につきましては、土地区画整理事務所までお問い合わせください。

### ○迷惑駐車について

土地区画整理事業の施行地区内の道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思っていてもご近所へ迷惑をかけていたりすることもあり、ご近所間のトラブルになる可能性があります。

一人ひとりがルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

### ○公園広場利用のマナーについて

現在、笠縫地区及び双柳南部地区の公園予定地の数箇所を開放し、皆様にご利用いただいているところですが、犬の放し飼いやボール等が隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、住民の皆様が利用する公共の場所となりますので、マナーを守ったご利用をお願いいたします。



編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫 112-1  
電 話 042-973-8682  
E メール kukaku@city.hanno.saitama.jp

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成25年6月18日号

笠縫地区・双柳南部地区

★☆合併号☆★

## ～笠縫地区・双柳南部地区の 今年度の事業予定などについて～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、今年度の笠縫地区及び双柳南部地区における事業予定などについてお知らせいたします。

### § 笠縫地区 §



#### 【進捗状況について】(H25.3.31現在)

・仮換地指定率	96.5%	・使用収益開始率	58.8%
・建物移転済戸数	715戸	・建物移転率	84.0%

#### 【平成25年度の事業予定について】

平成25年度におきましては、幹線道路の整備に向けて、建物移転等を予定しておりますので、関係権利者の方々への交渉を行ってまいります。川寺岩沢線の一部、区10-1号線の一部（別図参照）造成等工事（上下水道工事含む）を行う予定です。

また、西武池袋線元加治7号踏切から（新）元加治9号踏切までの間で電気通信設備工事や7号踏切を横断する上下水道工事を行います。来年度は踏切の拡幅工事を行う予定でありますので、工事完了までの間、通行にご不便をおかけしますがご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

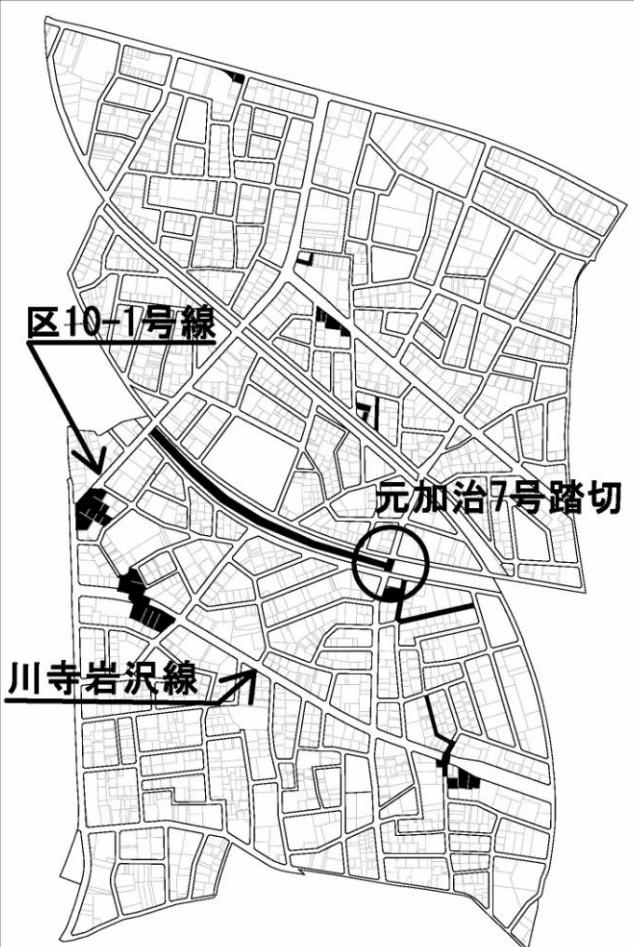
#### 川寺岩沢線施工予定箇所



#### 区10-1号線施工予定箇所



## 元加治7号踏切



## § 双柳南部地区 §

## 【進捗状況について】(H25.3.31現在)

- |          |       |          |       |
|----------|-------|----------|-------|
| ・仮換地指定率  | 61.2% | ・使用収益開始率 | 35.8% |
| ・建物移転済戸数 | 115戸  | ・建物移転率   | 16.9% |

## 【平成25年度の事業予定について】

平成25年度におきましては、産業道路の一部歩道整備工事や行政センター東側雨水管整備工事を実施する予定です（別図参照）。

また、雨水管整備工事については降雨時の雨水流出量の増加に対応するため、道路排水について浸透管にするなどの対策を講じます。

これらの工事を行うにあたりまして、皆様方に大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

## 双柳南部土地区画整理事業 25年度工事箇所図



## 産業道路歩道整備施工予定箇所



## 雨水管整備工事施工予定箇所



### 『双柳花のロード隊』による花植え（阿須小久保線）

阿須小久保線に双柳花のロード隊によるお花を植えていただきました。綺麗な花が植えられており、自動車からの眺めもすばらしいです。道行く人やドライバーの心に潤いを与えてくれています。

地域の皆様のご協力、ありがとうございました。



土地区画整理事業地内の保留地  
(宅地)を公売します。(抽選方式)

笠縫 6箇所

双柳南部 1箇所

○詳細は、広報はんのう 6/15 号、  
市ホームページをご覧ください。

○案内書、申込書及びパンフレット  
は、土地区画整理事務所、飯能駅サ  
ービスコーナー、市役所総合案内所  
等で配布しています。

### 土地区画整理事務所からのお願い

#### ○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。

また、宅地の造成高、歩道計画のある道路からの出入口の位置等、工事施工時のトラブルを回避するため、事前確認を必ず行っていただきますようご協力を願います。

## ○委任状が必要です

土地区画整理事業に伴う権利関係などの調査に関しては、土地所有者の方のみに説明させていただいております。代理の方は、土地所有者の方からの委任状が必要となりますのでご注意ください。

## ○権利変動の届出のお願い

区画整理地内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら、必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。詳細につきましては、事務所までお問い合わせください。

## ○迷惑駐車について

土地区画整理事業の施行地区内の道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思っていてもご近所へ迷惑をかけていたりすることもあり、ご近所間のトラブルになる可能性があります。一人ひとりがルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

### 笠縫、双柳南部地区内における空間放射線量の測定結果について

市民の方が使用される事務所や一部開放している公園予定地などについて、市の環境緑水課にある測定器により空間放射線量の測定を行いました。

測定結果については、下表のとおりです。なお、数値は平均値です。

測定日：平成25年5月15日 晴れ

単位： $\mu\text{Sv}/\text{h}$

地区名	調査場所	調査地点	地上1cm	地上50cm
笠縫	土地区画整理事務所	2地点	0.09	0.07
	仮設住居（事務所西側）	1地点	0.07	0.05
	事務所西側公園予定地	2地点	0.09	0.09
	150街区6号公園予定地	2地点	0.08	0.08
双柳南部	学習センター南 子供公園	1地点	0.06	0.07
	1号公園予定地東側開放地	1地点	0.05	0.06

いずれの地点も除染が必要な  $0.23 \mu\text{Sv}$  (マイクロシーベルト) を超える地点はありませんでした。岩沢地区についても同程度の数値となっています。



編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫112-1  
電 話 042-973-8682  
Eメール [kukaku@city.hanno.saitama.jp](mailto:kukaku@city.hanno.saitama.jp)

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成25年7月12日号  
岩沢北部・南部地区  
★★★ 合併号 ★★★

- ◆平成25年度の主な事業
- ◆事業進捗状況

- ◆都市計画（区域）及び事業計画の変更
- ◆事務所からのお知らせ

## 平成25年度の主な事業

### 【岩沢北部地区】

今年度の主な事業として、道路築造工事及び宅地造成工事、文化財遺跡調査、建物移転などを予定しています。

道路整備については、昨年度に引き続き笠縫地区を結ぶ都市計画道路双柳岩沢線の整備を推進し、建物移転及び用地買収などを予定しています。

また、地区の東西における2つの下水道幹線として岩沢南部地区から北部地区へ西武池袋線をまたいで北上する道路整備を行います。

その他、地区の東部に位置する幅員6mの主要幹線道路整備のため、用地測量を実施します。（右図参照）

関係する方々には、改めて調査立ち会いなどのご案内をいたします。

### 【岩沢南部地区】

岩沢北部地区と同様に、道路築造工事及び宅地造成工事、文化財遺跡調査、建物移転などをそれぞれ予定しています。道路整備については、旧市営住宅跡地の東側道路（市道1-1925号線）を、引き続き道路側溝や雨水対策及び舗装工事を市道1-7号線までの区間にについて予定しています。また、阿岩橋から北上する阿須小久保線の整備を推進するほか、岩沢郵便局付近の交差点改良のため、用地買収なども行う予定です。

これらの事業の推進にあたり、地区住民の皆様方には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

平成25年度 岩沢北部・南部地区工事等予定箇所図



## 事 業 進 捗 状 況

事業進捗状況についてご報告します。

### 【岩沢北部地区】

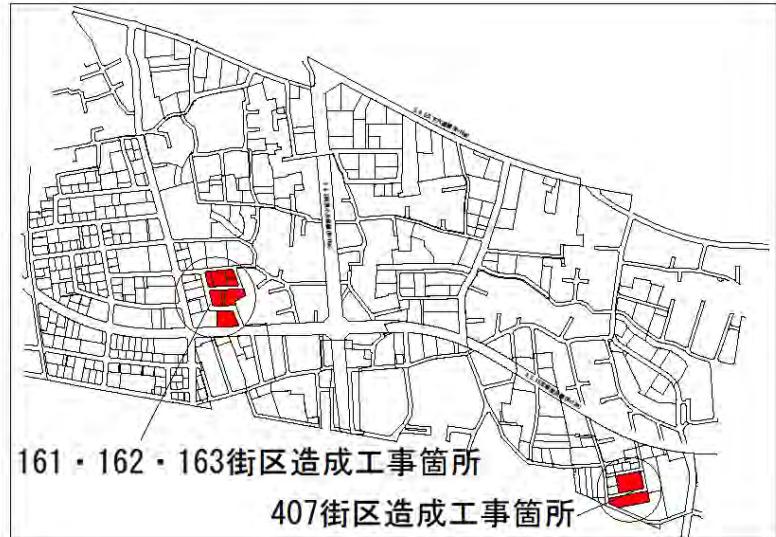
(平成 25 年 3 月 31 日現在)

仮換地指定率 22. 6%

使用収益開始率 13. 9%

建物移転済戸数 61 戸

建物移転進捗率 43. 3%

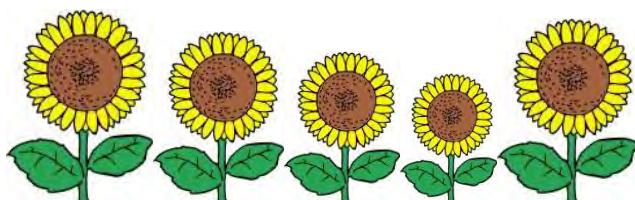


### 平成 24 年度の主な工事実施箇所

<161・162・163 街区造成工事箇所>



<407 街区造成工事箇所>



## 【岩沢南部地区】

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

仮換地指定率 12.4%

使用収益開始率 6.4%

建物移転済戸数 82 戸

建物移転進捗率 48.8%



### 平成 24 年度の主な工事実施箇所

<阿須小久保線道路築造工事箇所>



<D26 街区造成・区9-2号線道路築造工事箇所>



### 都市計画（区域）及び事業計画の変更

都市計画区域及び事業計画の変更を平成 25 年 3 月 27 日付で公告しました。  
これにより、今年度より仮換地指定の拡大を図ります。

#### ①都市計画の種類

- ・飯能都市計画 岩沢北部土地区画整理事業の変更（区域）
- ・飯能都市計画 岩沢南部土地区画整理事業の変更（区域）

#### ②土地区画整理事業の種類

- ・飯能都市計画事業 岩沢北部土地区画整理事業計画（第4回）の変更
- ・飯能都市計画事業 岩沢南部土地区画整理事業計画（第4回）の変更

## 土地区画整理事務所からのお知らせ

### ○空間放射線量の測定結果について

市民の方が利用される旧事務所や一部開放している広場などについて、市の環境緑水課にある測定器により空間放射線量の測定を実施しました。

測定結果については、下表のとおりです。なお、数値は平均値です。

測定日：平成25年5月15日 晴れ

単位： $\mu\text{Sv}/\text{h}$

地区名	調査場所	調査地点	地上1cm	地上50cm
岩沢北部	旧岩沢北部事務所	2地点	0.09	0.08
岩沢南部	旧岩沢南部事務所	1地点	0.09	0.08
	岩沢 明王寺西側広場	1地点	0.07	0.07

いずれの地点においても除染が必要な $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ （マイクロシーベルト）を超える地点はありませんでした。

笠縫及び双柳南部地区についても、同程度の測定結果となっています。

### ○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

#### ☆区画整理継続地区☆

区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談ください。

#### ☆区画整理除外地区☆

区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談ください。

### ○権利変動の届出のお願い

区画整理地区内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

### ○保留地（宅地）公売のお知らせ

当区画整理事務所では、今年度も笠縫・双柳南部地区で保留地（宅地）を公売します。

土地をお探しの方は区画整理事務所までお問い合わせください。また、市ホームページにも情報を掲載していますのでご覧ください。



編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫112-1  
電 話 042(973)8682  
E メール kukaku@city.hanno.saitama.jp

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成26年1月9日号  
笠縫地区・双柳南部地区  
★☆合併号☆★

## ～笠縫地区・双柳南部地区の工事の進捗状況等についてお知らせします～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政並びに土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、笠縫地区・双柳南部地区における工事の進捗状況などについてお知らせいたします。

### § 平成25年度工事進捗状況について §

笠縫地区 平成25年度道路整備工事箇所

#### 【笠縫地区について】

現在、右図面のとおり地区内8箇所において道路築造工事や、建物移転に併せた宅地造成工事などを実施しております。

工事箇所によっては、下水道工事や水道工事が行われており、地域の皆様には大変ご不便をお掛けしておりますが、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

工事箇所No.1とNo.4については1月下旬、工事箇所No.2とNo.3については3月下旬、工事箇所No.5とNo.6については2月中旬に、それぞれ完成予定となっています。なお、工事箇所No.7とNo.8については完了しております。

【工事箇所 No.1】

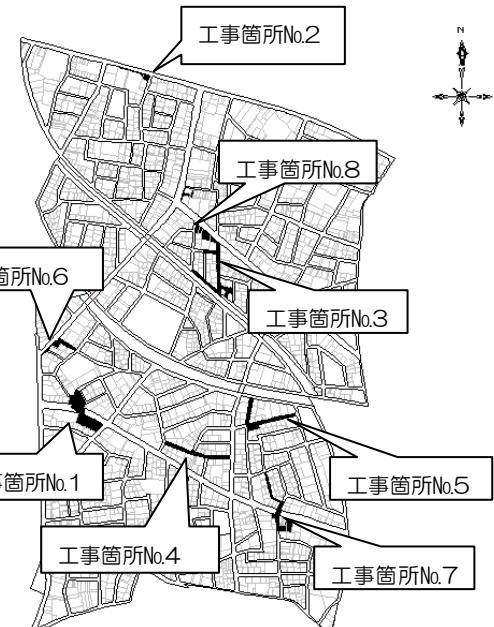


【工事箇所 No.2】



笠縫地区・双柳南部地区

★☆合併号☆★



【工事箇所 N0.3】



【工事箇所 N0.4】



【工事箇所 N0.5】



【工事箇所 N0.6】



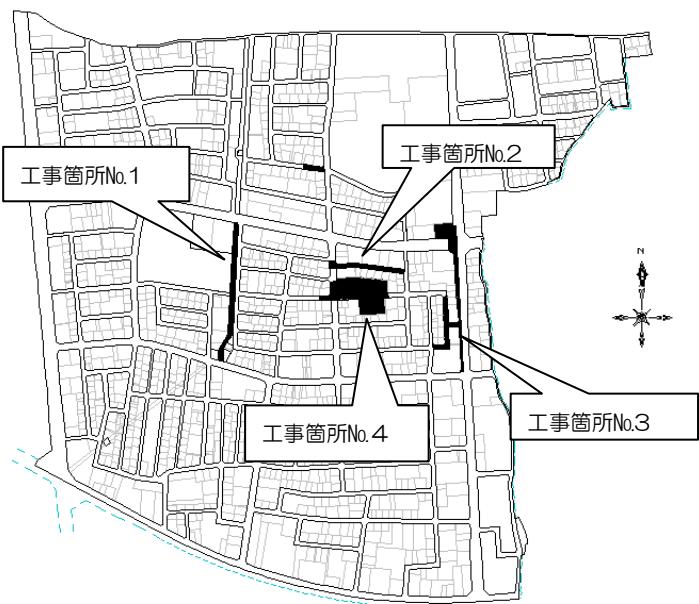
### 【双柳南部地区について】

現在、右図面のとおり地区内4箇所において雨水管の工事や道路築造工事などを実施しております。工事箇所によっては、水道工事が行われています。

工事箇所No.1については3月上旬、工事箇所No.2については2月上旬に、それぞれ完成予定となっております。なお、工事箇所No.3とNo.4については完了しております。

地域の皆様には大変ご不便をお掛けしておりますが、ご理解、ご協力をいただきまますようお願いいたします。

### 双柳南部地区 平成25年度道路整備工事箇所



【工事箇所 N0.1】



【工事箇所 N0.2】



## 下水道課からのお知らせ（平成25年度工事進捗状況）

平成25年度における下水道工事の進捗状況についてお知らせします。

笠縫地区では、2箇所の工事が完了しました。この他、今年度中に4箇所の工事を完了する予定です。

No.1の工事は、追加工事分を含めて1月末に完成する予定です。No.2とNo.3の工事は3月末、No.4の工事は、2月中旬にそれぞれ完成する予定です。No.5とNo.6については、完了しております。

双柳南部地区は、1箇所の工事が完了しました。この他、今年度中に2箇所の工事を完了する予定でいます。

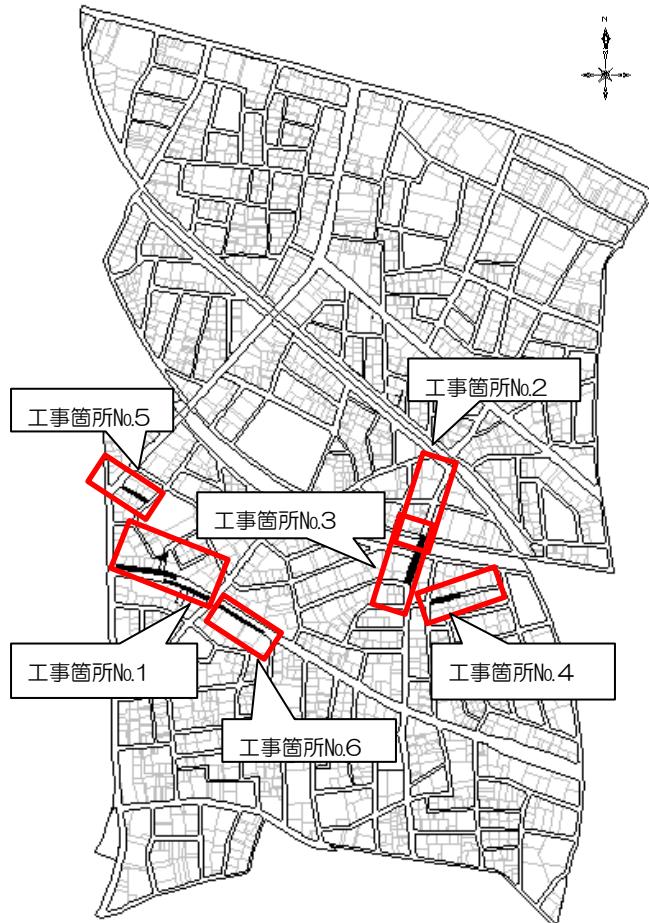
No.7とNo.8の工事は1月に着工し、3月末に完成する予定です。No.9については、完了しております。

工事期間中は、皆さまに大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

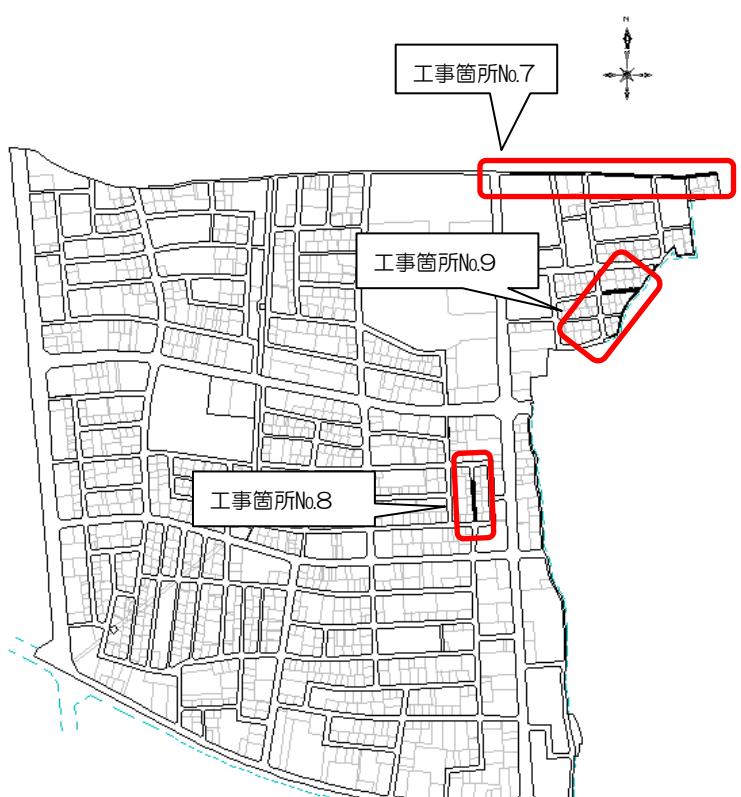
問合せ先：下水道課 整備担当 042-973-3433(直通)

### 工事箇所図

笠縫土地区画整理事業地内案内図



双柳南部土地区画整理事業地内案内図



## 仮換地情報の公開について

これまで、仮換地情報（従前地番、仮換地地積、仮換地指定状況、使用収益開始状況）は、本人及び委任を受けた者以外には非公開としていましたが、不動産登記制度に準じた土地情報として公開することとなりました。

## 保留地公売のお知らせ

下記保留地の公売について先着順で申込みを受付けています。詳細は、市ホームページをご覧いただくな、土地区画整理事務所へお問い合わせください。

【公売保留地】\*換地処分が完了するまで、保留地は他に譲渡できません。

地区	街区	画地	地積（坪数）	総価格
笠縫	68	30	139.00 m <sup>2</sup> (約 42 坪)	9,591,000 円
笠縫	118	1	230.98 m <sup>2</sup> (約 70 坪)	15,290,876 円
笠縫	112	5	137.76 m <sup>2</sup> (約 42 坪)	8,954,400 円
笠縫	122	11	100.88 m <sup>2</sup> (約 31 坪)	6,637,904 円
笠縫	132	15	90.01 m <sup>2</sup> (約 27 坪)	6,849,761 円

## 土地区画整理事務所からのお願い

### ○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。

また、宅地の造成高、歩道計画のある道路からの出入口の位置等、工事施工時のトラブルを回避するため、事前確認を必ず行っていただきますようご協力をお願いします。

### ○迷惑駐車について

土地区画整理事業の施行地区内の道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思っていてもご近所へ迷惑をかけていたりすることもあり、ご近所間のトラブルになる可能性があります。

一人ひとりがルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

### ○公園広場利用のマナーについて

現在、笠縫地区及び双柳南部地区の公園予定地の数箇所を開放し、皆様にご利用いただいているところですが、犬の放し飼いやボール等が隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、住民の皆様が利用する公共の場所となりますので、マナーを守ったご利用をお願いいたします。



編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫112-1  
電 話 042-973-8682  
Eメール kukaku@city.hanno.saitama.jp

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成26年3月15日号  
岩沢北部・南部地区  
★★★ 合併号 ★★★



- ◆平成25年度の事業進捗状況
- ◆下水道課からのお知らせ
- ◆土地区画整理事務所からのお知らせ



## 平成25年度の事業進捗状況

### 【岩沢北部地区】

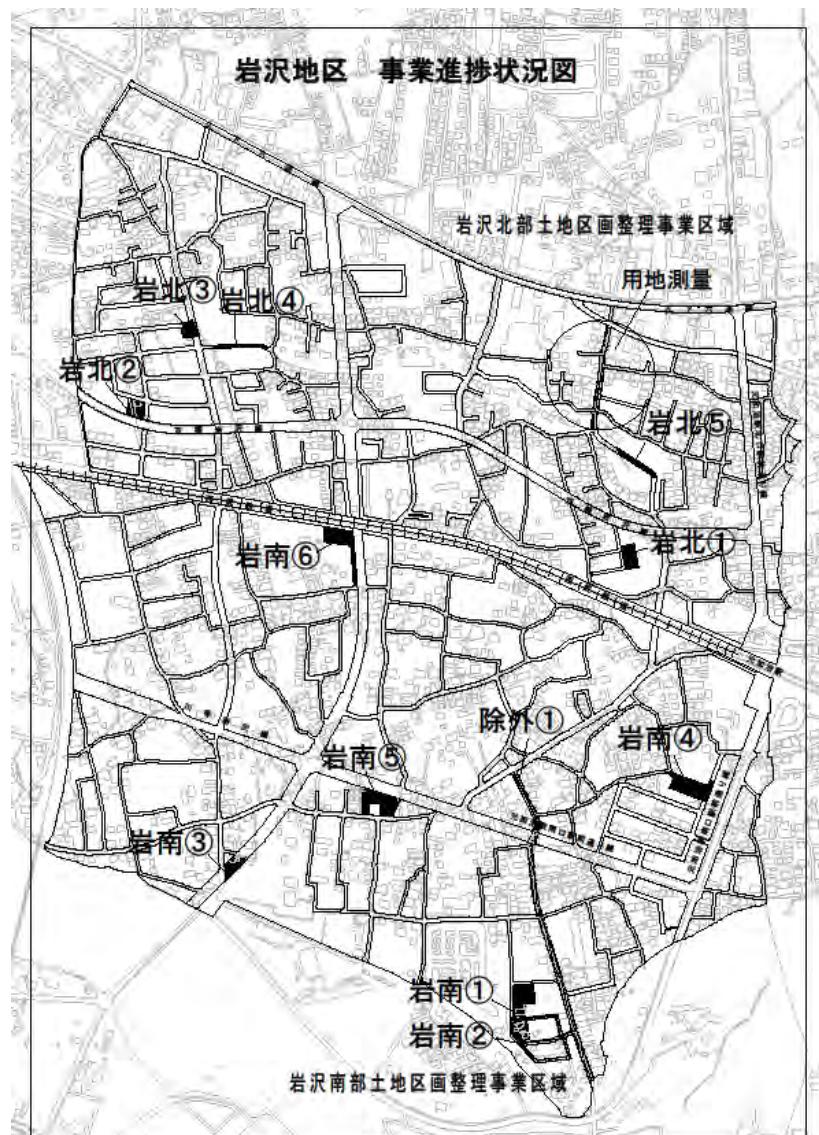
今年度、区画整理事業区域では右図面のとおり、5箇所の道路築造工事及び宅地造成工事を実施しています。①、②、③の工事箇所については完了し、④、⑤については3月下旬の完成予定となっています。建物移転については今年度2件を実施しています。

区画整理除外区域では昨年度に引き続き笠縫地区を結ぶ都市計画道路双柳岩沢線及び岩沢第一・第二汚水幹線整備をそれぞれ推進するため、5件の建物移転などを実施しました。

その他、地区東側の主要路線幅員6m道路について用地測量・路線測量を実施しました。関係者の皆様には大変お忙しいところ、境界立会いにご協力いただきありがとうございました。

### 【岩沢南部地区】

区画整理事業区域においては都市計画道路阿須小久保線をはじめ、6箇所の道路築造工事及び宅地造成工事を実施しています。①、②、③の工事箇所については完了し、④、⑤、⑥については3月下旬の完成予定となっています。また、建物移転などについては都市計画道路阿須小久保線用地確保のため、4件を実施しています。



区画整理除外区域では昨年度に続き、旧市営住宅東側道路（市道 1-1925 号線）の舗装工事を岩沢グランドから北上し、市道 1-7 号線までの区間で実施しました。また、岩沢第二污水幹線整備のため 1 件の建物移転などを実施しました。その他、阿岩橋から北上する岩沢郵便局交差点改良工事のため、3 件の工作物移転などをそれぞれ実施しています。

工事期間中はご不便をお掛けしますが、引き続き事業へのご理解、ご協力をお願いします。

### 平成 25 年度の主な工事実施箇所

〈岩沢北部②・18 街区造成工事箇所〉



〈除外地区・双柳岩沢線用地箇所〉



〈岩沢南部③・阿須小久保線道路工事箇所〉



〈除外①・1-1925号線舗装工事箇所〉



事業に支障となる電柱等は民地への移設が基本となります。電気・電話等は皆さんが日常生活で欠かすことのできないものですので、ご協力をお願いします。



## 土地区画整理事務所からのお知らせ

### ○保留地（宅地）公売のお知らせ

保留地（宅地）の公売を先着順で受付けています。土地をお探しの方は区画整理事務所まで申し込みをお願いします。また、市ホームページにも情報を掲載していますのでご覧ください。

#### 【公売保留地及び価格】

地区名	街区	画地	地積 m <sup>2</sup> (坪)	総価格 円
笠縫	68	30	139.00m <sup>2</sup> (約42坪)	9,591,000円
笠縫	118	1	230.98m <sup>2</sup> (約70坪)	15,290,876円
笠縫	112	5	137.76m <sup>2</sup> (約42坪)	8,954,400円
笠縫	122	11	100.88m <sup>2</sup> (約31坪)	6,637,904円
笠縫	132	15	90.01m <sup>2</sup> (約27坪)	6,849,761円

※ 換地処分が完了するまで、保留地は他に譲渡できません。

### ○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

#### ☆区画整理継続地区☆

区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談ください。

#### ☆区画整理除外地区☆

区画整理事業から除外された地区で土地の区画形質の変更・建築行為・工作物等の設置を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。着手する日の30日前までに都市計画課へ届出が必要になります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談ください。

### ○権利変動の届出のお願い

区画整理地区内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

### ○仮換地情報の公開について

当区画整理事務所では、これまで仮換地情報（従前地番、仮換地地積、仮換地指定状況、使用収益開始状況）は本人及び委任を受けた者以外には原則、非公開としておりましたが、不動産登記制度に準じた土地情報として公開することとなりました。



編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫112-1  
電 話 042(973)8682  
E メール kukaku@city.hanno.saitama.jp

## 下水道課からのお知らせ（平成25年度工事進捗状況）

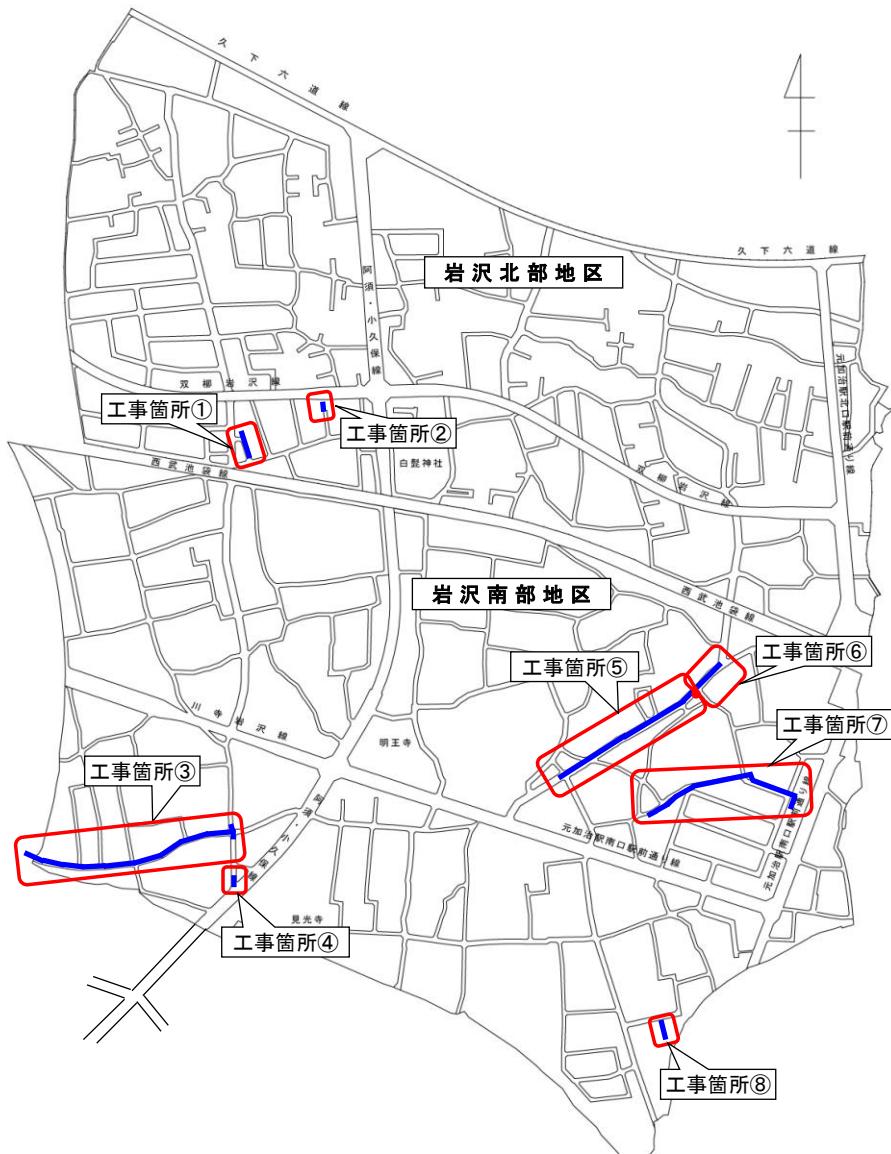
平成25年度の岩沢地区の下水道工事の状況についてお知らせします。（工事箇所図参照）

工事箇所番号	工事着手（予定）	工事完了（予定）	備考
①	済	平成26年2月中旬	
②	済	平成25年8月末	
③	平成26年3月中旬	平成26年6月末	完了は次年度へ繰越し予定
④	済	平成26年3月中旬	
⑤	済	平成26年2月末	
⑥	済	平成26年3月末	
⑦	済	平成26年1月末	
⑧	済	平成26年1月末	

なお、③については道路が狭いため、車両通行止めで工事を行います。工事の際、皆さまには迂回をお願いします。工事期間中は、大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ先：下水道課 整備担当 042-973-3433(直通)

工事箇所図



# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成26年9月1日号  
岩沢北部・南部地区  
★★★ 合併号 ★★★

- ◆平成26年度の主な事業
- ◆土地区画整理事務所からのお知らせ

## 平成26年度の主な事業

### 【岩沢北部地区】

今年度の主な事業として、道路築造工事及び宅地造成工事、文化財遺跡調査、建物移転などを実施しています。道路整備については、昨年度に引き続き笠縫地区を結ぶ都市計画道路双柳岩沢線の整備を推進し、建物移転及び用地買収などを実施しています。

また、地区の東西における2つの下水道幹線の整備に向けた道路整備を行うほか、道路の舗装打換工事を実施します。その他、地区を東西に流れる藤田堀の整備改善に向けて、境界確定等の現地測量を実施します。

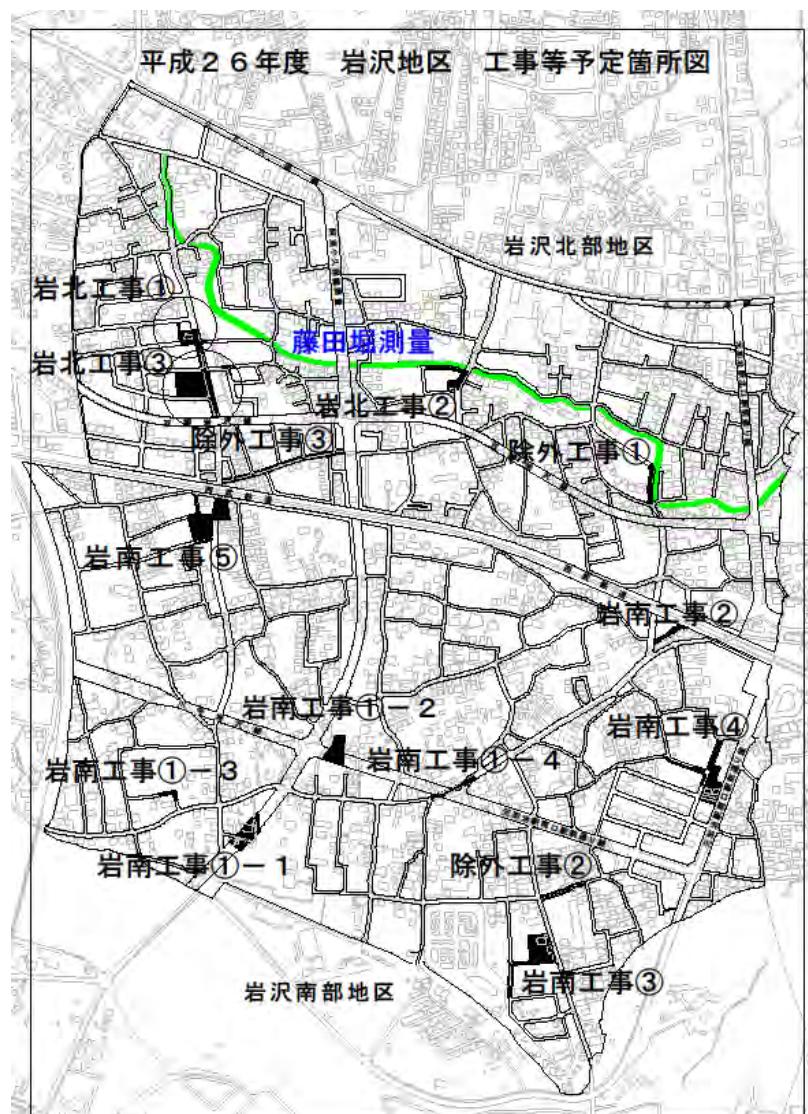
関係する方々には、改めて調査立ち会いなどのご案内をいたします。

### 【岩沢南部地区】

岩沢北部地区と同様に、道路築造工事及び宅地造成工事、文化財遺跡調査、建物移転などをそれぞれ実施しています。道路整備については、阿岩橋から北上する都市計画道路阿須小久保線の一部と地区を東西に横断する都市計画道路元加治駅南口駅前通り線の一部について整備し、併せて建物移転も実施しています。その他、下水道幹線の整備に向けた道路整備や水路の整備、白鳥幼稚園北側の道路の舗装打換工事を行う予定です。

これらの事業の推進にあたり、地区住民の皆様方には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

### ◆下水道課からのお知らせ



## 下水道課からのお知らせ（平成26年度工事予定）

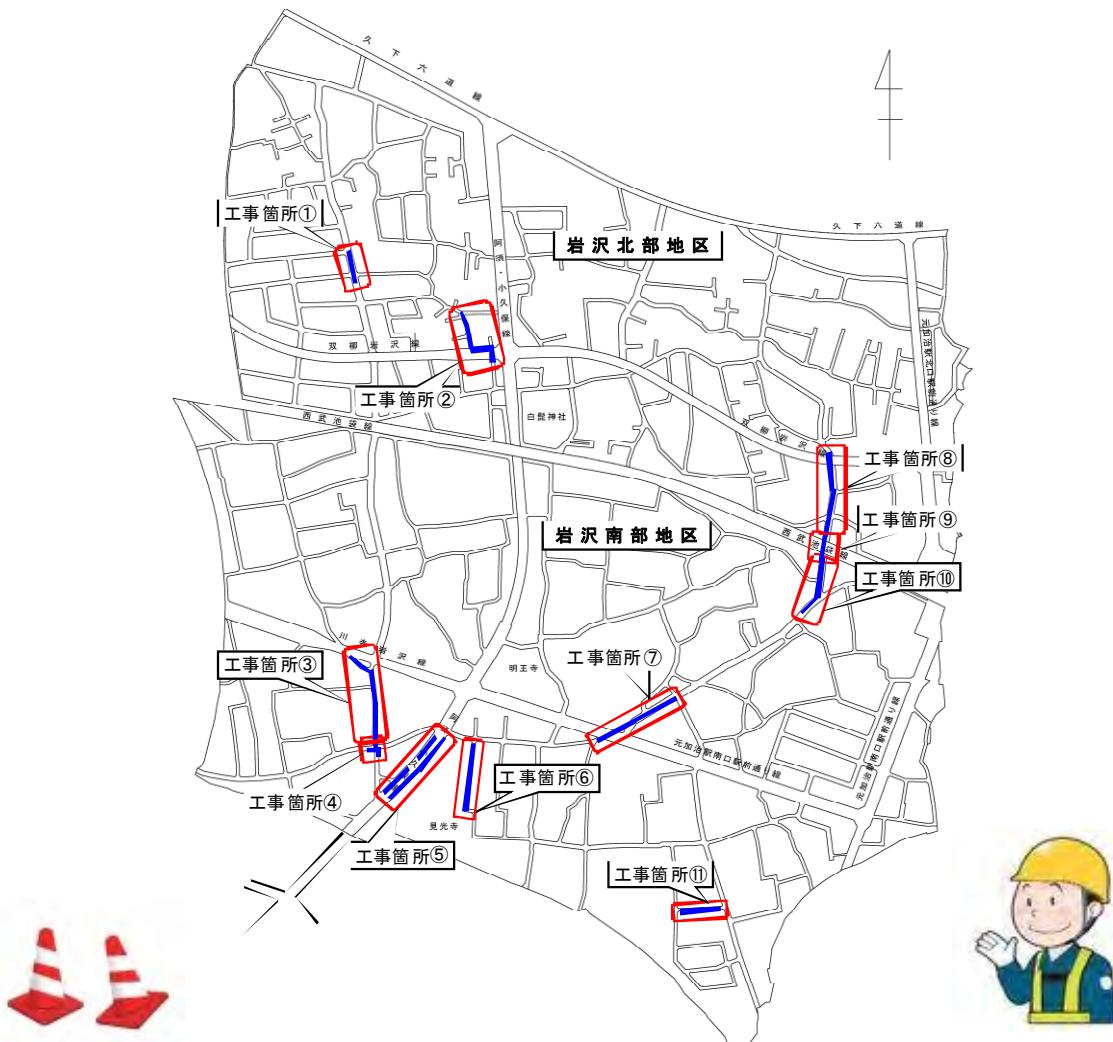
平成26年度の岩沢地区の下水道工事の現状についてお知らせします。（工事箇所図参照）

工事箇所番号	工事着手(予定)	工事完了(予定)	備考
①	平成26年11月上旬	平成27年2月下旬	
②	平成26年10月上旬	平成27年3月下旬	下水道工事に伴う水管移設工事あり
③	平成26年10月上旬	平成27年3月下旬	下水道工事に伴う水管移設工事あり
④	平成26年7月1日	平成26年10月31日	
⑤	平成26年9月上旬	平成26年12月中旬	
⑥	平成26年8月上旬	平成26年10月31日	
⑦	平成26年8月上旬	平成26年10月31日	
⑧	平成26年10月上旬	平成27年3月下旬	
⑨	平成26年9月上旬	平成27年3月下旬	
⑩	平成26年11月上旬	平成27年3月下旬	
⑪	平成26年9月上旬	平成26年10月下旬	

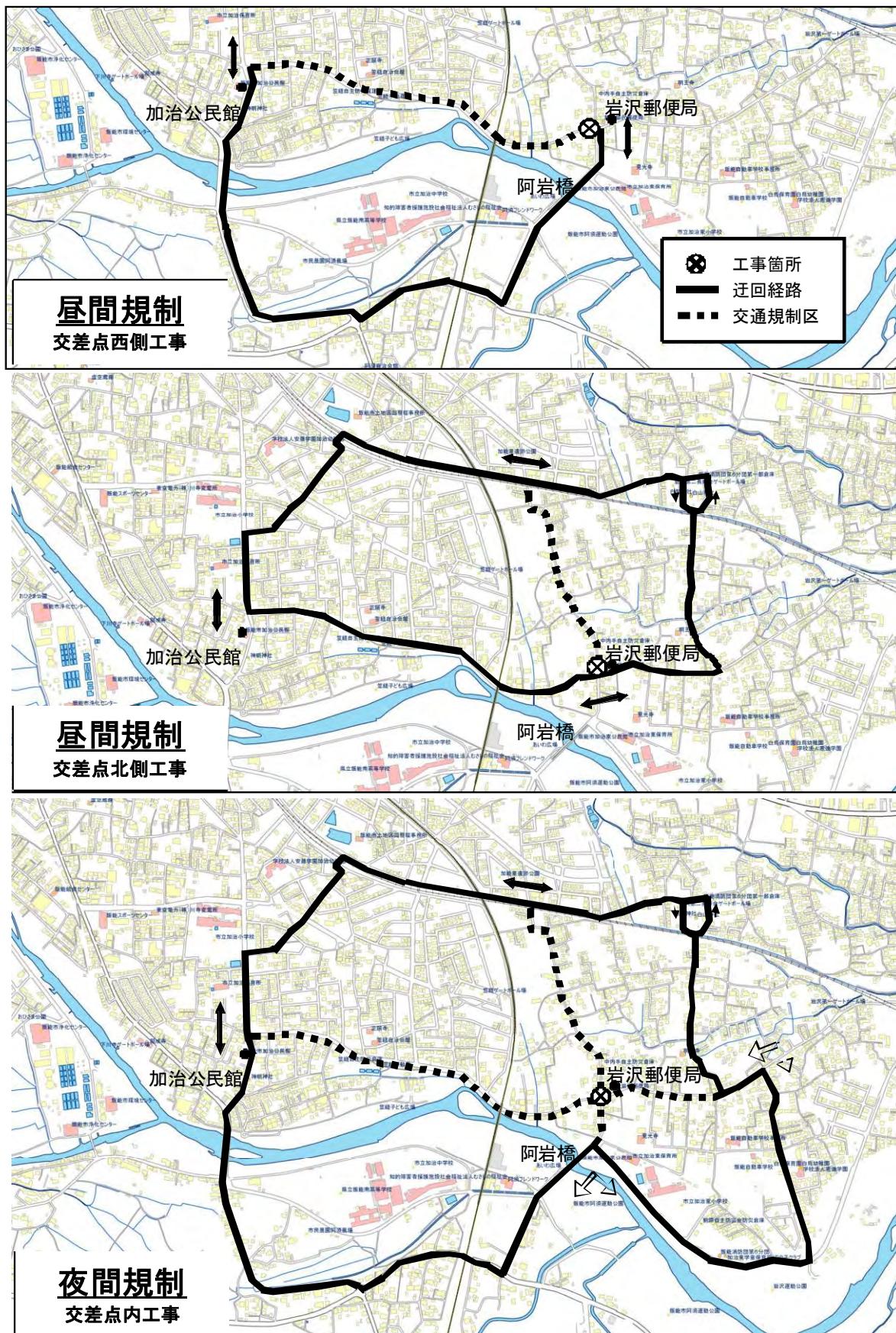
なお、④については交差点内の工事であるため、車両の通行については迂回をしていただきますので、次の頁をご覧ください。工事期間中は大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願ひいたします。

問い合わせ先：下水道課 整備担当 042-973-3433(直通)

### 工事箇所図



## 工事箇所図④の交通規制図



## 土地区画整理事務所からのお知らせ

### ○農地（畠）の造成について

事業見直しにより、仮換地が今の場所とほとんど変わらない換地となっています。今まで、農地として換地先を造成する場合は一律 50 cm の黒土盛土としていましたが、今後は、従前の土地の状態を確認したうえで現状に則した黒土盛土の厚さとすることになりました。その際、造成工事前に将来の土地利用を土地所有者さまとご相談させて頂きます。

### ○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

#### ☆区画整理継続地区☆

区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理事務法第 76 条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談ください。

#### ☆区画整理除外地区☆

区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談ください。

### ○権利変動の届出のお願い

区画整理地区内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

### ○保留地（宅地）公売のお知らせ

当区画整理事務所では、今年度も笠縫・双柳南部地区で保留地（宅地）を公売しています。土地をお探しの方は区画整理事務所までお問い合わせください。また、市ホームページにも情報を掲載していますのでご覧ください。



編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫 112-1  
電 話 042 (973) 8682  
E メール kukaku@city.hanno.saitama.jp

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成26年9月17日号

笠縫地区・双柳南部地区

★☆合併号☆★

## ～笠縫地区・双柳南部地区における 平成26年度の事業進捗状況などについて～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、笠縫地区内踏切道整備工事のお知らせ並びに今年度の笠縫地区及び双柳南部地区における事業進捗などについてお知らせいたします。

### § 笠縫地区 §

#### 【笠縫土地区画整理事業地内における踏切道整備について】

踏切道の整備を下記のスケジュールで進める予定です。なお、新設する元加治9号踏切道の開通と同時に、現在の西武池袋線元加治9号踏切道は、廃止となります。また、新設する大久保踏切道の開通と同時に現在の大久保踏切道、上岡踏切道は、廃止となります。踏切道の整備にあわせて、踏切に接続する道路の整備を実施しますので、ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

#### 1. 工事スケジュール（予定）

平成27年1月下旬 西武池袋線元加治第7号踏切道（拡幅）開通

平成27年2月上旬 西武池袋線（新）元加治第9号踏切道開通

西武池袋線（現）元加治第9号踏切道廃止

JR八高線（新）大久保踏切道開通

JR八高線（現）大久保踏切道、上岡踏切道廃止

※現踏切道廃止は新踏切道開通と同日同時

※西武線、JR線開通同日同時

#### 2. 工事内容

踏切付替拡幅工事、道路整備工事

#### 3. 施工者

踏切：東日本旅客鉄道株式会社八王子支社

：西武鉄道株式会社

道路：飯能市



西武池袋線元加治第7号踏切拡幅



(新設) 西武池袋線元加治第9号踏切



(新設) JR八高線大久保踏切



(既設) 元加治第9号踏切廃止



(既設) JR八高線大久保踏切廃止



JR八高線上岡踏切廃止



## § 平成26年度工事予定について §

### 【笠縫地区について】

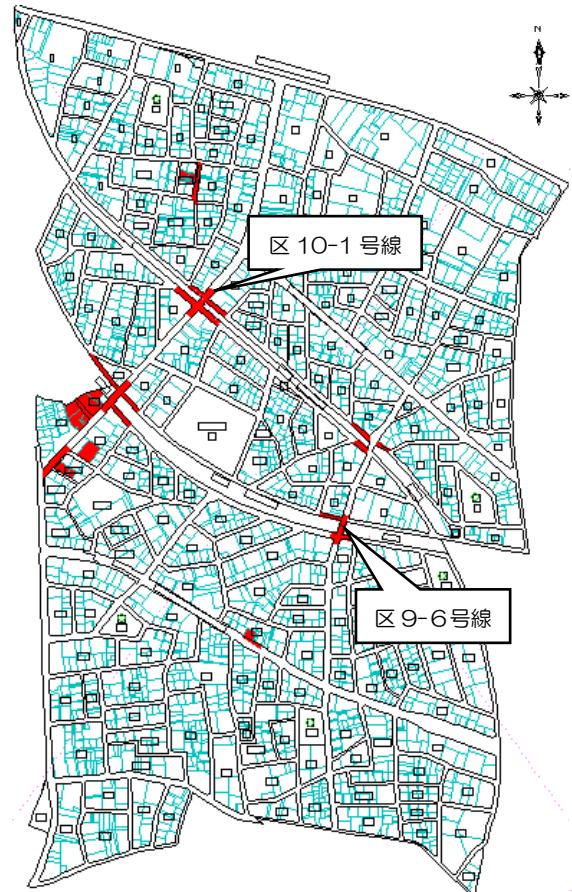
笠縫地区では、JR八高線、西武池袋線の踏切開設に伴う区10-1号線、区9-6号線（下図参照）を中心に、道路整備工事を行います。踏切に隣接する歩行者専用道路が整備され、歩行者の安全を確保し、利便性の向上を図ることが出来ますが、現在利用している通行ルートが変更になります。ご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

建物移転等につきましては、幹線道路整備に関連した移転等を予定しておりますので、関係権利者の方々への交渉を行ってまいります。

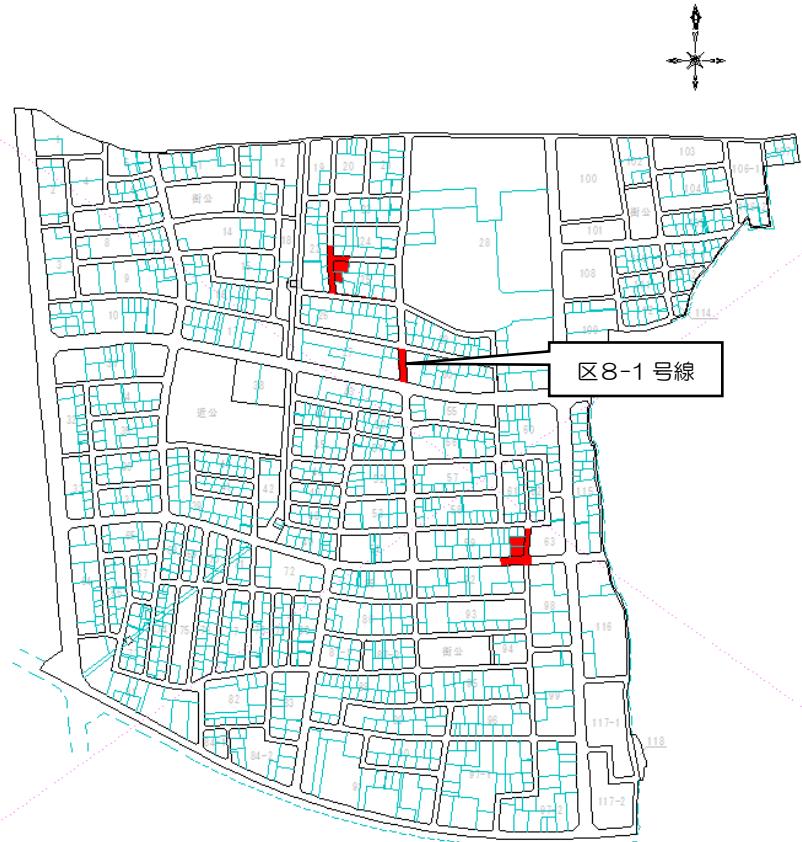
### 【双柳南部地区について】

双柳南部地区では、建物移転等を伴う道路築造工事を行いますので、関係権利者の方々への交渉を進めてまいります。区8-1号線道路整備工事については、降雨時の雨水流出量の増加に対応するため、道路排水について浸透管にするなどの対策を講じます。これらの工事を行うにあたりまして、皆様方に大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

笠縫地区 平成26年度道路整備工事箇所



双柳南部地区 平成26年度道路整備工事箇所



## 保留地公売のお知らせ

下記保留地について公売中です（先着順）。土地をお探しの方がいらっしゃいましたら、ご相談ください。なお、ニュースの通知前に申込みがあった場合はご容赦ください。

また、市ホームページで詳細を掲載していますので、ご覧ください。

### 【笠縫地区】

街区	画地	地積(m <sup>2</sup> )	総価格(円)	街区	画地	地積(m <sup>2</sup> )	総価格(円)
56	2	100.44	5,544,288	68	30	139.00	9,577,100
56	16	118.99	8,662,472	118	1	230.98	15,267,778
108-2	1	182.36	13,129,920	112	5	137.76	8,940,624
125	9	117.70	9,039,360	122	11	100.88	6,627,816
136	19	110.40	8,302,080	132	15	90.01	6,840,760
140	2	224.49	15,265,320				

### 【双柳南部地区】

5	7	103.78	8,437,314
---	---	--------	-----------

## 土地区画整理事務所からのお願い

### ○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。

また、宅地の造成高、歩道計画のある道路からの出入口の位置等、工事施工時のトラブルを回避するため、事前確認を必ず行っていただきますようご協力をお願いします。

### ○迷惑駐車について

土地区画整理事業の施行地区内の道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思っていてもご近所へ迷惑をかけていたりすることもあり、ご近所間のトラブルになる可能性があります。

一人ひとりがルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

### ○公園広場利用のマナーについて

現在、笠縫地区及び双柳南部地区の公園予定地の数箇所を開放し、皆様にご利用いただいているところですが、犬の放し飼いやボール等が隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、住民の皆様が利用する公共の場所となりますので、マナーを守ったご利用をお願いいたします。

編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫112-1  
電 話 042-973-8682  
E メール [kukaku@city.hanno.saitama.jp](mailto:kukaku@city.hanno.saitama.jp)

## 下水道課からのお知らせ

平成26年度における笠縫地区及び双柳南部地区の下水道工事についてお知らせします。(工事箇所図参照)

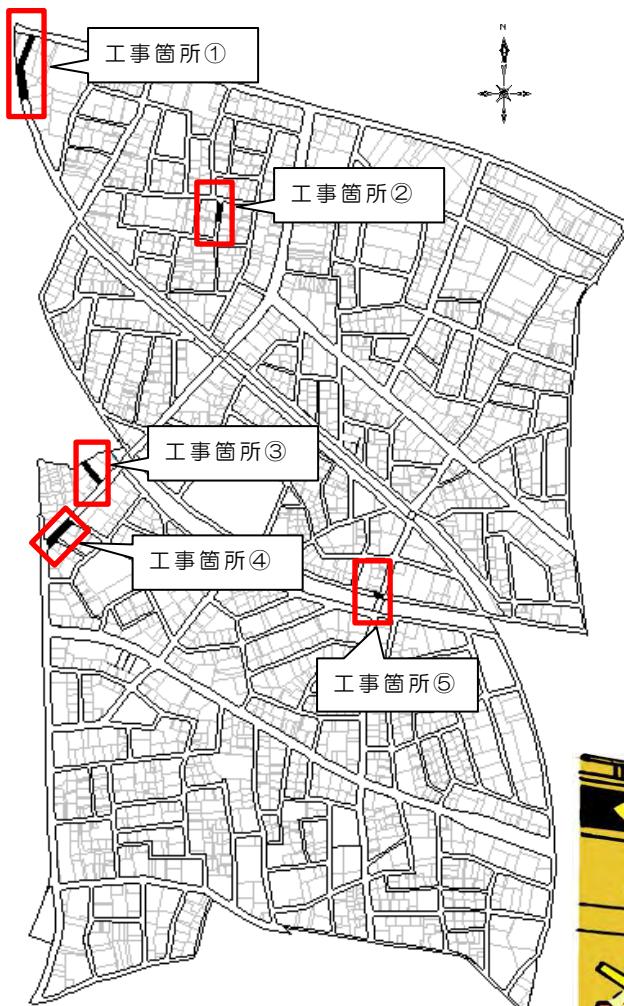
工事箇所図番号	工事着手(予定)	工事完了(予定)	備考
①	平成26年 9月下旬	平成26年 12月中旬	
②	平成26年 9月上旬	平成27年 2月下旬	
③	平成26年 8月下旬	平成26年 9月下旬	
④	平成26年 8月上旬	平成27年 3月中旬	
⑤	平成26年 10月上旬	平成26年 11月下旬	
⑥	平成26年 9月中旬	平成27年 2月下旬	
⑦	平成26年 8月中旬	平成26年 11月下旬	
⑧	平成26年 9月上旬	平成26年 10月下旬	舗装復旧工事
⑨	平成26年 10月下旬	平成27年 2月下旬	

工事期間中は、皆さまに大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

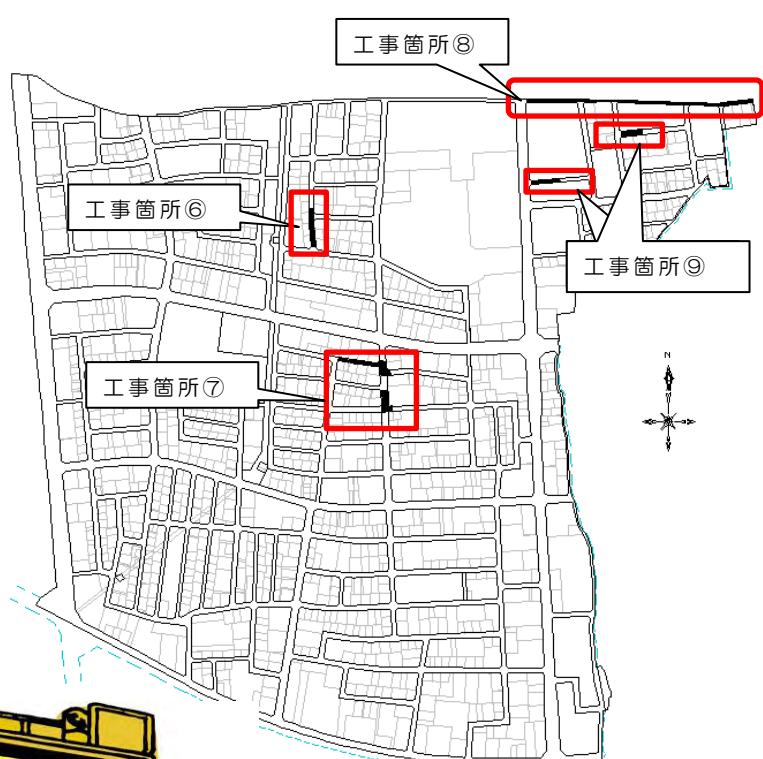
問合せ先：下水道課 整備担当 042-973-3433(直通)

### 工事箇所図

笠縫土地区画整理事業地内案内図



双柳南部土地区画整理事業地内案内図

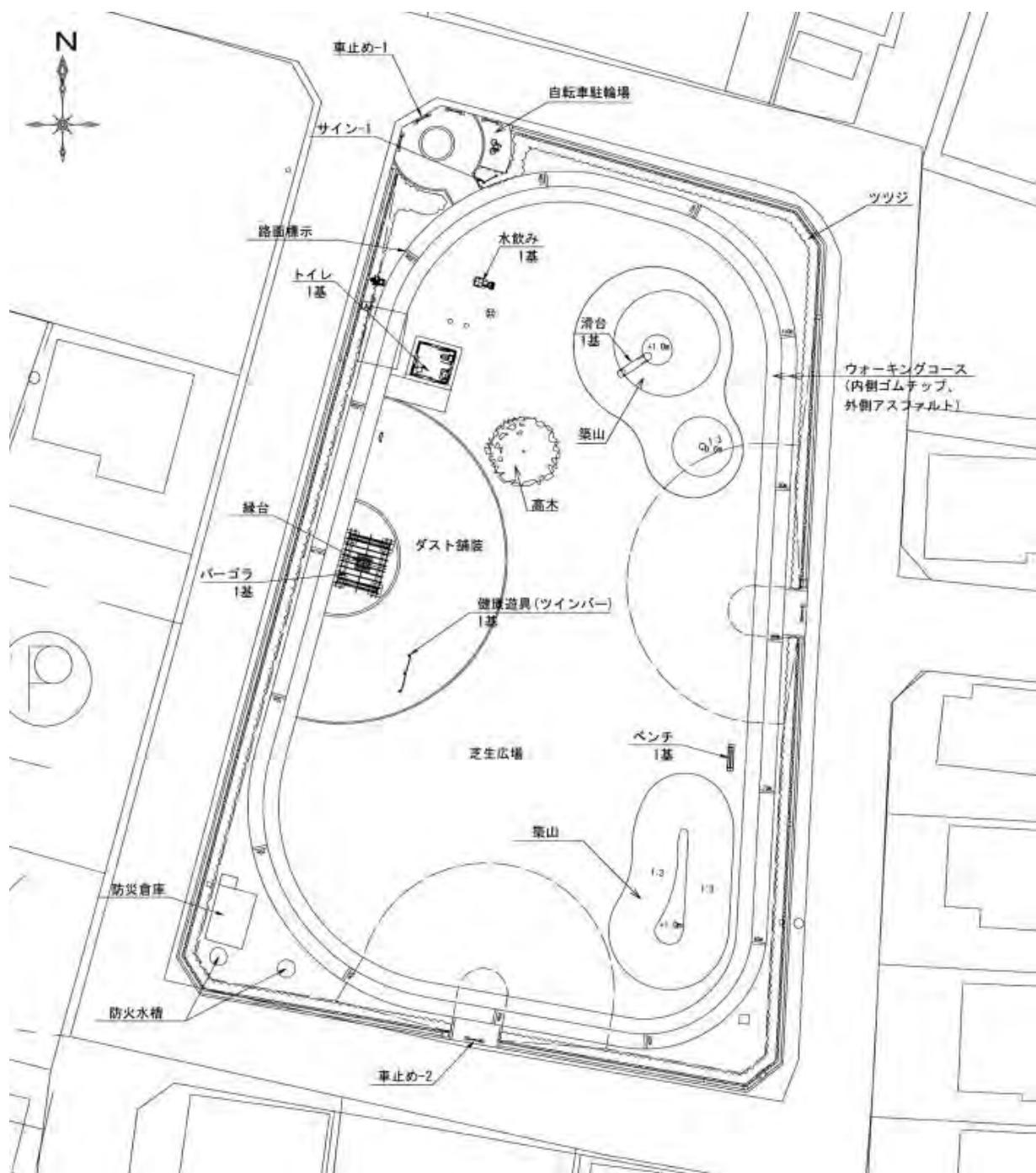


## 都市計画課からのお知らせ

「(仮称) 笠縫第1号公園」の工事が始まります。

加能里遺跡公園に続き、笠縫土地区画整理事業地内に2つ目の公園が整備されます。昨年度に実施したワークショップを基に広場やウォーキングコース、健康遊具、トイレが設置されます。10月上旬には、現地での工事が始まり、2月末頃の完成を予定しております。

問合せ先：都市計画課 公園担当 042-973-2268（直通）



【公園平面図】

## 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成27年1月13日号

## 笠縫地区・双柳南部地区

★☆合併号☆★

## ～笠縫地区踏切道開通についてお知らせします～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、笠縫地区踏切道開通や笠縫地区・双柳南部地区における工事の進捗状況などについてお知らせいたします。

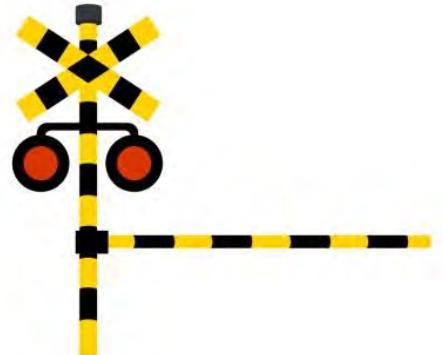
## 【笠縫土地区画整理事業地内における踏切道整備について】

踏切道の開通を下記のスケジュールで行います。

- 平成27年1月27日（火）初電車から（午前5時頃）  
西武池袋線元加治第7号踏切道（拡幅）開通
  - 平成27年2月10日（火）終電車から（午前1時頃）  
西武池袋線（現）元加治第9号踏切道廃止
  - 平成27年2月10日（火）初電車から（午前5時頃）  

{西武池袋線（新）元加治第9号踏切道開通JR八高線（新）大久保踏切道開通

JR八高線（現）大久保踏切道、上岡踏切道廃止



\*気象状況（想定外降雪等）、列車運行障害等が発生した場合、開通は開通予定日の翌日になります。

\*踏切道開通により交通動線が変更となりますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いします。



## § 平成26年度工事進捗状況について §

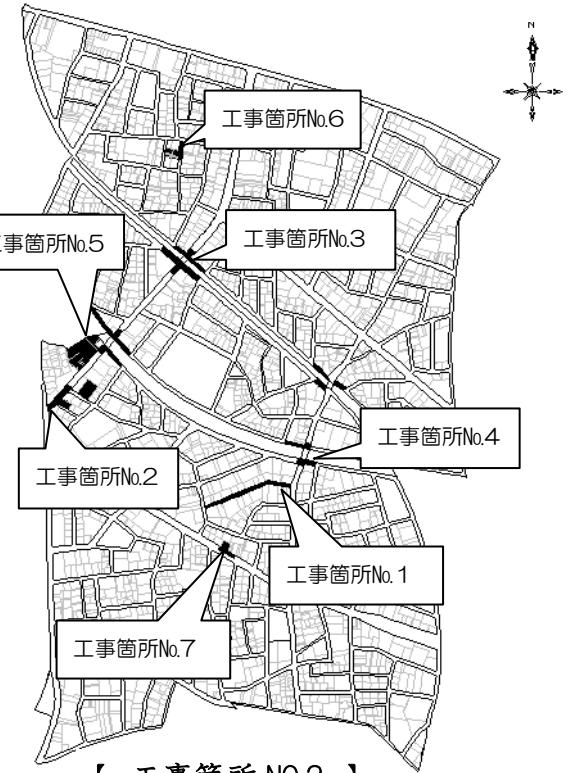
笠縫地区 平成26年度道路整備工事箇所

### 【笠縫地区について】

現在、右図面のとおり地区内7箇所において踏切整備に伴う道路整備工事や、建物移転に併せた宅地造成工事などを実施しております。また、工事箇所によっては、下水道工事や水道工事が行われております。

工事箇所No.1については、2月下旬、No.2、No.3、No.4の3箇所については、3月上旬に完成予定となっています。なお、工事箇所No.5、No.6、No.7の3箇所については、完成しております。

地域の皆様には大変ご不便をお掛けしておりますが、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。



【工事箇所 No.1】



【工事箇所 No.2】



【工事箇所 No.3】



【工事箇所 No.4】



【工事箇所 N.5】



【工事箇所 N.6】



【工事箇所 N.7】



工事中



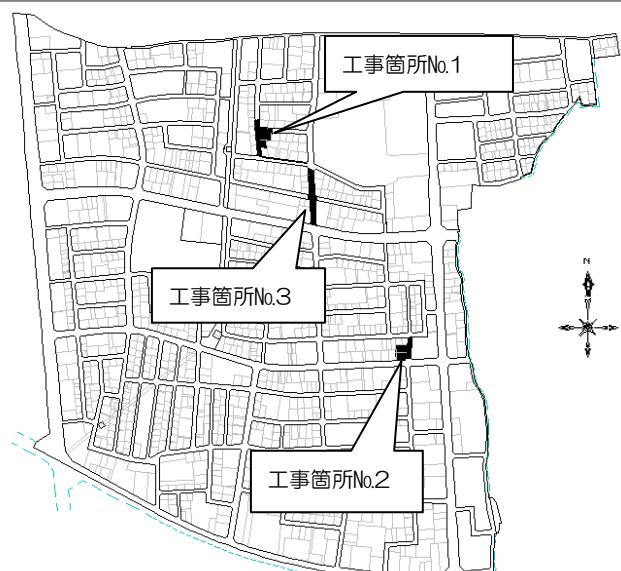
### 【双柳南部地区について】

現在、右図面のとおり地区内3箇所において道路整備工事や建物移転に併せた宅地造成工事などを実施しております。また、工事箇所によっては、下水道工事、水道工事が行われています。

工事箇所No.1については2月下旬、工事箇所No.2、No.3については3月中旬にそれぞれ完成予定となっております。

地域の皆様には大変ご不便をお掛けしておりますが、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

双柳南部地区 平成26年度道路整備工事箇所



【工事箇所 N.1】



【工事箇所 N.2】



【工事箇所 No.3】



下水道課からのお知らせ（平成26年度工事進捗状況）

平成26年度における下水道工事の進捗状況についてお知らせします。

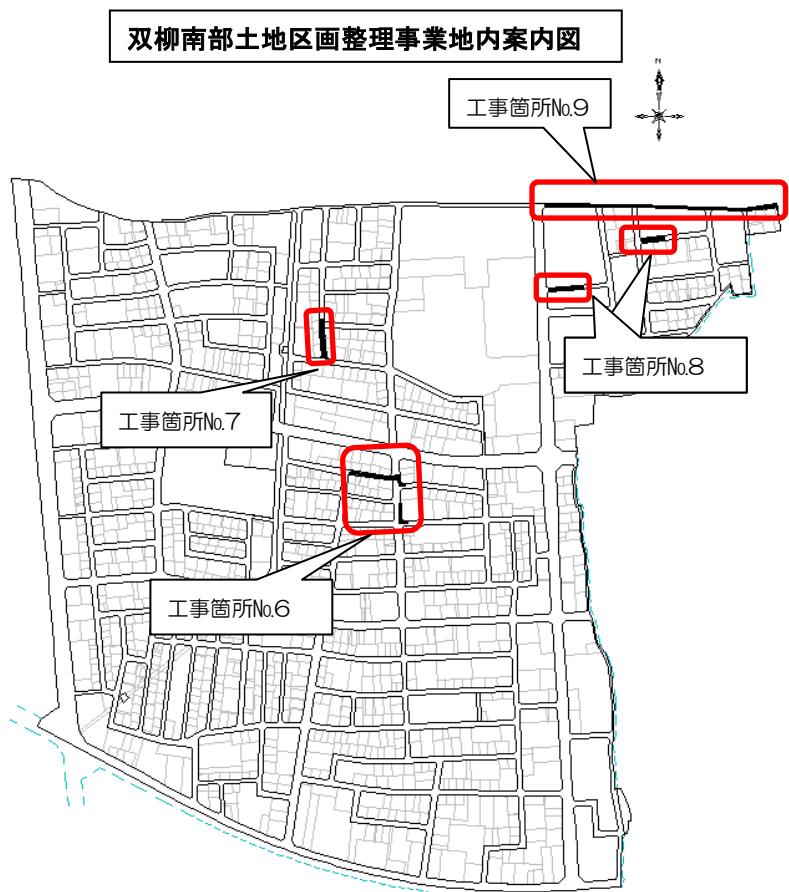
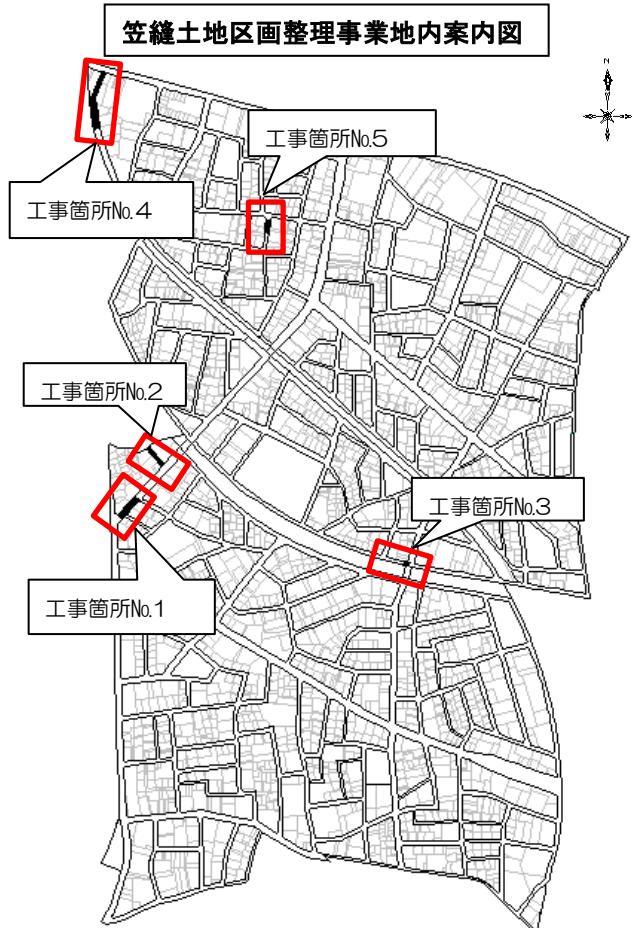
笠縫地区では、4箇所の工事が完成しました。この他、今年度中に1箇所の工事を完了する予定です。No.1の工事は、3月上旬に完成する予定です。No.2、No.3、No.4、No.5の4箇所については、完成しております。

双柳南部地区では、1箇所の工事が完成しました。この他、今年度中に3箇所の工事を完成する予定です。No.6の工事は、1月下旬に完成する予定です。また、No.7については、2月下旬、No.8については、3月下旬に完成する予定です。No.9については、完成しております。

工事期間中は、皆さまに大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

問合せ先：下水道課 整備担当 042-973-3433(直通)

工事箇所図



## 都市計画課からのお知らせ

「(仮称) 笠縫第1号公園」の整備工事が始まりました。

現在、造成工事が終わり、広場やウォーキングコース、トイレを整備しており、少しずつ公園として形状が見えてきています。

平成27年3月に完成いたします。

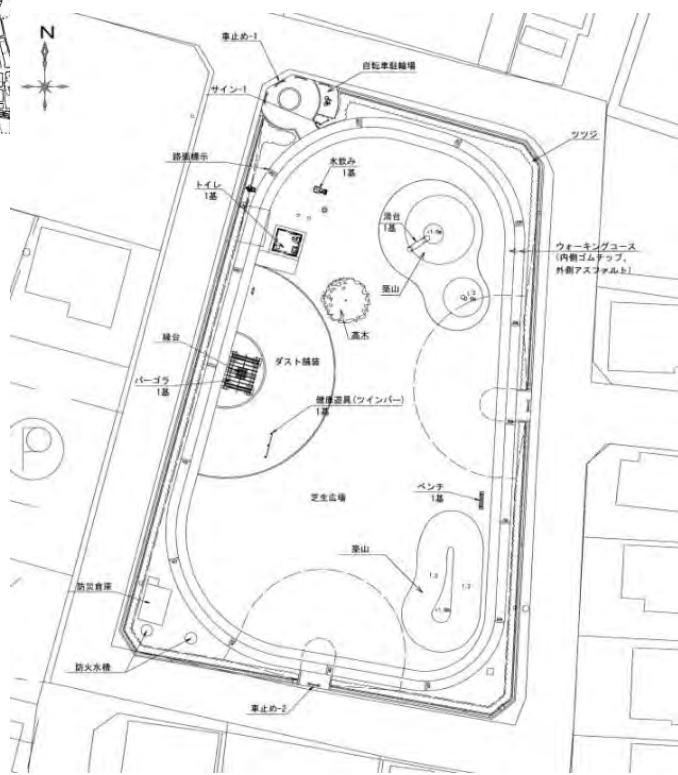
工事中は、近隣の皆様に大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ先：都市計画課 公園担当 042-973-2268（直通）

公園位置図



公園平面図



## 保留地公売のお知らせ

下記保留地について公売中です（先着順）。土地をお探しの方がいらっしゃいましたら、ご相談ください。なお、ニュースの通知前に申込みがあった場合はご容赦ください。

また、市ホームページで詳細を掲載していますので、ご覧ください。

【笠縫地区】＊換地処分が完了するまで、保留地は他に譲渡できません。

街区	画地	地積(m <sup>2</sup> )	総価格(円)	街区	画地	地積(m <sup>2</sup> )	総価格(円)
56	2	100.44	5,544,288	68	30	139.00	9,577,100
56	16	118.99	8,662,472	118	1	230.98	15,267,778
108-2	1	182.36	13,129,920	112	5	137.76	8,940,624
125	9	117.70	9,039,360	122	11	100.88	6,627,816
136	19	110.40	8,302,080	132	15	90.01	6,840,760
140	2	224.49	15,265,320				

【双柳南部地区】

5	7	103.78	8,437,314
---	---	--------	-----------

保留地を購入された方へお願い

売買契約者（権利者）の住所の変更があった場合や相続により、名義を変更する場合は土地区画整理事務所へ届出をお願いします。

## 土地区画整理事務所からのお願い

### ○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。

また、宅地の造成高、歩道計画のある道路からの出入口の位置等、工事施工時のトラブルを回避するため、事前確認を必ず行っていただきますようご協力をお願いします。

### ○迷惑駐車について

土地区画整理事業の施行地区内の道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思っていてもご近所へ迷惑をかけていたりすることもあり、ご近所間のトラブルになる可能性があります。

一人ひとりがルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

### ○公園広場利用のマナーについて

現在、笠縫地区及び双柳南部地区の公園予定地の数箇所を開放し、皆様にご利用いただいているところですが、犬の放し飼いやボール等が隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、住民の皆様が利用する公共の場所となりますので、マナーを守ったご利用をお願いいたします。



編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫112-1  
電 話 042-973-8682  
Eメール kukaku@city.hanno.lg.jp

# その他 土地区画整理事務所からのお知らせ

## 笠縫土地区画整理事業説明会の開催について

笠縫地区内における平成26年度の事業の進捗状況や今後の事業の進め方について、下記のとおり説明会を開催します。また、今後双柳岩沢線道路整備工事を予定しております。交通の流れが大きく変わりますので、双柳岩沢線付近にお住いの方は、是非ご出席くださいますようご案内いたします。

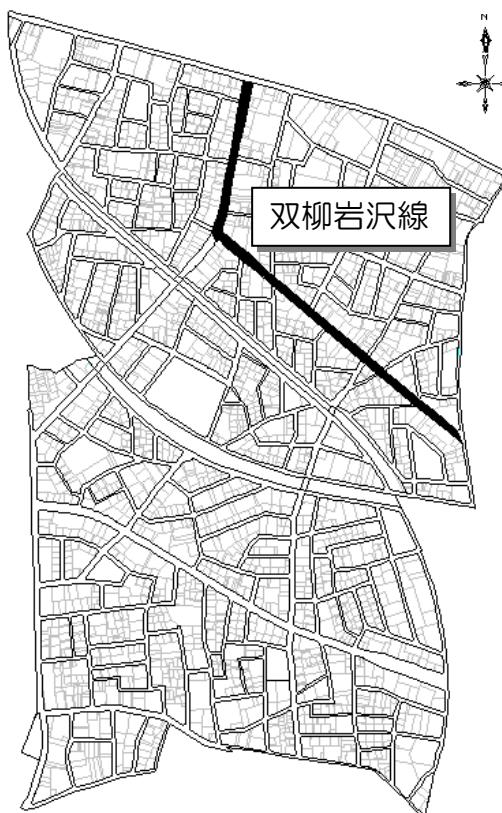
日 時： 平成27年2月15日（日） 午前10時より  
場 所： 加治地区行政センター 2階 集会室

### ◎平成26年度事業の進捗状況について

- ・JR八高線及び西武池袋線の踏切の新設及び統廃合及び周辺道路の整備について
- ・平成26年度工事進捗状況について
- ・下水道整備工事について
- ・（仮称）笠縫1号公園の整備について

### ◎今後の事業の進め方について

- ・幹線道路の整備（双柳岩沢線）について
- ・造成工事及び建物移転について
- ・下水道整備工事について



## 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成27年2月18日号

# 岩沢北部地区 任期満了に伴う 審議会委員選挙のお知らせ

土地区画整理事業では換地計画や仮換地指定などの審議を行うため、また地域の方のご意見を事業に反映させるための機関として、土地区画整理審議会を設置しています。岩沢北部地区の審議会委員については、本年6月4日をもって5年間の任期が満了することから、改選に伴う選挙を実施します。今回のニュースでは選挙の手続き及び日程について特集してお知らせします。

**★選挙期日★ 平成27年5月17日(日)**

## 審議会委員の構成及び選挙する委員数をお知らせします

土地区画整理審議会は、土地の所有者及び借地権者から選出される「権利者委員」と、土地区画整理事業に関する学識及び経験を有する方の中から市長が選任する「学識経験者委員」で構成されます。

岩沢北部地区については権利者委員8名、学識経験者委員2名の計10名が、飯能市の条例（施行規程）により定数として定められています。

今回選挙する委員数は、権利者委員の定数である8名（うち所有権委員7名、借地権委員1名）です。なお学識経験委員については、土地区画整理法により市長が任命することと定められており、選挙の対象とはなりません。

## 選挙人の資格（選挙権及び被選挙権）及び立候補届け出期間について

### ●所有権又は借地権のある人 ●

所有権又は借地権をお持ちの方は、各1個の選挙権及び被選挙権を有します。所有権と借地権が共にある人は、所有する権利に対しそれぞれ1個の選挙権及び被選挙権を有することになりますが、この場合には両方の権利を兼ねて候補者となることはできません。なお、登記簿上の土地所有者が既に死亡しているのにもかかわらず、相続登記がすんでいない場合は、原則として選挙権及び被選挙権行使することはできません。また、

未成年者、成年被後見人又は被保佐人、禁固以上の刑に処されその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人については、被選挙人となることはできません。

未登記の借地権を有する方は、借地権の申告を行うことにより選挙人の資格を得ることができます。すでに借地権申告を提出していただいている方で申告の内容に変更がない場合は、あらためて提出していただく必要はありません。なお、3月3日から4月8日までは借地権申告の受付が停止されます。

## ● 共有者又は共同借地権のある人 ●

土地の共有者又は共同借地権者の場合、選挙権及び被選挙権は共有者の方々の代表者が行使することになります。

このため、選挙権及び被選挙権を得るためにには、共有者の中から代表者を選出し、代表者選任通知書（所定の用紙あり）を当事務所へ提出していただく必要があります。代表者選任通知書の提出により代表者として定められた方が、選挙権及び被選挙権を有することになります。なお、被選挙権を行使するためには、立候補の届出期間内に代表者選任通知書及び立候補届出書の提出が必要です。

### 代表者選任通知書の提出について

土地の共有者及び共同借地権のある方については、代表者選任通知書を提出しないと選挙権及び被選挙権を行使することができません。この通知書は選挙期日まで提出することができますが、関係者の実印の押印と印鑑登録証明書を添付していただくことになりますので、早目の準備をお願いいたします。用紙は土地区画整理事務所に備え付けてありますので、必要な方はお申し出ください。

すでに提出していただいている方で、代表者に変更がない場合には、あらためて提出していただく必要はありません。

## ● 法人 ●

候補者となる場合は、立候補届のほかに法人の印鑑登録証明書やその法人の代表者であることを証明する資格証明書などを提出していただきます。

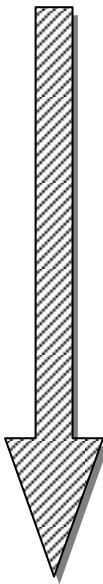
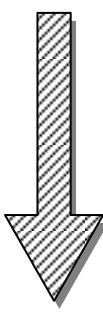
選挙権は、その法人の指定する方が有しますが、投票時にその権限を証する書面を提出していただくことになります。

**★ 立候補届出期間 ★  
平成27年4月13日(月)～4月23日(木)**

## 審議会委員選挙に関する公告について

選挙に伴う各種の公告は、市役所前の掲示場及び飯能市土地区画整理事務所に掲示して行います。

# 審議会委員選挙の日程（予定）について

事 項	期日・期間	事務の概要
選挙期日の公告	2月10日	選挙を行う旨の公告をしました。
選挙人名簿縦覧期間 (異議の申出期間)	3月12日  3月25日	<p>この期間、選挙人名簿の縦覧を行います。</p> <p><b>場所：飯能市土地区画整理事務所内</b>  <b>時間：午前8時30分～午後5時15分</b>          （土曜日・日曜日も行います）</p> <p>名簿には、3月2日（選挙人名簿作成基準日）現在の土地所有者及び借地権者が記載されます。</p> <p>名簿に記載された土地所有者及び借地権者の方だけが、選挙権者及び被選挙権者になることができます。</p> <p>選挙人名簿に<u>記載漏れや誤り</u>がある場合の権利者の異議申出は、この縦覧期間中に受け付けます。</p>
選挙人名簿確定の公告 選挙する権利者別委員の定数の公告	4月13日	この日に選挙人名簿確定の公告をします。また、所有権者及び借地権者から選挙する委員の定数も公告します。
立候補届出期間	4月13日  4月23日	<p>委員に立候補される方は、この期間内に飯能市長宛てに立候補の届出をしてください。また、候補者を推薦される方は、候補者の承諾書を付けて届出してください。</p> <p><b>届出場所：飯能市土地区画整理事務所内</b>  <b>時 間：午前8時30分～午後5時15分</b>          （土曜日・日曜日も行います）</p>
立候補者の公告 又は 投票を行わない旨の公告	4月24日	<p>候補者の氏名、住所を公告します。</p> <p>候補者が定数に満たない場合又は定数と同じ場合は投票を行いませんので、その旨を公告します。</p>

<b>選挙場、投票時間、開票日時の公告</b>	<b>4月28日</b>	選挙場（投票場）、投票時間、開票の日時を公告します。
<b>選挙執行通知書（入場券）の送付</b>	<b>4月28日</b>	選挙権を有する方に選挙執行通知書（入場券）を送付します。
<b>選挙日 (投票、開票)</b>	<b>5月17日</b>	投票場、投票時間等は入場券にてお知らせいたします。投票終了後、開票を行います。
<b>当選人の決定の公告、通知</b>	<b>5月18日</b>	当選人の氏名、住所を公告し、当選人に当選人決定通知を送付します。

## その他 土地区画整理事務所からのお知らせ

### ○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

#### ☆土地区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談ください。

#### ☆土地区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談ください。

### ○権利変動の届出のお願い

土地区画整理地区内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

#### ☆保留地（宅地）公売のお知らせ

土地区画整理事務所では、笠縫・双柳南部地区で保留地（宅地）を公売しています。土地をお探しの方は土地区画整理事務所までお問い合わせください。

編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住所 飯能市大字笠縫 112-1  
電話 042-973-8682

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成27年3月1日号  
岩沢北部・南部地区  
★★★ 合併号 ★★★



◆平成26年度の事業進捗状況

◆土地区画整理事務所からのお知らせ

◆下水道課からのお知らせ



## 平成26年度の事業進捗状況

### 【岩沢北部地区】

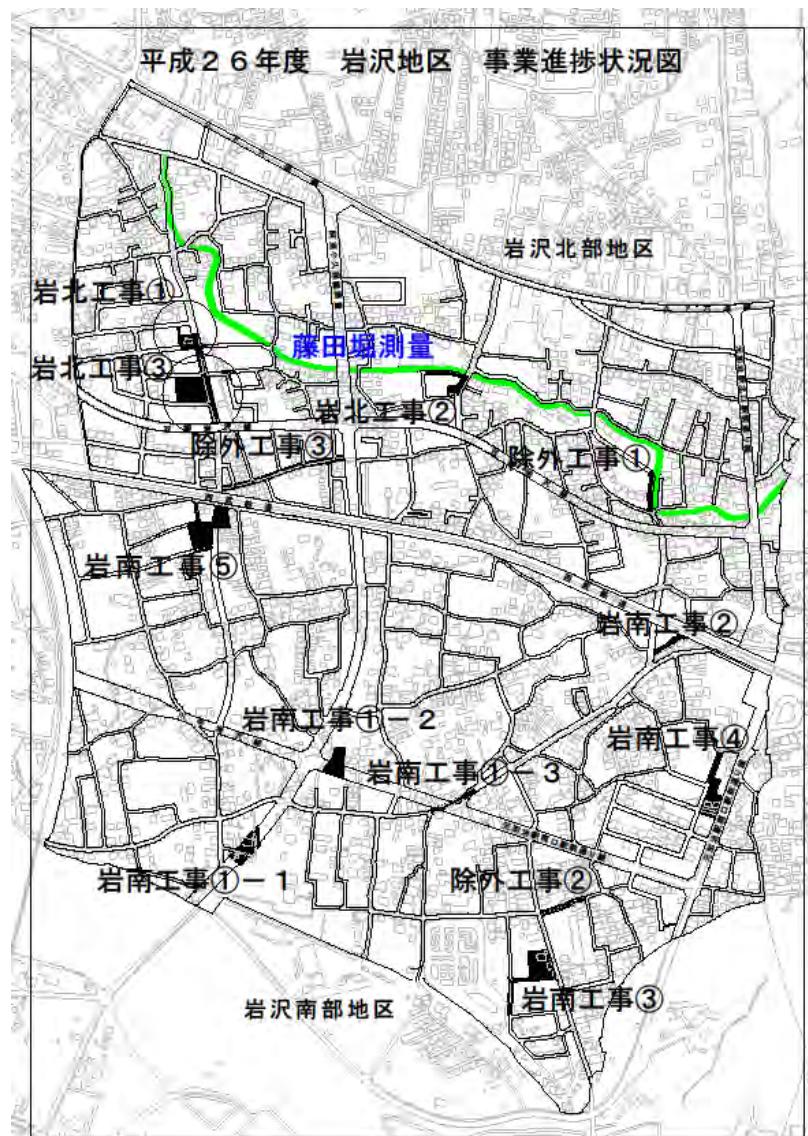
今年度、区画整理事業区域では右図面のとおり、3箇所の道路築造工事及び宅地造成工事を実施しています。①、③の工事箇所については埋蔵文化財調査の影響により6月末の完成予定となっています。②の工事箇所については完成しています。

次に区画整理除外区域では2箇所の道路築造工事と舗装打換工事を実施し、建物移転については昨年度に引き続き笠縫地区を結ぶ都市計画道路双柳岩沢線及び岩沢第二汚水幹線上の5件の建物移転を実施しました。③の工事箇所については舗装打換工事が完成し、①の工事箇所については下水道工事の影響により6月末の完成予定となっています。

その他、埋蔵文化財調査の実施や地区を東西に流れる藤田堀の現地測量も実施しました。境界立会い頂きました方々へはお忙しい折、ご協力頂きましてこの場をお借りしてお礼申し上げます。

### 【岩沢南部地区】

区画整理事業区域においては都市計画道路阿須小久保線をはじめ、7箇所の道路築造工事及び宅地造成工事などを実施しています。①-1、①-2、①-3、③、④の工事箇所については完



成し、②については6月末、⑤については5月末の完成予定となっています。また、建物移転については都市計画道路阿須小久保線及び元加治駅南口駅前通り線用地と岩沢第一汚水幹線用地確保のため、4件を実施しています。

区画整理除外区域では②の工事箇所である白鳥幼稚園北側の道路の舗装打換工事が3月末の完成予定となっています。その他、埋蔵文化財調査、岩沢郵便局交差点から北上する岩沢第一汚水幹線道路拡幅のため、3件の工作物移転などをそれぞれ実施しました。

### 平成26年度の主な工事実施箇所

〈岩沢北部工事②・一部造成及び道路築造〉



〈岩沢南部工事①-1・阿須小久保線道路築造〉



〈除外工事③・道路舗装打換〉



〈岩沢南部工事④・一部造成及び道路築造〉



事業に支障となる電柱等は民地への移設が基本となります。電気・電話等は皆さまが日常生活で欠かすことのできないものですので、ご協力をお願いします。



## 下水道課からのお知らせ（平成26年度工事）

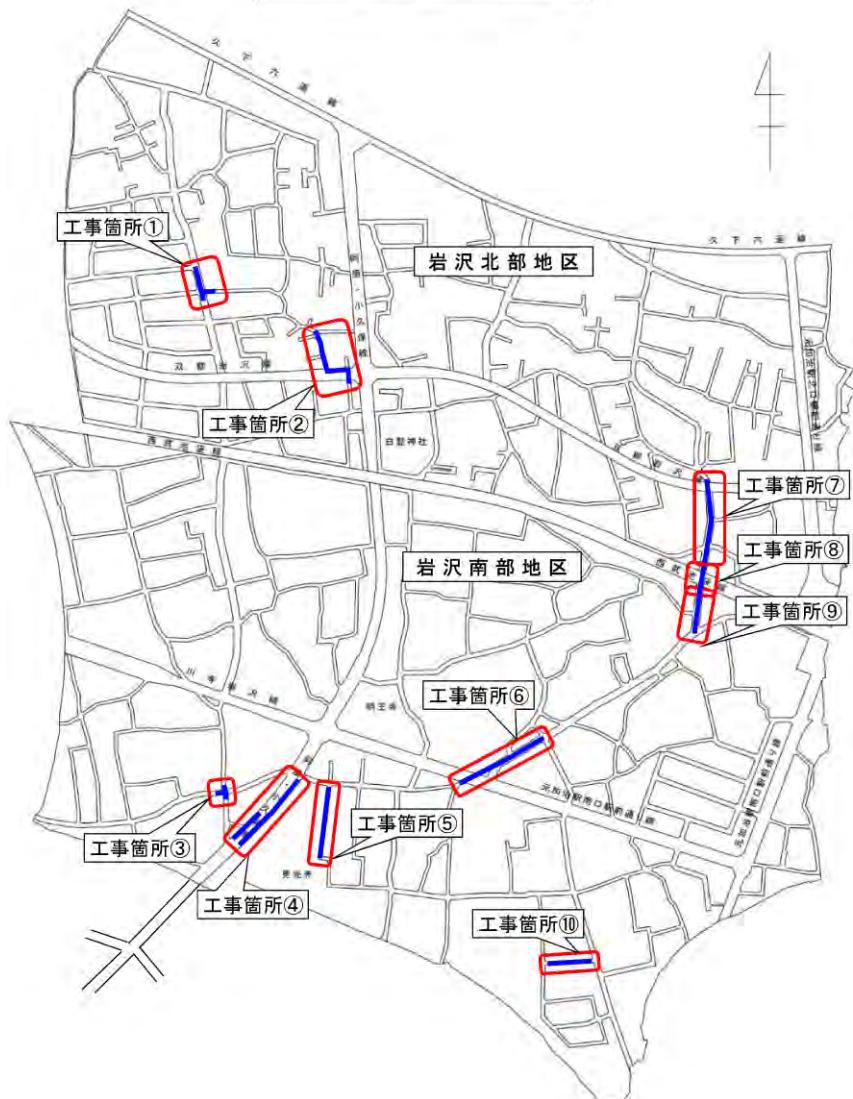
平成26年度の岩沢地区の下水道工事の進捗状況についてお知らせします。（工事箇所図参照）

工事箇所番号	工事着手（予定）	工事完了（予定）	備考
①	平成27年2月中旬	平成27年3月下旬	
②	平成27年1月上旬	平成27年3月下旬	下水道工事に伴う水道管移設工事あり
③	平成26年4月上旬	平成26年11月14日	完了済
④	平成26年10月上旬	平成26年12月17日	完了済
⑤	平成26年9月上旬	平成26年10月31日	完了済
⑥	平成26年8月中旬	平成26年10月24日	完了済
⑦	平成26年9月下旬	平成27年3月中旬	
⑧	平成26年8月下旬	平成27年3月中旬	
⑨	平成26年11月下旬	平成27年3月下旬	
⑩	平成26年9月上旬	平成26年9月29日	完了済

工事期間中は大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先：下水道課 整備担当 042-973-3433（直通）

**工事箇所図**



## 土地区画整理事務所からのお知らせ

### ○保留地（宅地）公売のお知らせ

保留地（宅地）の公売を先着順で受付けています。土地をお探しの方は区画整理事務所まで申し込みをお願いします。また、市ホームページにも情報を掲載していますのでご覧ください。

地区名	街区	画地	地積 m <sup>2</sup>	総価格(円)	地区名	街区	画地	地積 m <sup>2</sup>	総価格(円)
笠縫	56	2	100.44	5,544,288	笠縫	68	30	139.00	9,577,100
笠縫	56	16	118.99	8,662,472	笠縫	118	1	230.98	15,267,778
笠縫	108-2	1	182.36	13,129,920	笠縫	112	5	137.76	8,940,624
笠縫	125	9	117.70	9,039,360	笠縫	122	11	100.88	6,627,816
笠縫	136	19	110.40	8,302,080	笠縫	132	15	90.01	6,840,760
笠縫	140	2	224.49	15,265,320	双柳南部	5	7	103.78	8,437,314

※ 換地処分が完了するまで、保留地は他に譲渡できません。

### ○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

#### ☆土地区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談ください。

#### ☆土地区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で土地の区画形質の変更・建築行為・工作物等の設置を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。着手する日の30日前までに都市計画課へ届出が必要になります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談ください。

### ○権利変動の届出のお願い

土地区画整理地区内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

### ○迷惑駐車について

岩沢地内の道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思っていてもご近所へ迷惑をかけていたりすることもあり、ご近所間のトラブルになる可能性があります。ルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。



編集発行 飯能市土地区画整理事務所

住 所 飯能市大字笠縫112-1

電 話 042(973)8682

E メール kukaku@city.hanno.saitama.jp

## 飯能市土地区画整理事業ニュース

審議会  
選挙

平成27年5月8日号

### 候補者の決定及び無投票のお知らせ

岩沢北部土地区画整理審議会委員選挙について、次のとおり立候補の届け出がありましたのでお知らせします。立候補者が選挙すべき委員の数を超えたため、5月17日（日）に予定していた審議会委員選挙は行いません。

※立候補届出期間 平成27年4月13日（月）～4月23日（木）

#### ◆ 岩沢北部土地区画整理審議会委員選挙立候補者（届出順、敬称略）

##### 1 宅地の所有者が選挙する委員の候補者（選挙すべき委員数：7人）

番号	氏名	住所
1	綿貫恵夫	飯能市大字岩沢968番地
2	榎本敏男	飯能市大字岩沢67番地の1
3	宮岡幸雄	飯能市大字岩沢231番地の4
4	粕谷靖夫	飯能市大字岩沢542番地の4
5	平居仁兵衛	飯能市大字岩沢605番地7
6	雨間保弘	飯能市大字岩沢648番地
7	信田光康	飯能市大字岩沢698番地の1

##### 2 宅地の借地権者が選挙する委員の候補者（選挙すべき委員の数：1人）

##### 立候補者なし

※ 届出期間内に立候補はありませんでしたので、任期満了（平成32年6月）まで欠員となります。

#### ◆審議会委員選挙の投票は行いません

審議会委員選挙につきましては、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えたため、5月17日（日）に予定していた選挙の投票は行いません。上記立候補者については5月18日、当選人の公告及び通知をもって審議会委員となります。



## 土地区画整理事務所からのお知らせ

### ○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

#### ☆区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀・フェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談ください。

#### ☆区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で土地の区画形質の変更・建築行為・工作物等の設置を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。着手する日の30日前までにまちづくり推進課へ届出が必要になります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所またはまちづくり推進課にご相談ください。

### ○権利変動の届出のお願い

土地区画整理地区内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

### ○迷惑駐車について

岩沢地内の道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消化活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思っていてもご近所へ迷惑をかけていたりすることもあり、ご近所間のトラブルになる可能性があります。ルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。



編集発行	飯能市土地区画整理事務所
住 所	飯能市大字笠縫112-1
電 話	042(973)8682
F A X	042(972)1242
E メール	kukaku@city.hanno.lg.jp

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成27年7月15日号

笠縫地区・双柳南部地区

★☆合併号☆★

## ～笠縫地区・双柳南部地区の 今年度の事業進捗状況などについて～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、今年度の笠縫地区及び双柳南部地区における事業進捗状況などについてお知らせいたします。

### § 笠縫地区 §

#### 【進捗状況】(平成27年3月31日現在)

- |          |       |
|----------|-------|
| ・仮換地指定率  | 96.6% |
| ・使用収益開始率 | 62.3% |
| ・建物移転済戸数 | 733戸  |
| ・建物移転率   | 86.1% |

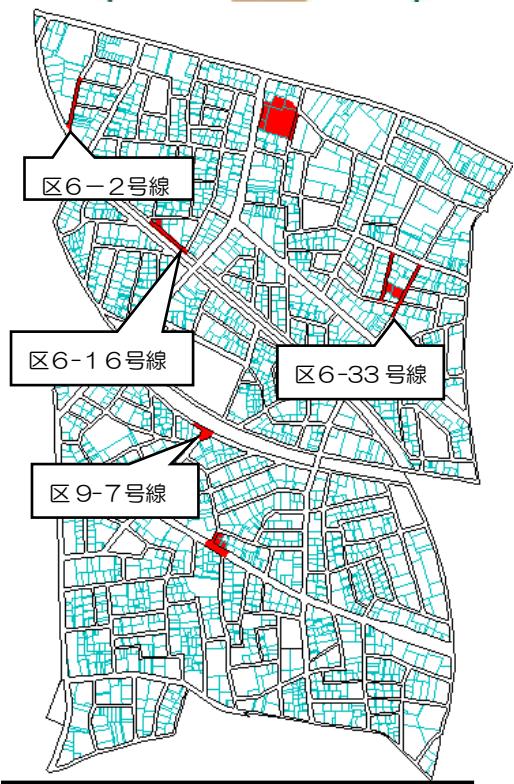


#### 【平成27年度の事業予定】

平成27年度におきましては、区6-16号線及び区6-33号線について建物移転等を伴う造成及び道路築造工事を行う予定です。区9-7号線については、踏切廃止後に伴う道路整備工事を行う予定です。また、区6-2号線については下水道工事に伴う道路整備工事を行う予定です。

これらの工事を行うにあたりまして、通行止及び工事箇所の迂回等が発生いたします。迂回路等につきましては、工事看板などで周知させて頂きますのでご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

建物移転等につきましては、幹線道路整備に関連した移転等を予定していますので、関係権利者の方々への交渉を行ってまいります。



27年度道路整備工事等箇所図



区6-2号線施工予定箇所



区6-16号線施工予定箇所



区6-33号線施工予定箇所



区9-7号線施工予定箇所

## § 双柳南部地区 §

### 【進捗状況】(平成27年3月31日現在)

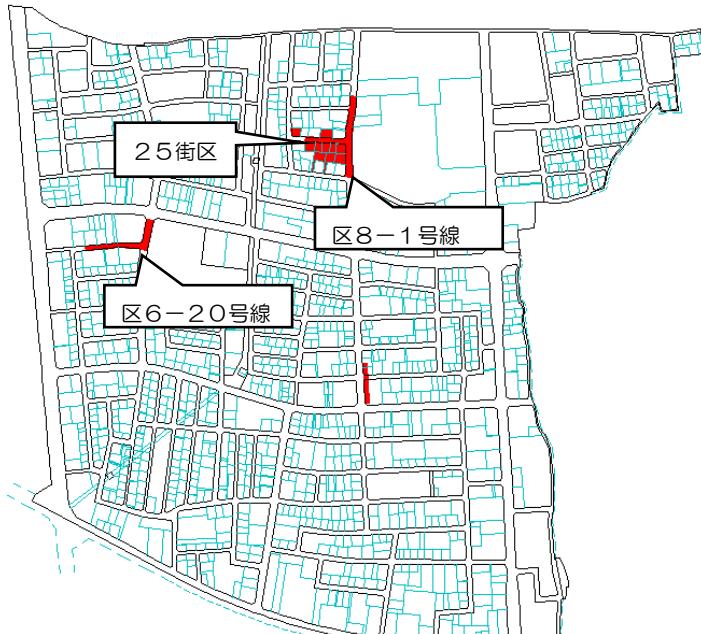
・仮換地指定率	61. 5%
・使用収益開始率	36. 6%
・建物移転済戸数	126戸
・建物移転率	18. 6%



### 【平成27年度の事業予定】

平成27年度におきましては、昨年度に引き続き、区8-1号線の整備を実施し、併せて雨水浸透管の布設予定です（別図参照）。また、区6-20号線については、5月から工事を実施しております。工事期間内におきましては、迂回等をお願いすることもありますのでご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

建物移転等につきましては、道路整備に関連した移転等を予定していますので、関係権利者の方々への交渉を行ってまいります。



27年度道路整備工事等箇所図



区6-20号線施工予定箇所



区8-1号線施工予定箇所



25街区施工予定箇所

### 【双柳自治会による不法投棄禁止看板設置】(双柳ちびっこ広場ほか)

双柳自治会により、不法投棄禁止看板を設置していただきました。双柳自治会では、日頃より双柳ちびっこ広場等の除草等の維持管理していただいている。地域の皆様のご協力により、子供達が双柳ちびっこ広場で安心して遊べることができ、また、地域の憩いの場所になっています。

今後とも、ご協力の程よろしくお願いします。



双柳ちびっこ広場

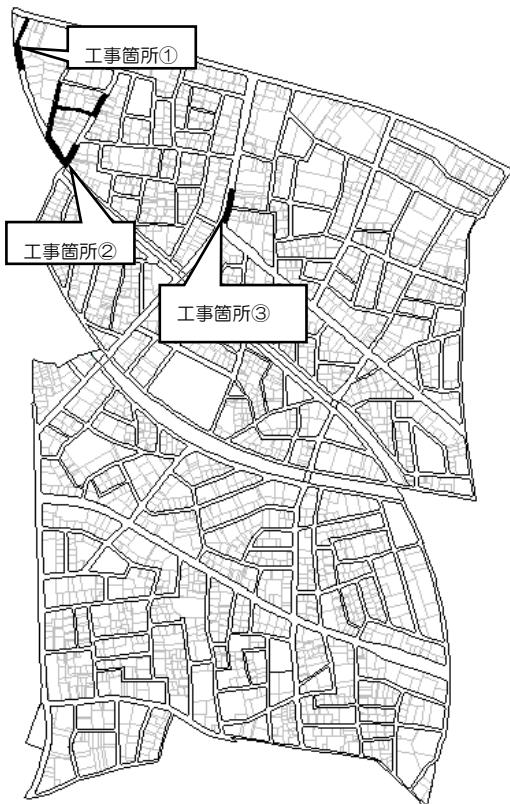
## 下水道課からのお知らせ（平成27年度工事予定）

平成27年度の下水道工事箇所についてお知らせします。

笠縫地区の工事は3箇所、双柳南部地区の工事は2箇所、を予定しています（工事箇所図参照）。

笠縫地区の①については6月から施工中で7月下旬まで、②は9月上旬から平成28年2月下旬まで、③は7月中旬から11月下旬までの工事を予定しています。双柳南部地区の④については施工中で8月下旬まで、⑤は8月中旬から平成28年3月下旬まで工事を予定しています。工事期間中は、皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

問合せ先：下水道整備担当 042-973-3433（直通）



笠縫地内下水道工事施工箇所図



双柳南部地内下水道工事施工箇所図

## 保留地公売のお知らせ

土地区画整理事業地内の保留地（宅地）を公売いたします。

○受付期間 平成27年8月5日(水)～8月14日(金)

午前8時30分～午後5時15分（期間中は、土・日も受け付けます。）

○抽せん日時 平成27年8月21日（金）10時00分～

○受付場所・抽せん会場 土地区画整理事務所

○案内書、申込書及びパンフレットは、7月1日（水）より土地区画整理事務所、市役所1階案内係、飯能駅サービスコーナー等で配布しています。また、詳細について、市のホームページでもご覧いただけます。

※お知り合いの方で土地をお探しの方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

### 【笠縫地区】

	街区	画地	地積(m <sup>2</sup> )	総価格(円)		街区	画地	地積(m <sup>2</sup> )	総価格(円)
①	103-1	7	121.06	9,164,242	⑦	140	2	224.49	15,175,524
②	56	2	100.44	5,514,156	⑧	68	30	139.00	9,521,500
③	56	16	118.99	8,614,876	⑨	118	1	230.98	15,175,386
④	108-2	1	182.36	13,056,976	⑩	112	5	137.76	8,885,520
⑤	125	9	117.70	8,980,510	⑪	122	11	100.88	6,587,464
⑥	136	19	110.40	8,246,880	⑫	132	15	90.01	6,795,755

### 【双柳南部地区】

⑬	5	7	103.78	8,385,424
---	---	---	--------	-----------

### 【岩沢北部地区】

⑭	21	1	120.87	9,935,514
⑮	131-1	7	126.03	9,956,370

※保留地の場所については、裏面の位置図をご覧ください。

### 『 土地区画整理事務所からのお願い

#### ○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において、建築行為（開発行為）や、ブロック塀やフェンス等の工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要となります。

この申請により、宅地の造成高や歩道計画のある道路の出入口の位置等が、道路計画や造成計画と整合するかをチェックする内容を含むため、事前確認を必ず行っていただきますようご協力をお願いします。

#### ○迷惑駐車について

土地区画整理事業の施行地区内において、道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思っていても周辺へ迷惑をかけていたりすることもあり、トラブルになる可能性があります。

一人ひとりがルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

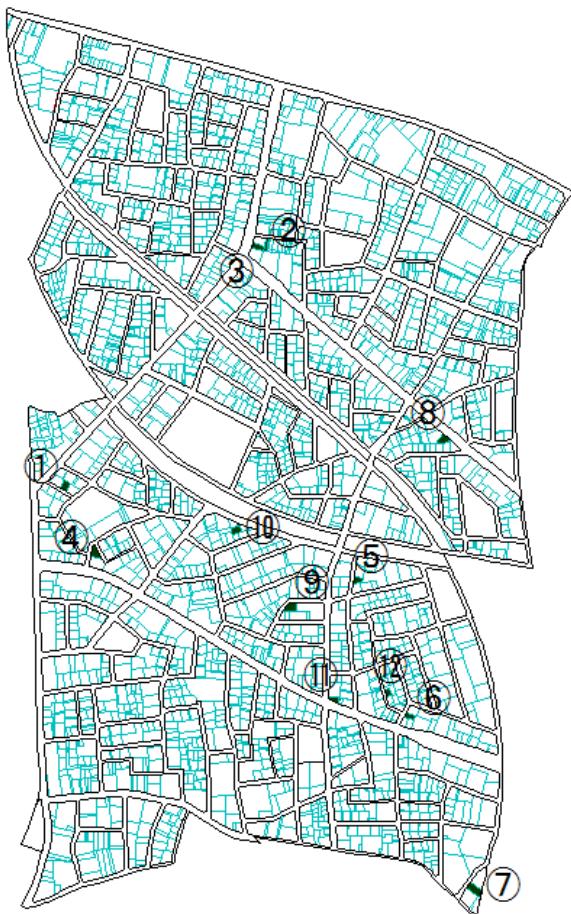
#### ○公園広場利用のマナーについて

現在、笠縫地区及び双柳南部地区の公園予定地の数箇所を開放し、皆様にご利用いただいているところですが、犬の放し飼いやボール等が隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、住民の皆様が利用する公共の場所となりますので、マナーを守ったご利用をお願いいたします。

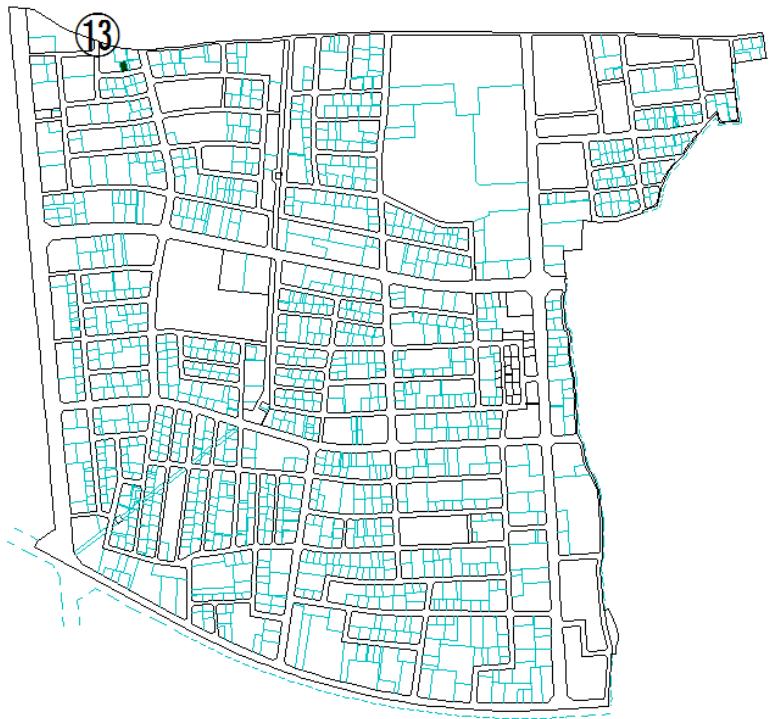
編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫112-1  
電 話 042-973-8682  
E メール [kukaku@city.hanno.lg.jp](mailto:kukaku@city.hanno.lg.jp)

## 保 留 地 位 置 図

笠 縫 地 区



双 柳 南 部 地 区



岩 沢 北 部 地 区



公 保 留 地

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成27年8月1日号  
岩沢北部・南部地区  
★★★ 合併号 ★★★

- ◆平成27年度の主な事業
- ◆下水道課からのお知らせ

- ◆保留地公売のお知らせ
- ◆土地区画整理事務所からのお知らせ

## 平成27年度の主な事業

### 【岩沢北部地区】

今年度の主な事業として、道路築造工事及び宅地造成工事、文化財遺跡調査、建物移転などを実施しています。道路整備については、引き続き笠縫地区を結ぶ都市計画道路双柳岩沢線の整備を推進し、建物移転及び用地買収などを実施しています。

また、地区の東西における2つの下水道幹線の整備のため、東幹線については道路築造工事（岩北工事①・除外工事②）を実施し、西幹線については関連する建物移転のための宅地造成工事（岩北工事②・③）を実施しています。その他、昨年度に引き続き、地区を東西に流れる藤田堀の整備改善に向けて、今年度は護岸や河床の現況測量調査を実施します。（右図参照）

### 【岩沢南部地区】

岩沢北部地区と同様に、道路築造工事及び宅地造成工事、文化財遺跡調査、建物移転などをそれぞれ実施しています。道路整備については、阿岩橋から北上する都市計画道路阿須小久保線の一部（岩南工事①・②）について今年度開通を目指しています。また、下水道西幹線の整備に向けた道路整備と併せて建物移転も実施しています。その他、岩沢郵便局付近交差点から北上する一部道路についての側溝整備（除外工事①）や宅地造成工事（岩南工事③・④・⑥）を行う予定です。

これらの事業の推進にあたり、地区住民の皆様方には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。



# 保 留 地 公 売 の お 知 ら せ

今年度、岩沢北部地区において2画地の保留地（宅地）を公売しています。ご本人やお知り合いの方で土地をお探しの方がいらっしゃいましたら土地区画整理事務所までお問い合わせください。案内書、申込書及びパンフレットは市役所1階案内係、飯能駅サービスコーナー等でも配布しています。また、笠縫地区と双柳南部地区の保留地につきましても広報はんのう7月1日号や市のホームページでもお知らせしておりますので、ぜひご覧ください。

- 受付期間 平成27年8月5日（水）～8月14日（金）  
午前8時30分～午後5時15分（受付期間中は土・日も受け付けます。）
- 抽選日時 平成27年8月21日（金）午前10時00分～
- 受付場所・抽せん会場 土地区画整理事務所

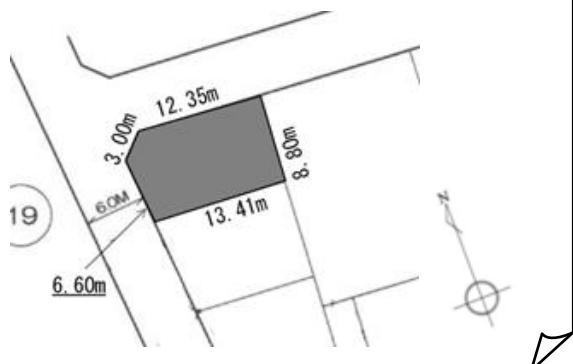


## 21街区1画地（岩沢北部地区）

面積  $120.87\text{ m}^2$

用途地域 第一種低層住居専用地域

建ぺい率 50% 容積率 80%

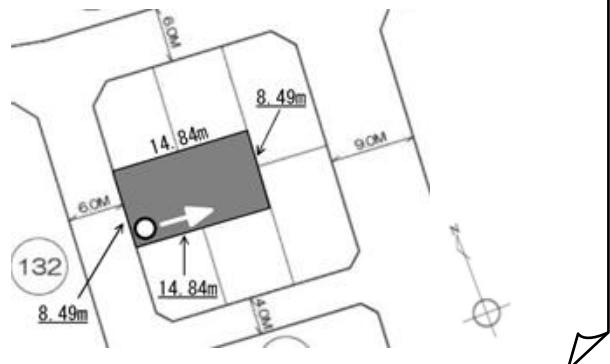


## 131-1街区7画地（岩沢北部地区）

面積  $126.03\text{ m}^2$

用途地域 第一種住居地域

建ぺい率 60% 容積率 200%



## 下水道課からのお知らせ（平成27年度工事予定）

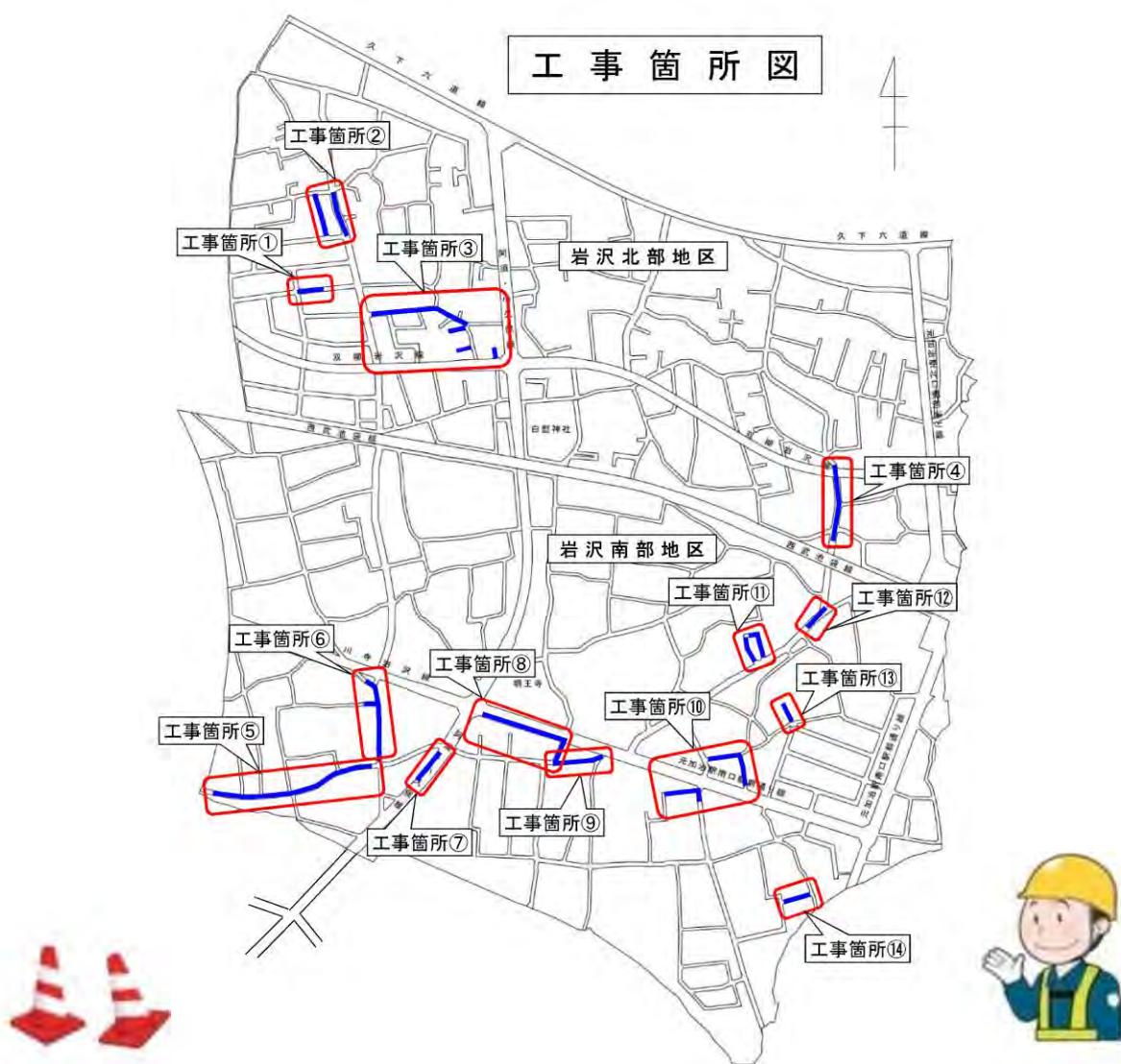
平成27年度岩沢地区の下水道工事の現状についてお知らせします。（工事箇所図参照）

工事箇所番号	工事着手(予定)	工事完了(予定)	備考
①	平成27年 6月下旬	平成27年 8月下旬	
②	平成27年11月上旬	平成28年 3月上旬	
③	平成27年 8月上旬	平成28年 1月下旬	下水道工事に伴う水道管移設工事あり
④	平成27年10月上旬	平成28年 3月中旬	
⑤	平成27年 8月下旬	平成28年 3月上旬	
⑥	平成27年11月上旬	平成28年 3月中旬	下水道工事に伴う水道管移設工事あり
⑦	平成27年11月上旬	平成28年 3月上旬	
⑧	平成27年10月上旬	平成27年 2月中旬	
⑨	平成27年 7月下旬	平成27年 9月上旬	
⑩	平成27年 8月上旬	平成27年10月下旬	
⑪	平成27年 5月下旬	平成27年 8月下旬	
⑫	平成27年11月上旬	平成28年 2月中旬	
⑬	平成27年 7月上旬	平成27年 7月下旬	
⑭	平成27年 6月下旬	平成27年 7月下旬	

なお、⑤⑥⑨については主要な道路を通行止めにしての工事であるため、大きな迂回をしていただかようになります。迂回路については別途お知らせいたします。工事期間中は大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先：下水道課 整備担当 042-973-3433

工事箇所図



## 土地区画整理事務所からのお知らせ

### ○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

#### ☆区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理事業法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談ください。

#### ☆区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所またはまちづくり推進課にご相談ください。

### ○土地の売買について

土地区画整理事業地内においては、地区外の土地と同様にいつでも土地を売買することは可能です。売買に伴う土地の登記は、従前の土地について行われます。

仮換地指定を受けている場合は、土地区画整理事業法に基づく法律上の効果や制限も新しく所有者となる権利者に継承されます。仮換地指定されていない場合でも換地計画の内容（仮換地案図や清算指標など）を新しく所有者となる権利者にお伝えください。仮換地指定の状況、換地計画の内容等についてご不明な場合は土地区画整理事務所までお問い合わせください。

### ○権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

### ○電柱移設へのご協力について

土地区画整理事業では、建物移転や道路築造工事の際、事業に支障となる電柱の移設も同時に行われますが、電柱の受け入れに関しては皆さま方のご協力が必要となります。電気・電話等は皆さま方が日常生活するうえで欠かすことのできないものですので、電柱の移設については関係する皆さま方のご理解、ご協力をよろしくお願いします。



編集発行	飯能市土地区画整理事務所
住 所	飯能市大字笠縫112-1
電 話	042(973)8682
E メール	kukaku@city.hanno.saitama.jp